会報

2021年1月 NO.127

■協会概況―2020年度年央報告 …… 1
■会員の決算状況（2020年9月期）について …… 99
■（寄稿論文）FX証拠金取引の投資パフォーマンスの決定要因 …… 110
■世界の金融先物取引関連トピックス（2020年10月～2020年12月） …… 120

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan

協会概況―2020年度年央報告

一般社団法人金融先物取引業協会
専務理事　山　﨑　晃　義

はじめに

この度、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、2020年度の年央報告を取りまとめましたので、ご報告します。

本協会では、従前より、自主規制機関として各般の自主規制の制定・実施に加え、会員監査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところですが、2020年4月以降については、以下のとおり各種、取組み等を推し進めてきました。

1.　会員等の状況

会員数は、2007年頃の200社ほどをピークに減少を続けていましたが、ここ数年は140社台で推移しています。2020年9月末は、会員144社（対前年度末3社増、1社減）、特別参加者3社（対前年度末1社減）となっており、今後も会員数の増加はなかなか見込みにくい状況となっています。

2.　本協会所管金融商品取引の概況（2020年4月から6月まで）

2020年3月ごろから新型コロナウイルス感染症が、中国から欧米へとグローバルに拡大する状況の中、リスクオフの動きからドル円相場は3月上旬に一気に102円前後まで円高となり、下旬には111円台まで円安になるなど、総じて値動きが大きい展開となりましたが、8月に入ると106円を挟んだ落ち着いた展開となりました。新興国通貨はこの間、世界景気の後退を受け弱含みに推移しました。また、ユーロ相場は、欧州の復興基金構想が公表された以降、ユーロ高の傾向が継続しています。2020年4月以降、日本の長期金利（10年国債利回り）は－0.2％～－0.1％、米国10年国債利回りは0.5％～0.8％の狭いレンジで推移しています。

当期（2020年4月から6月まで）の本協会所管金融先物取引の出来高は、前期（2020年1月から3月まで）と比較し、通貨関連取引については、取引所外国為替証拠金取引（くりっく365）を含む国内取引所取引及び海外取引所取引はいずれも減少しました。店頭取引においても、先物取引及びオプション取引ともに減少しました。なお、店頭外国為替証拠金取引の出来高は前期比12.7％減の1,505兆円でした。また、金利関連取引については、国内取引所取引及び海外取引所取引はいずれも減少しています。

3.　会員監査・処分等の状況

本協会は自主規制機関として積極的にオン・オフの監査の実施に努めており、最近では毎年20社ほどの実地監査を行っています。2020年度上期については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び監査対象先の監査対応体制の状況等を勘案し、監査対象先への訪問は極力控え、書類ベースでの確認及び電話でのヒアリングにより実施しました。この結果2020年度上期の実地監査の実施件数は3社でした。なお、実地監査先は外国為替証拠金取引を行っている会員中心に実施しています。

2020年度上期における会員及び外務員への処分はありませんでした。

また、2020年度上期における会員及び外務員の処

分に係る不服の申立てはありませんでした。

4. 外務員登録事務

国からの委任事務である外務員登録については、登録者は12万人台で推移しています。このうち、本協会が実施する試験を受験しているFX証拠金取引等の外務員登録者数は約4千人となっています。

また、システムの老朽化に伴い、2019年度上期よりクラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を行いました。新システムは2020年2月より運用を開始しています。

5. FX取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応

① 法人顧客に対する証拠金規制（為替リスク想定比率の算定等）

法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率の算出・公表業務を2017年2月17日より開始しました。

現状において、本協会による必要証拠金率の算出･公表業務はおおむね順調に行われており、また、2020年9月末時点で、本協会公表によるレバレッジを使用しているのは、法人取引を扱っている会員43社中38社社となっています。

② 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

金融庁は、2018年6月13日に「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書」を公表しました。

当該報告書では、店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた対応策として、厳格なストレステストを通じた自己資本の拡充や取引データの報告制度の充実等により、自主規制機関による取引監視の強化等を実現することは、店頭FX業者の信用力のみならず業界全体の信頼度を向上させ、中長期的に良質な店頭FX取引市場の成長につながるものと考えられると提言されています。

(i) ストレステスト

「ストレステスト」については、金融庁において、協会の自主規制規則に基づくストレステストの実施を業者に義務付けることとし、2019年3月25日に「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正を公布、同年4月1日に施行しています。これを受けて本協会においても「検討会」での提言を踏まえた自主規制規則を新たに制定（2019年2月27日理事会決定、2019年3月25日制定、2020年1月1日施行）しました。

(ii) 取引データ保存・報告制度

(a) 制度対応

取引データ保存・報告制度への対応として、新たに自主規制規則を制定（2019年8月20日理事会決定、同日制定、2021年4月1日施行）し、その後、システム開発・運用コストの会員負担方法について会員のご意見も踏まえつつ、負担金徴収規程を制定（2019年11月1日理事会決定、同日制定、2021年4月1日施行）しました。

(b) システム構築関係

本制度運用のための新規システムの開発を行うベンダーは、システム構築に必要となる情報を整理するための書類調査（目的：報告項目検討及び約定件数把握）を実施したうえで、複数のベンダーからRFPに基づく提案を受けて選考手続きを経て選定しました（2019年9月）。

2020年1月には報告対象となる全会員を対象に報告フォーマットに関する説明会を実施し、2020年3月には報告実施の対応要領や関連Q&Aを会員向けに公表しました（同年7月第2版、8月第3版公表）。

なお、2020年2月までにシステム開発に係る要件定義は終え、詳細設計・開発を経

て、2020年9月から段階的なユーザーテストを実施しています。

6. 苦情・相談、あっせん事業

本協会所掌取引に関する苦情等の状況は全体として減少傾向にあり、昨年度は増加したものの、2020年度上期においては前年同期比で8.8％と再び減少に転じました。これは、相談件数は増加したものの、苦情、あっせんが大幅に減少したことによるものです。

苦情等の内容としては、外国為替証拠金取引では対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等であり、また、通貨オプション取引については、バイナリーオプション取引（BO）に係る相談が寄せられています。

7. サイバーセキュリティ

近年、本協会の会員に対するサイバー攻撃が目立っていることから本協会では、2020年9月、金融庁の要請を受けて、「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について」による自主点検を本協会のFX取引取扱会員へ依頼するとともに2020年10月6日、日本証券業協会と合同による「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に関する説明会」を開催し、金融庁より講演いただきました。

また、10月16日には、サイバーセキュリティに対する態勢のレベルを底上げすることを目的として実施されている金融庁主催の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅳ）に、昨年に続きFX取扱会員（4社）が参加しました。

8. 「外国為替市場共通の外為行動規範（FX Global Code of Conduct 以下「GCOC」という。）」への対応

GCOCについては、GCOCが外為市場の参加者に対し法律上又は規制上の義務を課すものではないものの、グローバルな外為市場共通の遵守規範であることを踏まえ、多くの会員が自主的に遵守表明できるようGCOCの意義などについて、会員の理解及び認識の共有に努めています。

9. 投資教育事業

2016年度に立ち上げた投資教育事業については5年目となる2020年度には、中立公正な自主規制機関という立場から、一般投資者がFX取引を行う上で知っておきたい情報（取引の仕組みやリスク等）を分かりやすく説明するための教育ツール（WEBコンテンツ）を一般ホームページへ掲載しました（10月）。

そのほか、前年度に引き続き通貨分野を専門に取扱うシンクタンクに一般投資家には不足がちな新興国通貨の基礎知識となるレポートを、2020年度、新たに2通貨を対象として提出していただきました。協会では一般ホームページに掲載するなど投資家へ知識の啓蒙に努めています。

10. マネロン・テロ資金供与対策

国際社会におけるテロ脅威等が高まる中、わが国金融機関等においても更なるマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化が求められており、2019年10月からわが国に対して、第4次FATF対日相互審査が実施されました。

本協会においては、「マネロン対応高度化官民連絡会」にオブザーバー参加しており、マネロン・テロ資金供与対策の重要性や有効な対策を実施する必要性に対する意識の向上を図るなどの取組みを進めています。

11.　中期的な財務均衡への対応

本協会の財務状況において、収入の大宗を占める会費収入は、定額会費と比例会費から成り立っていますが､現状においては内部留保を活用することで、会費規程上算出される比例会費額を減額抑制し、収支と会費、内部留保のバランス等に配意して財務運営してきているところです。

しかしながら、このような財務運営を継続した場合、数年後には内部留保が枯渇することが想定されることから、自主規制機関として安定的な財務運営を行うためには、この収支差を解消し、財務を均衡させることが課題となっています。

本協会としては、会費等の収入と経費支出の両面に渡って急激な変化は困難と考えられること等を踏まえ、毎年度の予算編成において、収支・会費・内部留保の整合的な状況把握が必要と考え、一定の仮定をおいた上で将来を見越した財務状況の試算を会員に示し、中期的な財務均衡の視点に立った検討をお願いしています。

12.　新型コロナウイルス感染症拡大への対応等

2020年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症の国内感染が拡大する中、政府は、4月7日に東京都など7府県に緊急事態宣言を発出し、4月16日には対象地域を全国に拡大しました。

本協会では、会員の皆様に対し、金融庁等からの要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策関連の各種対応等について、会員周知及び協力要請を行いました。

また、本協会事務局においては、勤務体制面では、政府の要請を踏まえ、時差出勤や在宅勤務を実施するとともに、業務運営面では、これまで会員にご出席いただき開催していた各種会議については、いわゆる3密状態の回避を励行して開催したほか、WEB及び電話や書面による開催形式に変更するなど、会員の協力を得ながら業務を行っています｡引き続き、本協会の新型コロナウイルス感染症対応等について、ご理解とご協力をお願いいたします。

本協会は金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として、ベターサービスを運営の基本的志向において活動しています。本協会の活動全体を通じまして、会員の皆様からの温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。

第一部　概況

(一)　法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人（非営利型）であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として、業種・業態横断的な会員構成の下で、会員･投資者へのベターサービスを協会運営の基本的な志向として、活動しています。

（1989年創立以来の協会の系譜については、**別紙1「金融先物取引業協会の系譜」**参照）

1.　一般社団法人

⑴　創立（1989年8月4日）

本協会は、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（1989年8月4日）を受けて設立されました。

⑵　法人格の移行

2012年4月1日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。また、税務上は非営利型一般社団法人を選択しています。

2.　認認定金融商品取引業協会（自主規制機関）

⑴　法人格移行に際しては、移行後も従前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を受けています。（**別紙1「金融先物取引業協会の系譜　別添」**参照）

⑵　金融商品取引法の移行に際し、2007年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）（2007年6月22日新聞発表）※」において、本協会は自主規制機能に特化していると述べられています。

※　「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）2007年6月22日金融商品取引業協会懇談会」（抜粋）

1.　自主規制の意義

（前略）

現在、金融先物取引業協会は自主規制機能に特化しているものの、他の協会はいずれも自主規制機能と業界団体機能の双方を有している。業界団体機能と自主規制機能との切り分けについては、日本証券業協会は自主規制部門と業界団体部門（証券戦略部門）を組織的に分断し、利益相反の発生の防止に努めており、また、他の協会においても自主規制の制定に外部有識者の参加を確保するなど、自主規制機能の独立性の確保に努めている。

（後略）

なお、「金融商品取引業協会のあり方について金融商品取引業協会懇談会」の名簿は**別紙1「金融先物取引業協会の系譜（参考）」**参照。

3.　認定個人情報保護団体

⑴　本協会は、2014年8月1日付で金融庁長官から個人情報保護法第37条（2017年5月30日からは第47条、個人情報保護委員会の所管に変更）に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの苦情処理などの認定業務を開始しました。

同時に「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」を施行（2014年3月27日理事会決定）し、また、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置しました。

⑵　2020年度上期における相談・苦情等の受付けはありませんでした。

⑶　2017年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に伴い、2017年度に「個人情報の保護に関する指針」を改正しました（2017年5月30日理事会決定、同日施行）。

2020年度上期においては同指針の改正はありませんでした。

4. 国からの受任事務（外務員登録事務）

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

5. 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

（二） 協会の概要

1. 本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。（定款第3条）

2. 会員等の状況

2020年9月30日現在の本協会の会員は144社、特別参加者は3社です。

会員等の状況については、「第六部、（一）会員等の状況」をご参照ください。

3. 法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律の三委員会と不服審査会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）幹事会（以下、「FX幹事会」という。）、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

4. 総会、理事会等の開催状況等

⑴ 総会、理事会等の開催状況

2020年上期における総会、理事会、委員会等の開催状況は、以下のとおりです。

（ア） 総会　1回（通常総会　1回）

（イ） 理事会　4回

（ウ） 業務委員会・部会　1回（業務部会　1回）

（エ） 自主規制委員会・部会　2回（自主規制委員会　1回、自主規制部会　1回）

（オ） 規律委員会　1回

（カ） 不服審査会　不服の申立てはありませんでした。

（注） 審議内容等は**別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」**のとおりです。また、2020年度上期の開催状況については**別紙4「2020年度会議日程」（実施及び予定）**をご参照ください。

⑵ 金融庁との意見交換会の実施

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催しています。2020年度は10月12日に第12回意見交換会を開催しました。

（三） 本協会所管金融商品取引の概況（2020年4月から6月まで）

当期（2020年4月から6月まで）における通貨関連取引の出来高は、国内取引所取引（外国為替証拠金取引を除く）はなく、海外取引所先物取引が前期（2020年1月から3月まで）比20.47％減の139,437枚、海外取引所オプション取引はなく、店頭先物取引（外国為替証拠金取引を除く）が同38.22％減の19,868億円、店頭オプション取引が同11.78％減の217,609億円となりました。

外国為替証拠金取引については、店頭外国為替証拠金取引の出来高は12.72％減の15,056,863億円、国内取引所外国為替証拠金取引は同29.24％減の8,334,134枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同30.40％減の66,031億円となりました。

金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同45,78％減の162,573枚、国内取引所オプション取引はなく、海外取引所先物取引が同66.58％減の2,434,477枚、海外取引所オプション取引が同82.43％

減の432,677枚となりました。

当期末（2020年6月末）の建玉残高については、通貨関連取引の建玉残高は、国内取引所取引（外国為替証拠金取引を除く）はなく、海外取引所先物取引が前期末（2020年3月末）比28.71％減の5,275枚、海外取引所オプション取引はなく、店頭先物取引（外国為替証拠金取引を除く）が20.37％減の4,694億円、店頭オプション取引が0.97％減の150,275億円となりました。

外国為替証拠金取引については、店頭外国為替証拠金取引が同15.83％増の65,333億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同0.48％減の2,129,385枚となりました。国内取引所外国為替証拠金取引における建玉残高の円換算値は、同0.76％減の18,503億円となりました。

金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同30.71％減の53,887枚、国内取引所オプション取引はなく、海外取引所先物取引が同20.11％減の1,744,329枚、海外取引所オプション取引が同25.97％減の1,314,247枚となりました。

外国為替証拠金取引における当期（2020年6月末）の顧客預託金及び当期（2020年4月から6月まで）の取引実績口座数は、店頭取引が15,565億円及び849,298口座、国内取引所取引が4,607億円及び19,095口座となりました。

表　一　本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移*

出来高　地域別（国内、海外）

期　間	取引所取引				店頭取引（国内）	
		国内		海外		
			うちFX			うちFX
	枚	枚	枚	枚	億円	億円
当四半期	11,503,298	8,496,707	8,334,134	3,006,591	15,294,340	15,056,863
前四半期	21,998,532	12,077,865	11,778,006	9,920,667	17,530,624	17,251,807
増減（前期比）	－47.71％	－29.65％	－29.24％	－69.69％	－12.76％	－12.72％

出来高　商品タイプ別

市　場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	うちFX	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	162,573	0	2,434,477	432,677	8,334,134	8,334,134	0	139,437	0
	299,859	0	7,283,980	2,461,362	11,778,006	11,778,006	0	175,325	0
	－45.78％	－	－66.58％	－82.42％	－29.24％	－29.24％	－	－20.47％	－
店　頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	－	－			15,076,731	15,056,863	217,609		
	－	－			17,283,966	17,251,807	246,658		
	－	－			－12.77％	－12.72％	－11.78％		

上段：当四半期　　中段：前四半期　　下段：増減（前期比）

期末建玉　商品タイプ別

市　場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	うちFX	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	53,887	0	1,744,329	1,314,247	2,129,385	2,129,385	0	5,275	0
	77,770	0	2,183,350	1,775,189	2,139,668	2,139,668	0	7,399	0
	－30.71％	－	－20.11％	－25.97％	－0.48％	－0.48％	－	－28.71％	－
店　頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	－	－			70,027	65,333	150,275		
	－	－			62,301	56,406	151,747		
	－	－			12.40％	15.83％	－0.97％		

上段：当四半期　　中段：前四半期　　下段：増減（前期比）

外国為替証拠金取引の概況

市　場	期　間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客預託金 億円	預託証拠金倍率=①÷② 倍	取引実績口座数
東京金融取引所（クリック365）	当四半期	66,031	18,503	4,607	4.02	19,095
	前四半期	94,867	18,645	4,645	4.01	25,371
	増減（前期比）	－30.40％	－0.76％	－0.82％	0.06％	－24.74％
店頭取引	当四半期	15,056,863	65,333	15,565	4.20	849,298
	前四半期	17,251,807	56,406	15,030	3.75	926,703
	増減（前期比）	－12.72％	15.83％	3.56％	11.85％	－8.35％
合計	当四半期	15,122,895	83,837	20,172	4.16	868,393
	前四半期	17,346,674	75,051	19,675	3.81	952,074
	増減（前期比）	－12.82％	11.71％	2.53％	8.95％	－8.79％

*　金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当四半期とは、取引金額は2020年第1四半期（2020年4月から6月）までの累計、建玉及び預託金は2020年度第1四半期末（2020年6月末）時点での値、実績口座数は2020年第1四半期（2020年4月から6月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前四半期とは、取引金額は2019年第4四半期（2020年1月から3月）までの累計、建玉及び預託金は2019年度第4四半期末（2020年3月末）時点での値、実績口座数は2019年第4四半期（2020年1月から3月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しています。

第二部　事業計画の概要

2020年度上期における本協会の事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

（2020年度における本協会の活動状況の詳細については、**別紙5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」**参照）

2020年度事業計画の進捗状況

2020年度事業計画の概要				
2020年度事業計画	内　　容 （空白：継続事業、新規：2020度新規事業、変更：2020年度一部変更する事業、削除：2020年度削除する事業）			事業計画の進捗状況
1.　金融先物取引業務の適正化 〔会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験の実施〕	1.1		会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施	継続実施。
	1.2		自主規制規則の制定・改廃の実施	・外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係の規則の改正を実施（2020年6月17日理事会決定　2020年12月1日施行。）。 ・店頭FX取引のスプレッド広告に関する自主規制の制定（2020年6月17日理事会決定　2020年12月1日施行。）、Q&A事例集の改正を実施。 ・内部管理責任者等に関する処分制度関連の規則制定、改正を実施（2020年6月17日理事会決定　2020年7月1日施行。）。
			⑴自主規制規則関係アンケートの実施	下期に実施予定。
			⑵パブリックコメントの実施	継続実施。
	1.3		内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施	継続実施。
	1.4		投資教育事業計画推進 　市場環境関連プロジェクトの運営	学術連携（法学）研究会と連携し、下期に研究会を開催予定。
	1.5		法人顧客に対する証拠金規制への対応 （為替リスク想定比率の算出等）	・毎週金曜日に為替リスク想定比率を算出し、一般ホームページにて公表。 ・7月に委託先提供データ誤りに起因する公表遅延が発生したが事後対応済。
	1.6		店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書への対応	
		変更	⑴府令ストレステストによる自主規制の円滑な実施	・最大想定損失額が固定化されていない自己資本の額を上回った場合の都度報告及び月次報告を監査部で受け、当局へ報告。 ・9月に半年ごとの計測時点及び最大変動幅サンプリング日の確認を実施。
			⑵店頭FX取引における取引データ報告制度の構築	システム開発中。 9月に1回目のシステムテスト（一部会員も参加）実施。
定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号		新規	⑶ロスカット制度に係る監視間隔等の見直し	ロスカット細則を改正（6月17日理事会決定）し、最大監視間隔10分から1分へ短縮。
2.　金融先物取引市場の調査、研究 〔内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成（主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等）〕	2.1		金融先物取引に関する内外動向調査	
			⑴新制度及び新商品などの状況把握	継続実施。
			⑵金融商品と当該商品規制との対応関係の整理（マッピング）	継続実施。
			⑶規制環境の変化等に関する会員への情報発信	継続実施。

2020年度事業計画の概要				
2020年度事業計画	内　　容 （空白：継続事業、新規：2020度新規事業、変更：2020年度一部変更する事業、削除：2020年度削除する事業）			事業計画の進捗状況
	2.2		金融先物取引業に関わる各種統計資料の整備	
			⑴統計資料に係る改善	継続実施。
			⑵ビッグデータ解析の安定運用と改善	継続実施。
	2.3		外部学術機関との連携	
			⑴外国為替証拠金取引における投資家の行動経済学的分析（投資者教育プロジェクトの一環）	学術連携（経済）研究会において、保有期間と収益の関係について分析を進めており、2020年9月に中間報告を実施。下期に最終的な分析結果の報告が行われる予定。
			⑵金融先物取引における諸課題の法学的観点からの整理（市場環境整備プロジェクトと共同）	学術連携（法学）研究会において、取引データ報告制度が運用された際に想定される課題をテーマとして下期に研究会を開催予定。
			⑶シンクタンク等との協力関係の構築	公益法人国際通貨研究所にレポートの寄稿を依頼し、2020年4月に新興国通貨の基礎知識となるレポートを公表。下期も引き続き2本のレポート公表を予定。
	2.4		投資教育事業の推進 　投資者教育プロジェクトの推進	
			⑴金融先物取引に関する教材開発及び学習機会の提供	当初6月に予定していた地銀協での研修が新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で来年1月に延期。
			⑵投資者に関する実施済み調査の多角的なデータ分析	FX取引市場の全体像について、協会保有の統計データ等を活用した分析レポートの公表を下期に予定。
	2.5		外部機関との連携	
			⑴海外関係団体との交流、情報交換の一層の強化	投資家教育国際フォーラム（IFIE）と証券監督者国際機構（IOSCO）の共催による「投資教育カンファレンス」に2020年11月にオンラインにて参加（3名）予定。
定款第4条第1項第2号			⑵外部統計機関（金融・資本市場統計整備連絡協議会など）、東京外国為替市場委員会及び日本銀行との連携	下期に金融・資本市場統計整備懇談会に参加予定。
3.　法令規則等の遵守状況の監査 〔会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施〕	3.1		計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施	
			⑴モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応	上期実績無し。
			⑵財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施	上期対象会員無し。
			⑶効率的な監査の実施	2020年上期は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面や電話ヒアリングを用いて効率的に監査を実施（3社）。
			⑷効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化	適宜実施。
	3.2		概況調査・確認調査の円滑・適切な実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時見合わせ。

2020年度事業計画の概要				
2020年度事業計画	内　　容 （空白：継続事業、新規：2020度新規事業、変更：2020年度一部変更する事業、削除：2020年度削除する事業）			事業計画の進捗状況
定款第4条第1項第3号	3.3		仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施	上期対象会員無し。
	3.4		個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施	書類調査（1社）。
4.　苦情・紛争の処理 〔会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん〕 定款第4条第1項 第4号、第5号、第6号	4.1		証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携	各月実績確認、発生状況等含め監査部と連携（継続）。
	4.2		金融ＡＤＲ機関への継続支援	継続実施。
	4.3		認定個人情報保護団体としての会員の顧客からの個人情報取扱いに係る苦情・相談業務の適切な実施	上期は無し。
5.　外務員の登録事務 〔金融庁長官から委任された外務員の登録の実施〕 定款第4条第1項第7号	5.1	変更	新外務員登録システム・事務の円滑・適正な運用と実施	継続実施。
	5.2		外務員資格試験の円滑・適切な実施	継続実施。
	5.3		外務員更新研修の円滑・適切な実施	継続実施。
	5.4	変更	外務員登録システムの再構築Ⅱ	会員との連携のため、会員用のクラウドコミュニティを利用したシステムを年度内に対応予定。会員周知及び運用に関しては、次年度対応予定。
6.　広報、刊行物の発行 〔金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行〕 定款第4条第1項第8号	6.1		刊行物発行事業の円滑・適正な実施	継続実施。
	6.2		Kinsaki-netを利用した適時･適切な情報発信の充実（会員向け）	通知文書、幹事会の議事要旨その他お知らせ等を適時掲載。
	6.3	変更	一般向けWEBサイトを活用したデリバティブ投資知識の普及（一般向け）	一般投資家向けWEBコンテンツ「FFAJの学ぼう！FX」の制作が完了し、10月末に協会一般サイトに公開予定。
	6.4		法人顧客に対する証拠金規制への対応 （為替リスク想定比率の公表と外部情報媒体への情報提供）	・毎週金曜日に為替リスク想定比率を算出し、一般ホームページにて公表。 ・7月に委託先提供データ誤りに起因する公表遅延が発生したが事後対応済。 ・QUICKにおける公表（2019年1月より）。
7.　金融先物取引業務の改善合理化 〔会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施〕 定款第4条第1項第9号	7.1		投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施	
			⑴金融商品別（FX幹事会等）施策の充実	ロスカット細則の改正（ロスカット監視間隔の短縮等）、スプレッド広告ガイドラインの規則化（実績開示の強化等）。
			⑵チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備	上期実績なし。
			⑶その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化	テレワーク業務態勢を安定化させるため、在宅での業務環境改善を進めている。
	7.2		会員の事務負担合理化等の見地からのQ＆A事業の推進と拡充（広告等に関するQ＆A 、既存Q＆Aの改正）	スプレッド広告細則に関するQ&A策定。

2020年度事業計画の概要				
2020年度事業計画	内　　容 （空白：継続事業、新規：2020度新規事業、変更：2020年度一部変更する事業、削除：2020年度削除する事業）			事業計画の進捗状況
8. 教育、研修 〔会員の役職員等に対する教育、研修の実施〕 定款第4条第1項第10号	8.1		規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
			⑴ 会員専用WEBサイト（Kinsaki-net）の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	規則改正等の情報や当局からの周知依頼等を適時掲載。
			⑵ ITを活用した教育、研修の検討	Webを利用したセミナー等の可能性を検討中。
	8.2		投資教育事業の推進 　プロフェッショナル教育プロジェクトの推進	
		変更	一般向けWEBサイトを活用したデリバティブ投資知識の普及（一般向け）	一般投資家向けWEBコンテンツ「FFAJの学ぼう！FX」の制作が完了し、10月末に協会一般サイトに公開予定。
	8.3		会員等が行う教育・研修の支援	地銀協会主催の研修に金融先物取引の講義を継続し提供予定（1/25 ～ 1/28 TFX、CME等と連携し講義を提供予定）。
9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項第11号、第12号	9.1		会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施	金融庁等との意見交換会を今年度下期に実施済み（10月）。
	9.2		金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等	継続実施。
	9.3		第二種金融商品取引業協会への協力	継続実施。
	9.4		日本証券経済研究所への助成	4月実施。
10. 法令に基づく主務大臣等への協力 定款第4条第1項第11号、第13号	10.1		連絡、協力事業の適切な実施	継続実施。
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進 定款第4条第1項第14号	11.1		一般社団法人業務運営の着実な実施	継続実施。
	11.2		協会事務局体制の適正性・効率性に資する整備	現体制を当面継続。
	11.3		協会事務の合理化・適正化の推進	継続実施。
			⑴協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等	継続実施。
			⑵出版等の更なる効率化の検討等	継続実施。
	11.4		内部管理責任者等の処分制度の見直し（関係規程の制定及び改正）	内部管理責任者等における処分制度関連の規則制定、改正を実施（2020年6月17日理事会決定　2020年7月1日施行。）。 今後、引続き内部管理担当役員の設置について、運用等を検討予定。
	11.5		金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の円滑・適正な実施	必要に応じて継続実施。
	11.6		サイバーセキュリティへの取組み	・システムリスク管理態勢及び顧客被害の発生状況の確認依頼。 ・サイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅴ）参加。
	11.7		協会役職員に対する教育、研修（監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等）の実施	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、監視委員会主催研修は参加枠提示がなかったため、不参加。また、投資家教育国際フォーラム（IFIE）と証券監督者国際機構（IOSCO）の共催による「投資教育カンファレンス」へは2020年11月にオンラインにて参加（3名）予定。 ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行う情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の講習を2020年9月にオンラインにより受講（1名）完了。

第三部　法人管理関係

（一）　事務局の概要

1.　組織・人員等

⑴　組織・人員

本協会は、協会事務局の業務運営体制の強化等を目的として、2016年7月に従来の事務局長制から統括役･役員付制に組織改正が行われ､統括役2人の下、4部（総務、業務、監査、調査）体制としています。

職員数（2020年9月末現在）は、21人（うちパート2人）です。

（別紙6「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

（参考）事務局人員の推移

・2009年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、2010年度までに対2008年度末（14人）比11人増員を計画。

・その後、事務量見直しに基づく計画見直しをしつつ、計画期間を当初の2年から4年に延伸し、2012年度にほぼ一巡。

・体制整備の成果は、モニタリング組織等、各部で効果。

⑵　2016年7月からの業務運営体制

2016年7月に導入した統括役体制による業務運営体制については、導入後の状況を踏まえ、制度整備を検討することとしていましたが、現状において円滑な業務運営が行われていることから、現体制を当面継続することとしています。

⑶　不服審査会室の設置

2017年6月に不服審査会が設置されたことに伴い、総務部に不服審査会室を設置しました。

2020年度上期における不服の申立てはありませんでした。

⑷　その他

適時的確な業務運営を行うため、各部に周知すべき事項、日程調整、検討すべき課題等を協議する場として、管理職職員をメンバーとする、月例調整会議や連絡調整会議等を開催することとしています。

2.　所在地

⑴　主たる事務所

〒101－0052

東京都千代田区神田小川町1－3

NBF小川町ビルディング

代表TEL（03）5280－0881

各部代表TEL　総務部（03）5280－0881、0889

業務部（03）5280－0882

調査部（03）5280－0884

監査部（03）5280－0883

FAX（03）5280－0895

URL　https：//www.ffaj.or.jp/

https：//www.ffaj.or.jp/en/

⑵　支部

支部は置かれていません。

（二）災害対策関係、事業継続計画等

⑴　本協会の事業継続計画（BCP）については、2011年3月に自然災害を対象とした「災害対策要綱」を策定し、その後、2013年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、本協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、2014年3月7日より運用を開始しています。

⑵　2020年度上期における対応状況は、以下のとおりです。

（ア）　本協会の事業継続計画に定める非常時対策本部の設置はありませんでした。

（イ）　非常時対策本部の運用フローの確認等を目的とした模擬訓練を下期に実施予定。（前回実施日：2020年2月5日）

（ウ）　新型コロナウイルス感染症拡大への対応については、協会実施可能業務の縮小や事務所の閉鎖を想定し、「新型コロナウイルス感染症発生時に各部署における最低限必要な業務に関す

る選定基準」を取りまとめました。

（三） 事務局における個人情報の取扱い

1. 個人情報の取扱いに係る点検

⑴ 本協会では内部規程（「個人データ取扱状況の点検・監査規程」（2014年3月19日事務局決定））に基づき、四半期に一度、各部において個人情報の取扱いに係る点検を行っています。

⑵ 年に一度、本協会事務局における個人情報の取扱いに係る監査を受けており、2020年度は、下期に外部のセキュリティコンサルティング会社による監査を受ける予定です。

（四） 職員資質向上

職員の資質向上のため、以下の施策を行っています。

① 外部講師による研修等

（i） 個人情報保護研修

セキュリティ・コンサルタントによる定期個人情報保護研修（2008年度より実施、2020年度は2021年3月に実施予定）

② 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修（2010年度より実施、2019年度は7月に参加）

※ 2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から本協会への参加枠提示がなかったため、不参加。

③ 投資家教育国際フォーラム（IFIE）と証券監督者国際機構（IOSCO）の共催による「投資教育コンファレンス」へ2016年度より参加。2020年度は2020年11月にオンラインにてリモート開催予定。

④ 本協会ではサイバーセキュリティ対策などの業務運営に資するとの観点から、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の取得･登録を支援（2018年10月1日総務部職員1名登録、毎年、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行う講習を受講。2020年度は、2020年9月にオンライン講習の受講を完了。）

（五） 法人管理の適正化

1. 最近における取組み

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

最近においては、下記の取組みを行っています。

⑴ 総務部における文書担当の設置

本協会が外部に発出する対外的な文書は、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかについて、文書担当者の合議を経たのちに発出する。

⑵ その他

（ア） 法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とし、公益財団法人公益法人協会に加入（2014年4月）しています。

（イ）「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、本協会の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険に加入（2014年4月）しています。

（ウ） 2016年12月より、協会役職員の所属健康保険制度を従来の全国健康保険協会から、東京証券業健康保険組合に変更しました。

（エ） 2019年度より、会計監査の信頼性と監査法人の独立性を確保する観点から監査法人を変更しました。

2. 内部管理規則の整備

⑴ 協会事務局の内部管理のための規程としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの（定款第33条（役員の報酬等））及び理事会の決議を必要とするもの（定款第41条（事務局の組織及び運営に関する事項）、定款第42条の2（経理規則）等）等があります。

⑵ 2020年度上期においては、新型コロナウイルス

感染症拡大への対応等として、PC等・データ持ち出しマニュアル等の一部改正を行いました。

（六） 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベターサービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めたセキュリティを確保した上で、電子情報技術（IT）の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取組んできました。

1. 一般向け協会ホームページ

1999年度以降、一般投資者に向けて「一般向け協会ホームページ」(注) を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、統計資料として金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値、顧客の預託額情報の他、調査レポートなどを掲載しています。

（注） 協会ホームページ
日本語版 https：//www.ffaj.or.jp/
英語版 https：//www.ffaj.or.jp/en/

2008年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、デザインを含めた広範なリニューアルを行い、以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページを掲載、2018年4月には、米国先物外務員登録試験のテキストである「Futures&Options」を訳出・電子書籍化して掲載、2020年3月には、通貨分野を専門に取扱うシンクタンクに一般投資家には不足がちな新興国通貨の基礎知識となるレポートを寄稿いただくなど、コンテンツの充実にも継続的に取組んでいます。

2019年7月には、投資教育事業の一環として、今後予定されている教育コンテンツの拡充に先行して、ホームページをより多くの一般投資者に見てもらえるようにするためのリニューアルを行い、デザインの大幅刷新や常時SSL化を実施しました。

2020年度は、下期にFX取引について一般投資者に分かり易く解説するためのコンテンツを新たに公開する予定です。

2020年度上期における一般向け協会ホームページへのアクセス数は、106,157回※（2019年度上期278,627回）でした。

※ 2019年7月のリニューアルに伴い、アクセス数のカウント方法が変更になりました。

2. 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）

⑴ 会員の利便性向上の努力

会員・特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として「会員・特別参加者専用サイト」を2008年度に設置しました。2010年3月には、その運用実績等を基に大幅な改善を行い、会員からの要望も踏まえ、安全性を考慮したウェブ報告機能「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

その後も、本協会では、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行っており、2012年度においては、出来高状況報告等の専用画面を新設し、2015年度においては、会員が外務員の登録状況等の確認をシステムにより随時行えるように「外務員情報」ページを新設しました。

⑵ 会員・特別参加者への連絡、情報提供

本協会事務局から会員・特別参加者への適時的確な各種連絡、情報提供は、ベターサービスを志向する本協会の運営の重要な柱であると考えます。Kinsaki-netは、この点で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキング・グループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとしての

役割を担っています。2020年度上期に、同ページを通じて行われた連絡件数は、151件（うち本協会通知文書掲載92件）となっています。

⑶　会員・特別参加者からのウェブ報告機能

会員・特別参加者は、Kinsaki-netに設置された報告書管理システムを通じて協会への各種報告を行うことができます。同システムに登録された報告文書等は、登録した会員・特別参加者から随時閲覧することが可能です。同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。システム・セキュリティ環境等がそれぞれ異なるなど諸条件がある中、2020年9月末時点では99％の会員・特別参加者が同システムを利用しています。

⑷　セキュリティの強化等

2013年12月にはKinsaki-netサーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。また、2016年3月には、Kinsaki-netプログラムのフレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムへの移行を行いました。

2020年1月にはサーバOSのバージョンアップを行いました。

なお、システムの可用性やメンテナンス性の確保の観点から、今後5年間の間にセキュリティにも十分配慮したうえで、Kinsaki-netのクラウド移行を検討する予定です。

（別紙7「Kinsaki-net概要」参照）

3.　事務局システム

本協会事務局の近年の電子情報技術の活用とセキュリティ強化の変遷は以下のとおりです。

- 2010年度、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員や一般投資者へホームページ等を通じての情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるよう、本協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入。
- 2011年8月、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設。
- 2012年3月、災害等緊急時対応として、職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切替。
- 2012年9月、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入。
- 2017年6月、2018年7月には、業務用サーバの更改を行うなどハード、ソフト及びセキュリティについて適時必要な切替え、見直し等を実施。
- 2019年度、Windows7からWindows10への切替えとともに各種のソフトウエアのバージョンアップ等のエンドユーザー環境を更新。

また、年度末には新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在宅勤務実施のため、ライセンス追加、備品調達等を行い、リモートアクセス環境を強化。

- 2020年度上期、新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、リモート会議サービスの契約、在宅勤務環境における業務効率の改善のために必要な備品を職員に貸与。

なお、2020年度下期には、昨今ますます増加・巧妙化するサイバー攻撃への対策として、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にリモートアクセスが急激に増加している状況等も踏まえ、セキュリティ強化対策を実施予定。

4.　外務員統合管理システム

国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、2005年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行っています。

なお、システムの老朽化に伴い、2019年度上期よりクラウドを使用した汎用システムを基に新システ

ムの開発を行いました。新システムは2020年2月より運用を開始しています。

なお、新システムでは、社会的要請である外務員の旧姓使用にも対応する予定です。

5. 機械化会計

2010年度予算編成における年度開始前予算編成移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行･債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、2011年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

6. 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、2012年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や、毎年7月1日基準で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

7. 統計データ処理環境

2017年3月に投資教育事業の推進の一環として、統計処理環境の整備のため、Kinsaki-netのデータベースと連携したデータ処理サーバの構築を行いました。各種報告内容の進展に併せて、必要な知識の習得に努めるなどデータ処理サーバの環境維持にかかる管理を行っています。

（七） 各種刊行物の刊行等

―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―

1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。2009年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

刊行物の電子化は2014年度にすべての刊行物に対し実施され、完了しています。

2. 各種刊行物の状況

2020年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

⑴ 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期に作成し、Kinsaki-net上の電子ファイルにより、会員に発信しています。

2020年度4月から9月に発刊した会報では、以下の特集記事等を掲載しています。

号数	掲載記事
第124号	「2019年海外主要金融デリバティブ市場の現状」、「個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告」
第125号	「会員の決算状況（2020年3月期）について」

また、会報は金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し､加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

⑵ 金融先物取引業協会諸規則集

2019年度から、収録内容を本協会の定款諸規則等に限定･スリム化した「金融先物取引業協会諸規則」（A5判、分冊無し）を作成することとしました。

規則集は、会員、特別参加者に紙媒体のものを一部ずつ無償提供し、併せて、電子媒体でも提供（Kinsaki-net掲載）を行っています。

⑶ 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成しています。本マニュアルは、2011年度より電子媒体により提供

（Kinsaki-net掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直しており、2020年10月版として最新のものをKinsaki-netに掲載することとしています。

第四部　事業実施関係

（一）　自主規制実施関係

1.　会員監査及びモニタリング

⑴　監査体制

会員の監査については、1992年の金融先物取引法の改正（1992年7月20日施行）により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として、本協会の業務に加えられました。現在、会員会社に臨場する実地監査と、オフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

（**別紙8「2020年度（2020年4月～2020年9月）監査結果」**参照）

⑵　実地監査

（ア）　実施状況

実地監査については、1992年度から実施しています。2020年度上期については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及び監査対象先の監査対応体制の状況等を勘案し、監査対象先への訪問は極力控え、書類ベースでの確認及び電話でのヒアリングにより実施しました。この結果2020年度上期の実地監査の実施件数は3社でした。

監査内容については、新たな法令諸規則及び発生した事故事例､監督当局の行政方針等を考慮し、適宜、ヒアリング項目の追加、ヒアリング深度を深める等、監査の実効性を上げるよう努めています。

実地監査に当たっては、会員の業務改善に資することを念頭に置き、監査における不備事項等についての判定基準を明確化するとともに、必要に応じてフォローアップ監査を実施し、不備事項等の改善状況を確認しています。

（イ）　合同監査

東京金融取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び監査の効率化のために、2005年度から、取引所との間で合同監査を行うことを原則としていましたが、東京金融取引所自主規制事務局からの申し入れにより2017年度以降一時的に合同監査を停止しました。その後、2019年度に東京金融取引所自主規制事務局と合同検査の再開について協議を行い、新たに合同監査の実施対象先や手続き等について取り決めました。2020年度の合同監査の実績はありませんでしたが、東京金融取引所の書類考査と実施時期を調整し同時期に行う同時監査を1社に対して実施しました。

（ウ）　監査結果

2020年度上期の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められました。

⑶　モニタリング

（ア）　モニタリングの概要

モニタリングについては、2009年度以降、種々の規制見直しが実施されていく中で、大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたオフサイトの書類監査等と、その結果によりオンサイトの実地監査等を組み合わせて実施するモニタリングを導入することとし、2010年7月より、モニタリング担当の運用を開始したところです。

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制業務の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果、必要と認められるものについて、オンサイトの特別監査や特別調査等を組み合わせて実施しています。

（イ）　モニタリング項目

2020年度上期においては、以下の12項目につい

てモニタリングを実施しています。

① 事業報告書及び決算表の状況

② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）

③ 区分管理信託の状況

④ 未収金発生状況及び残高状況（「⑷（ア）為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表」参照）

⑤ システム障害の状況

⑥ 事故報告等の定款第4条に基づく各種報告の内容確認

⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認

⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（「⑷（イ）広告モニタリング」参照）

⑨ 価格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）

⑩ 苦情の状況等

⑪ リスク開示モニタリング

⑫ ストレステストモニタリング

（ウ） モニタリング結果によるオンサイトの特別監査等

① 特別監査（「⑷（エ）特別監査（オンサイトによる監査）」参照）

② 財務状況等の確認を行う各種調査（「⑷（オ）特別調査」、「⑷（カ）確認調査」、「⑷（キ）概況調査」参照）

⑷ モニタリング各論

（ア） 為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表

① 2011年9月以降、為替相場急変時等のロスカット等未収金について、会員からの報告を基に本協会一般向けホームページ上で、月次の発生件数及び金額を公表しています。（法人顧客分は2015年4月から、2019年1月から店頭・取引所を区分）

② 多額のロスカット等未収金が発生するような相場急変が発生した場合には、必要に応じ個別事象ごとの発生状況を調査しています。

直近では、2020年3月の新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う為替相場急変時における未収金発生状況を把握する調査を実施しました。

（イ） 広告モニタリング

外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引については、勧誘規制の対象となっていることから、広告モニタリングを行っています。

① 広告モニタリングでは、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う会員の雑誌広告やホームページ、アフィリエイト広告等を巡回し、誤認防止など投資者の保護の観点から、不適切な表示等が認められた会員に対し内容の修正を求める等の指導を行っています。

会員ホームページやキャンペーン広告等に係る2020年度上期の指導件数は、会員12社に対し延べ21件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

（参考）広告モニタリングによる指導内容（2020年度上期）

広告の種類	延べ件数	概要
HP上の表記方法	20	不明瞭・不適正な表記
キャンペーン広告	1	キャンペーン実施時の広告表記方法
合計	21	

② 必要に応じて全社一斉の注意喚起等を行っており、2019年7月には「スワップポイントに関する広告の取り扱いについて」を発出し、特に高金利通貨のスワップポイントを訴求する際の表現のあり方について、2020年3月には「新型コロナウイルスの感染症拡大等に伴うスプレッド広告の取扱いについて」を発出し、カバー先のスプレッド拡大に伴って自社の対顧客レートのスプレッドも拡大している場合は適切な広告管理を行うよう、注意喚起を行いました。

（ウ） 書類監査

2010年度より、システムリスク管理態勢、緊急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等について、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。2020年度上期においては対象となる会員はありませんでした。

（エ） 特別監査（オンサイトによる監査）

平常時のモニタリング活動の中から、必要と認めた場合等には特別監査を実施しています。2020年度上期においては対象となる会員はありませんでした。

（オ） 特別調査

投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について、特別調査を実施することとしています。

① 財務健全性の確保

2012年度から自己資本規制比率、純資産額が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため特別調査を開始しています。2020年度上期においては対象となる会員はありませんでした。

② 金融商品仲介業への対応

「金融商品仲介業者に関する規則」（2012年11月22日 第8回理事会決定、2013年1月1日 施行）及び関係諸規則においては、投資者保護に資するため、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、仲介業務を委託した会員による指導及び監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図ること等が規定されています。このような規制環境を踏まえ、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため、実地での特別調査を行うこととしています。

2020年度上期においては対象となる会員はありませんでした。

（カ） 確認調査

2014年度において不適正な報告事例が見られたこと等に鑑み、顧客預り資産の保全、会員の財務内容の適正性を確保するため、新たに財務系を中心とした各種報告内容の正確性・適切性を確認する目的で、無作為抽出した既存会員への短期間の確認調査を行うこととしました。2020年度上期には新型コロナウイルス対策の観点から、実施を見合わせています。

（キ） 概況調査

2008年度から、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員に対し、財務状況等の適正性を確認するための概況調査を開始しました。2020年度上期には新型コロナウイルス対策の観点から、実施を見合わせています。

（ク） 書類調査

① 取引データ保存・報告制度関係事前調査

2021年4月に施行される取引データ保存・報告制度を見据え、会員から徴求するデータフォーマットを検討するための書類調査を実施し（2019年4月）、その後、施行後のデータ量を把握するために、会員の約定件数を把握する書類調査を実施（2019年8月、2020年3月）しました。

② サービス稼働状況調査

会員によっては複数のFXサービスを提供し

ているケースもあるため、その実態把握を目的として全社に対し、2020年5月時点で稼働中のサービスに関する調査を行いました。

この調査の結果は、その後の各種調査・監査等の基礎となる重要な資料となっています。

③　バイナリーオプション書類調査

新たにバイナリーオプションを開始する会員がある場合は、バイナリーオプションの開始前にその商品性について書類調査を行い、協会規則違反の有無等の確認を行っています。

2020年度上期においては1社、実施しました。

（ケ）　事業報告書及び決算表の状況

会員から提出される事業報告書等から会員の事業内容、収益状況等を把握するとともに、役員の異動状況、株主構成等を確認しています。2020年度上期においては27社の確認を行い、得られた情報は各種モニタリング活動にも活用しています。

（コ）　区分管理信託の状況

会員から毎週提出される区分管理信託表及び金銭信託の残高証明書を全週、全会員分を確認し、会員の区分管理信託が適正に行われているかの確認を行っています。

必要に応じ、個別にヒアリングを行っています。

（サ）　システム障害の状況

会員から提出されるシステム障害について、全件、内容の確認を行い、必要に応じて障害の原因、対応策、復旧目途、損失補てんの有無等をヒアリングしています。

障害深度、内容によって特別調査等を検討することとなります。

2020年度上期においてはシステム障害についての特別調査はありませんでした。

（シ）　損失補てんの確認申請及び事故報告の内容確認

会員から当局に提出される損失補てんの事前の確認申請、事故報告（当該事故に係る確認が不要な場合の報告）を全件、確認しています。

特に事前の確認申請については損失補てんをすることとなった経緯を始めとして、各顧客別、さらに各取引別の売買成立値段等から最終的な補てん金額を精査し、必要に応じ会員に対して修正対応を要請したうえで当局へ書類提出し、その後に会員による損失補てんが実施されることとなっています。

事故報告についても同様に当局へ書類提出をしています。

なお、事故報告の提出期限の厳守を図るため、2020年9月8日付けで会員から協会への本報告書の提出期限を明確化する文書を発出しました。

（ス）　定款施行規則第4条に基づく各種報告の内容確認

定款施行規則第4条に基づく各種報告（当局検査指摘事項への対応の進捗、週次報告される財務状況報告等）を確認し、必要に応じて個別にヒアリングを行い、実態把握を行っています。

（セ）　リスク開示モニタリング

2019年9月から店頭FX取引を取扱う金融商品取引業者等については、毎月、リスク情報の開示が義務付けられました。各社が公表した数値をモニタリングし、当局と情報共有を行っています。

（ソ）　ストレステストモニタリング

2020年1月から店頭FX取引を行う金融商品取引業者等には、業界横断的な共通ルールに基づくストレステストを毎営業日行い、その結果がマイナスとなった場合は都度、また、マイナスの有無にかかわらずテストの結果を月次で本協会へ報告することが義務付けられました。

協会では、これらの報告を当局に報告するとともに、全社のテスト結果を毎月モニタリングし、当局と情報共有を行っています。

本テスト開始以降、複数の会員において算出誤りが見られたことから、2020年7月8日に、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの算出の適正性に

関する注意喚起」を発出し、各会員に対して算出方法の適正性について改めて点検するよう求めました。

⑸　その他

（ア）　ゴールデンウイーク中のFX取引に関する投資家への注意喚起

2020年のゴールデンウイークは、新型コロナウイルス感染症の影響やこれに関連する緊急事態宣言の発令等に伴う対応により、例年より外国為替市場の流動性が大きく低下する可能性があったことから、2020年4月27日に、一般向け協会ホームページに「ゴールデンウイーク期間中の外国為替証拠金取引に関する投資家への注意喚起」を掲載し、当該期間中の相場急変等に関する注意喚起を行いました。

（イ）「監査の手引き」の整備

投資教育プロジェクトの一環として、2019年1月15日に「監査の手引き」を会員向けに公表しました。

「監査の手引き」は、本協会監査部が実地監査で利用している監査のチェックポイントについて取りまとめた資料であり、各会員が社内の管理態勢整備等の参考資料として活用することを目的として公表したものです。

（ウ）　その他

①　会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。2020年2月26日に予定していた会員セミナーは開催中止となりましたが、当日配布予定の資料をKinsaki-netに掲載しました。

②「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との連携

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、本協会からFINMACへ業務委託（第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除く（「（四）　苦情・相談、あっせん事業」参照））を行っています。

FINMACとの間では、同法人発足当初からの取決めで、顧客に係るあっせん、苦情及び相談の状況の概要について月次で報告を受け、必要であると判断した事案については、さらに詳細な記録の提出を求め、会員へのヒアリングや指導に活用しています。

③　行政当局との連携

金融庁、関東財務局、本協会による定期意見交換会を2015年9月28日（近畿財務局も参加）より行い、金融先物取引に関する情報交換を行っています。

最近では2020年3月に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応のため、中止しました。

また、個別事案については電話等により適宜情報交換を行う等、連携を図っています。

2.　会員及び外務員処分関係

⑴　規律委員会の開催状況

2020年度上期の規律委員会の開催状況は以下のとおりです。（1回開催）

（開催日）

第22回：2020年4月7日

（審議事項及び報告事項）

1.　協会規則等の一部改正の件（内部管理責任者に対する処分制度整備関連）

2.「内部管理責任者処分量定基準」の制定及び考え方の公表の件

⑵　処分状況

2020年度上期の本協会の定款等に基づいて会員又は外務員に対して行われた処分の状況は、以下のとおりです。

（ア）　会員処分

本協会定款に基づき、実施した会員処分はあり

ませんでした。

（イ） 外務員処分

金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則に基づき、実施した外務員処分はありませんでした。

（注） 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。
外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

⑶ 処分関係制度整備

2020年4月の第22回規律委員会において内部管理責任者に対する処分制度関係が承認され、規則等については、2020年6月17日の理事会において承認されました。

これに伴い、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」（1997年12月12日第7回理事会決定、2020年6月17日最終改正）の一部改正及び内部管理責任者に関する処分制度規則の新設を行い、2020年7月1日より施行しています。

3. 反社会的勢力への対応

2014年6月4日付で、反社会的勢力による被害の防止に関し、金融庁において監督指針等の改正が行われました。会員の反社会的勢力への対応については、従前より、実地監査の内部管理態勢の整備状況の監査項目としており、引き続き重要な監査項目のひとつとして取組んでいます。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応

2018年2月6日付で「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が金融庁より公表されたことを受け、実地監査において、当該ガイドラインに対する会員の対応状況についてヒアリング項目に追加し確認しています。

5. 無登録業者に関する施策

金融商品取引法に基づく登録のない海外業者（海外無登録業者）が、国内の投資家にFX取引等の勧誘を行っている状況に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちに取りやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資家に向けた注意喚起がなされています。

本協会としても、2009年度には金融庁と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会での意見を踏まえて、国内外の関係方面への連絡等を行うなどの取組みを行ってきました。2020年2月には、高額な投資用の情報商材販売を伴う勧誘が学生などに対しても行われ、海外無登録業者と取引して損失が発生したなどの相談が増加していることを踏まえ、金融庁と連携して注意喚起のリーフレットを作成し、金融庁ウェッブサイトと一般向け協会ホームページに掲載しました。なお、注意喚起のリーフレットについては、金融庁から国内の各大学を通じて学生に配布されています。

6. 高齢者との取引への対応

高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において、通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいことから、本協会では会員に対して、2017年3月に注意喚起を行い、実地監査においても各会員の管理態勢を確認しています。

（二） 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

1. 外務員登録の実施等

⑴ 外務員登録の実施

2005年7月より金融先物取引の外務行為を行う者に対し、その登録に係る業務が国から本協会に委任されました[注1]。なお、本協会では、受任した登録業務に対し、登録を申請する会員から登録手数料を徴求しています。

本協会が登録業務を受任して以降、2020年9月末

までに累計267,296人の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、129,521人[注2]です。

2020年度上期、外務員の登録等の処理件数は、登録5,538件（新規・既存）を含め、11,724件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約5百万円[注3]でした。

（注1） 金融庁ホームページ　金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局　証券課）2020年9月末時点でのURL　https://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/05.pdf参照。）

（注2）直近の各年度末における外務員登録者数の推移

2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末
123,733人	125,252人	127,357人	129,856人	129,286人

（注3） 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

⑵ 委任事務の実施報告

2009年度分より委任事務の処理報告を作成し、金融庁監督局証券課に提出しています。

2019年度分についても、2020年6月の通常総会の審議を経て提出しました。

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

⑴ 外務員資格試験

（ア） 2005年の金融先物取引法の改正（2005年7月1日施行）により外務員登録が制度化され、本協会において外務員登録制度が外国為替証拠金取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」（2005年6月27日第3回理事会決定、2020年6月17日最終改正））

（イ） 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲

外務員登録に資格試験の合格を登録要件としているのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員、仲介業を行う役員等及び個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員です。

⑵ 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限ります。）に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験若しくは外務員資格更新研修試験又は内部管理責任者資格試験に合格していない場合には、外務員資格更新研修（外務員資格更新研修試験の受験）の受講を義務付けることとしています。

なお、2020年度上期の外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験の受験者数･合格者数については、下記「4.外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」をご参照ください。

3. 内部管理責任者関係

⑴ 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」（1995年12月12日第7回理事会決定、2020年6月17日最終改正）により、会員は、金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされており、本協会が実施する内部管理責任者資格試験（1997年2月から実施）に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

⑵ 内部管理担当役員及び内部管理責任者の報告

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第14条により、内部管理担当役員及び内部管理責任者について、毎年7月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

2020年3月末現在、会員142社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等138名、内部管理責任者637名となって

います。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県200箇所余り（2020年9月末現在）で実施されています。

⑴ 外務員資格試験の実施状況

2020年度上期における試験実施状況は、受験者数345人に対し、合格者数344人となりました。なお、2006年4月から2020年9月末までの累計受験者数は27,196人で、合格者数は25,345人です。

⑵ 外務員資格更新研修試験の実施状況

2020年度上期における試験実施状況は、受験者数343人に対し、合格者数343人となりました。なお、2009年4月から2020年9月末までの累計受験者数は5,282人で、合格者数は5,205人です。

⑶ 内部管理責任者資格試験の実施状況

2020年度上期における試験実施状況は、受験者数121人に対し、合格者数121人となりました。なお、1997年2月から2020年9月末までの累計受験者数は13,053人で、合格者数は11,069人です。

（三） 自主規制ルール関係

1. 自主規制ルールの制定改正手続き等

⑴ 自主規制委員会、同部会

自主規制委員会は、会員及び特別参加者の代表者（役員を含みます。）、会員代表者以外から選任された理事並びに学識経験者から構成され、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じて会長に意見を述べることができます（委員会規則第3条及び第4条第2項）。（「委員会規則」1989年9月14日第2回理事会決定、2014年6月4日最終改正）

（ア） 金融先物取引業に係る自主規制ルールに関する事項

（イ） 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項

また、自主規制委員会の下に、自主規制部会が置かれています。

2020年度上期における開催状況については、**別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」**のとおりです。

⑵ パブリックコメント募集の手続きの実施状況

2020年度上期は、4件のパブリックコメントの募集を行い、その募集結果を一般向け協会ホームページ上に掲載しました。

（ア） 2020年4月 「定款」の一部変更の件

（イ） 2020年4月 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の一部改正の件

（ウ） 2020年4月 「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（スプレッド広告関係）」の制定の件

（エ） 2020年4月 内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

2. 商品別の自主規制審議体組織

⑴ FX幹事会

（ア） FX幹事会の概要

2009年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）が設けられ、その後、外国為替証拠金取引（FX）部会及び同幹事会として位置づけられました。その後、同幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、投資者の信頼の確保向上を期するため、広範なルール作りを行ってきました。2014年度においては、7月にFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たに「FX幹事会」として位置づけ、その後も、継続的に自主規制規則及びガイドライ

ンの整備を進めています。

（別紙9「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）

（イ） 2020年度活動状況

① 有識者検討会への対応

2018年6月に公表された金融庁主催「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告書においてロスカット監視間隔の短縮を求められたことから、これに対応するべく「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則（FX取引に係るロスカット取引関係）」の見直しについて検討し、第39回FX幹事会（2020年4月13日開催）において当該細則の一部改正案の取りまとめを行いました。

当該改正案は、2020年6月に理事会で承認されました（施行は2020年12月1日）。

② スプレッド広告関係

第22回FX幹事会（2017年5月30日）において、幹事会員より、スプレッド広告に関するルールの見直しを求める提案がありました。2017年度より幹事会のテーマとして当該ルールの見直しについて論点の洗い出しを進め、2019年9月から議論の場をワーキング・グループ（名称：スプレッド広告における顧客説明ルールの整理・明確化等に関する検討ワーキング・グループ）に移して検討を行いました。こうした経緯を経て、第39回FX幹事会において当該ルールの見直し案の取りまとめを行い、2020年6月に理事会の承認を得て「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則」を新設しました。（施行は2020年12月1日）

また、これに伴い、「広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集」等についても所要の見直しを行いました。

⑵ 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）

（ア） BO作業部会の概要

個人向け店頭バイナリーオプション取引において、取引価格計算は高度な専門的知識が必要なことから、投資家には口座開設時にテストを義務付け、また、投資家との情報非対称性を低減するため、顧客損益情報の各社別開示を義務付けています。このようなバイナリーオプション取引に係る討議の場として2012年9月に組織されたワーキング・グループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が2013年7月に組織されました。

（イ） 2020年度上期実績

2017年度において行ったバイナリーオプションのQ&Aの追加以降、2020年度上期に作業部会の開催はありませんでした。

3. 2020年度における定款の変更及び自主規制ルールの制定改正等

⑴ 定款の一部変更

2020年度上期において、金融商品取引法の一部改正により、新たに金融商品取引法の規制対象とされた暗号資産を用いたデリバティブ取引が本協会の自主規制の対象に含まれないことを明確化するために、業務範囲を整理しました。

また、投資家保護の観点から、金融商品取引業の登録取消処分を受けたときは、顧客取引を結了し、顧客の財産を返還する目的の範囲内においては、本協会会員として、適正かつ円滑な運営を確保するよう監督するための変更をしました。

⑵ 自主規制ルールの制定改正等

2020年度上期においては、以下の自主規制規則の制定改正等が行われています。

（ア） 協会規則の新設

① 「内部管理責任者処分量定基準」の決定及び「内部管理責任者に対する処分に関する考え方」の公表

「内部管理責任者処分量定基準」は、内部管理責任者の処分を検討する際に、処分量定等検討の際の基準となるものですが、開示することで処分量定等の無用な予見が行われるなど、事務運営に支障をきたす恐れがあると考えられるため、当該基準を制定したことのみを公表することとしました。

なお、内部管理責任者の処分検討にあたって考慮すべき主な検討要素については、処分の透明性等確保の観点から「内部管理責任者に対する処分に関する考え方」として公表しました。（2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行）

② 「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第9条に関する細則（スプレッド広告関係）」

店頭FX取引のスプレッド広告に関する自主規制については、ガイドラインを定め、ガイドラインの要点説明及びQ&A事例集の中で、ガイドラインに基づく具体的な運用に関する協会の考え方を示しており、会員がスプレッド広告を行う場合は、ガイドラインに違反することのないよう留意することとしています。今回の見直しでは、スプレッド広告表示の適正性を確保するため、ガイドラインを規則に格上げすることで自主規制の強化を図りました。また、これに伴い、要点説明及びQ&A事例集についても所要の見直しを行いました。（2020年6月17日理事会決定、2020年12月1日施行）

（イ） 本協会規則の一部改正

① 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」

2018年6月に金融庁から「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会 報告書」が公表され、その中で「ロスカット監視間隔の短縮」が求められたことを受けて、本細則を改正し、ロスカット監視間隔の短縮その他必要な見直しを行いました。（2020年6月17日理事会決定、2020年12月1日施行）

② 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」

従前の内部管理責任者規則には、内部管理担当役員等及び内部管理責任者の職務、構成等が規定されており、処分規定は定められておらず、昨今の会員の内部管理態勢の状況等に鑑み、処分に関する規定の整備を行うため、改正を行いました。（2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行）

③ 「委員会規則」

内部管理責任者等に対する処分を規定したことに伴い、個別処分の検討については、規律委員会において検討を行うため、改正を行いました。（2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行）

④ 「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」

内部管理責任者規則第11条による処分時の弁明の手続、処分通知及び不服申立に関する手続内容について、「外務員及び内部管理責任者に対する処分等に係る手続に関する細則」の改正を行いました。（2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行）

⑤ 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」及び「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」

「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」第19条において準用の規定をしていますが、これまで準用していた金融先物取引業務取扱規則第25条の4に関する細則が廃止と

なり、新たに金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の7に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第21号の8に基づく報告に関する規則を制定したことに伴い規則の改正を行いました。あわせて、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」も改正を行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

⑥ 「外務員の登録等に関する規則に関する細則」及び「仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」

内部管理責任者規則の一部改正に伴い、これまで「内部管理担当役員等」については、「会員の金融先物取引業務の内部管理を担当する役員又は同業務を統括する者をいう。」と定義していましたが、今後、より内部管理態勢の厳格化を行うことを目的として、原則、内部管理部門の役員とすることとし、「内部管理担当役員」に名称を変更するため、細則の改正を行いました。(2020年6月17日理事会決定、2020年7月1日施行)

⑶ 自主規制ルールの定期的見直し

(ア) 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応すべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、2012年度より、定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。

(イ) 2020年度の意見等の募集は、下期に実施する予定です。

4. FX取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応

⑴ 法人顧客に対する証拠金規制

2017年2月27日より、金融商品取引業者等は、法人を顧客とする店頭外国為替証拠金取引を行う場合、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めるところにより、当該顧客の証拠金率(証拠金額÷想定元本)が、「2016年6月14日金融庁告示第25号」に示された計算方法に従って算出される「為替リスク想定比率」以上になるように当該顧客から証拠金の預託を受けなければならなくなりました。

本協会では、同告示の示すところにより、当該比率の算出を行っており、当該比率を週次で一般向け協会ホームページに公表しています。

本協会会員は、監督指針に基づき、自社の取引における証拠金率を設定する場合に、当該比率を利用することができます。

また、一般投資家が外国為替市場の動向を理解するうえで有益な投資情報として、『QUICK』が2019年1月に当該比率の公表を開始しました。

⑵ 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

(ア) 金融庁は、金融資本市場におけるセーフティネットを整備する取組みの一環として、現行の店頭FX業者の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討を進めるため、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置し、2018年2月より6回に渡り検討を行い、同年6月13日にその結果を取りまとめた報告書を公表しました。

(イ) 検討会の報告書には、店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた今後の課題として、①ストレステストを通じた自己資本の拡充や、②取引データの報告制度の充実といった具体的な対応策が示されており、これらの対応策の実効性を確保するためには、自主規

制に加え当局の規制・監督による対応が必要であるとされました。自主規制機関である本協会は、これらへの対応を重要課題として、以下のとおり、金融庁と情報共有を図りながら検討を行い、ルールの取りまとめ等を行いました。

① ストレステストを通じた自己資本の拡充

検討会以前にも、本協会は金融庁と連携し、FX取扱い会員を対象とした共通ストレステスト（第1回：2016年2月、第2回：2017年4月）を実施しており、また、これらの共通ストレステストの結果等を踏まえ、2016年10月にストレステスト・ワーキング・グループを設置し、ストレステストの精緻化・高度化に向けて継続的に検討を行ってきました。(2016年10月から2018年4月までに7回開催)

こうした中、検討会の報告書でストレステストのあり方等について方向性が示されたことを踏まえ、従来のストレステスト・ワーキング・グループとFX幹事会を一体化した会議体である拡大幹事会において、これまでの議論を引き継ぐ形で継続的な検討を行い、新たな自主規制規則案を取りまとめました。(2018年9月から同年12月までに5回開催)

他方、金融庁においては、2019年3月25日、協会の自主規制規則に基づくストレステストの実施を会員に義務付ける方向で「金商商品取引業等に関する内閣府令」を一部改正しました(同年4月1日施行)。これを受けて本協会においても検討会での提言を踏まえ、自主規制規則として「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則」を改正府令の公布日と同日付で制定しました。

その後、会員の対応状況に関する書類調査やQ&Aの発出等の準備過程を経て、2020年1月1日、当該規則が施行されました。

② 取引データの報告制度の充実

取引データの報告制度については、2018年6月より協会内で対応を開始し、先行事例である全米先物協会へのヒアリング、報告フォーマット等に関する事前調査（書類調査）を行いました。それらの結果を踏まえて、FX幹事会において規則案の審議・取りまとめが行われ、2019年8月に理事会の承認を得て制定されました。併せて、同制度運用に係る負担金徴収に関する規則についても、同様の手続きを経て2019年11月に制定されました。

制度対応のための新規システム開発に関しては、RFPに基づき複数のシステム開発ベンダーから提出されたシステム開発提案内容について、FX取引に知見のあるコンサルティング会社からの第三者としての評価結果も踏まえて、開発内容のほか、コスト、サポート体制等を総合評価のうえベンダー選定を行いました。

2020年1月には報告対象となる全会員を対象に報告フォーマットに関する説明会を実施し、2020年3月には報告実施の対応要領や関連Q&Aを会員向けに公表しました（同年7月第2版、8月に第3版を公表)。

なお、2020年2月までにシステム開発に係る要件定義を終え、引き続き金融庁、対象FX取扱会員、システム開発ベンダー等と連携を図りつつ、詳細設計・開発を進めてきたところであり、2021年4月1日の運用開始に向けて2020年9月から段階的なユーザーテストを実施しています。

《システム開発及び運用に向けての施策等》

① 報告項目検討のための書類調査（2019年3月）

② 約定件数把握のための書類調査（2019年8月）

③ 当該制度に係るシステム開発に向けて報告フォーマットに関する説明会（2020年1

月）

④　当該制度に係る対応要領及び関連Q&Aを会員向けに公表（2020年3月）

⑤　約定件数及び約定ルール等の把握のための書類調査（2020年3月）

⑥　SFTP サーバ利用説明資料の公表（2020年5月）

⑦　当該制度に係る対応要領及び関連Q&A第2版を会員向けに公表（2020年7月）

⑧　当該制度に係る対応要領及び関連Q&A第3版を会員向けに公表（2020年8月）

⑨　日次報告ファイル取込テスト（2020年9月）

③　リスク情報の開示

2019年9月より、店頭FX取引を行う金融商品取引業者等は、法令等に基づき、リスク情報（イ．未カバー率、ロ．カバー取引の状況、ハ．平均証拠金率）を開示することが義務付けられました。本協会では、会員がこれらのリスク情報を開示する際の参考として、開示様式例とその記入見本を作成しました。なお、対象会員の開示結果については、定期的に状況把握を行い、金融庁証券課と協会が情報共有を行っています。

（四）　苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、2010年2月、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」への業務委託を開始しました。

第一種金融商品取引業に係るあっせんについては、指定紛争解決機関であるFINMACの独自業務となりました。他方、苦情相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、本協会から業務委託を行っています。

苦情等の状況については、昨年度は増加したものの、近年は減少傾向にあり、2020年度上期の状況は、あっせん9件（前年同期16件）、苦情23件（同37件）、相談102件（同94件）、合計で134件（同147件、8.8％減）となっています。

苦情等の内容を取引別に見ると、外国為替証拠金取引は、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等であり、通貨オプション取引は、バイナリーオプション取引（BO）に係る相談となっています。一時期大幅に増加したBOを除く通貨オプション取引に係る苦情は、近年は無くなり、2020年度上期においても0件となっています。

（2020年9月末現在における苦情・相談、あっせんの状況は、**別紙10「あっせん・苦情・相談処理状況」**参照）

また、FINMACとは紛争解決等業務の委託等に関する協定を締結し、紛争解決等業務の実施に要する費用の負担をしています。

（五）　サイバーセキュリティ

1．サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針

2015年4月に金融庁により「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同年7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会では当面の対応方針を取りまとめ、「サイバーセキュリティへの取組みの件」として、2016年3月30日の理事会に報告しました。

当該対応方針には、2016年度より、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（以下「JPCERT」という。）が提供する「早期警戒情報」を本協会で取得して会員へ伝達すること、公益財団法人金融情報システムセンターが刊行している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」のサイバーセキュリティに関する記述の解釈について、本協会を通じて当該団体に確認できるよう、会員からの問合せ受付窓口を設けること等が盛り込まれています。

なお、2016年6月よりJPCERTの「早期警戒情報」のうち、インディケータ情報(注)については協会経由での会員提供は行わないこととなり、当該情報を希望する会員は、JPCERTから直接「早期警戒情報」を取得する仕組みに変更となりました。

(注)「インディケータ」は、APTの可能性がある攻撃、又は、攻撃の準備活動を選り分けるためのデータ又は情報のことをいいます。

(参考) 2016年3月30日の理事会報告

○ 報告事項

Ⅰ.サイバーセキュリティへの取組みの件

標記の件に関して、昨年4月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」(以下「取組方針」という。)が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会としての当面の対応方針を以下のとおり決定する。

次の各項に掲げる対応の実施等に当たっては、会員及び事務局内の事務効率に配意した効果的な実施を図ることとして、所要の対応態勢を整えることとする。

1. 脆弱性情報や標的型などのサイバー攻撃への警戒情報その他サイバーセキュリティに係る動向等について、例えば、次の(ア)から(エ)に掲げるところにより、会員の業容等を踏まえつつ、情報提供チャネルの確保等を行う。当面、平時の内部管理態勢における意識水準の保全、会員の業務効率への寄与などを目的とする。

(ア) 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」の利用登録により取得する情報の会員への伝達を行う。

(イ) 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)等のサイバーセキュリティ関連団体より講師を招く等して、直近の動向や過去事例についての解説等を会員セミナーの際に実施する。

(ウ) 本協会専属の会員も多いFX取扱会員における相互の連携、情報共有の仕組み等について検討を行う。例えば、金融ISAC参加会員や(ア)の情報受信担当者による座談会の開催などが考えられる。

(エ) その他

2. 公益財団法人金融情報システムセンター(以下「FISC」という。)では、昨年7月より、サイバーセキュリティに関する「FISC安全対策基準」の解釈運用について、FISC会員や主としてFISC会員から構成される業界団体、サイバーセキュリティに関する国内の情報共有機関からの問合せを受け付ける運用を開始している。

本協会の会員において上述の安全対策基準の解釈運用について問合せがある場合、FISC会員である本協会からFISCに確認することが可能であることから、その問合せの受付窓口を設ける。

3. 本協会の事務局職員のセキュリティ関連能力水準の向上を図る。

4. 「取組方針」に記載されている「業界団体等（CEPTOAR）を通じた情報提供」が、本協会に対しても確実に行われるよう関係方面と連携をとり、実際に当該情報提供があった際には、速やかに会員に対して通知する。

本ドキュメント記載内容については、今後とも適切に見直しを図る。

2. 本協会会員には、重要インフラ事業者等に指定されておらず、いずれの金融CEPTOARにも加盟していない会員がいますが、本協会としては、当該会員に対してCEPTOARと同等に情報を提供していくことを目的とし、上述の取組みを進めています。

3. サイバーセキュリティ関係への対応

2020年度上期においては、以下の対応を実施しました。

（ア） 2020年9月、金融庁の要請を受けて、「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について」による自主点検を本協会のFX取引取扱会員へ依頼しました。

（イ） 2020年10月6日、日本証券業協会と合同による「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に関する説明会」を開催し、金融庁より講演いただきました。

（ウ） サイバーセキュリティ関連説明会は、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今年度は金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅳ）のフィードバックを書面により通知しました。（金先協2020年第137号E参照）

また、同年10月16日、金融業界全体のサイバーセキュリティに対する態勢のレベルを底上げすることを目的として、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅴ）が実施され、本協会会員より、FX取引取扱会員（4社）が参加しています。

（六） 会員の教育研修事業

2020年度上期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、開催は見合わせました。

協会が行う会員への研修事業は重要であると考えているため、今後は、新型コロナウイルス感染症の防止に配慮した開催方法等を検討し、継続して実施する予定です。

（七） 調査統計

1. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、会員からの定期的な報告をもとに、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

（別紙11「協会事務局への統計等に関する定期報告（2015年4月1日以降）」参照）

⑴ 定期調査

（ア） 本協会独自の調査

一般社会における金融先物取引への理解の促進などを目的に、定款施行規則第3条による会員からの報告を集計し、統計資料として一般向け協会ホームページにて公表しています。

公表に際しては、市況などの概況説明を記載したファイルと統計数値ファイルを分けるなど、一般の利用者が統計分析をしやすいように工夫しながら提供しています。一般公表ファイルには、金

融・資本市場統計整備懇談会の標準化様式に沿った英文を添えるなど、国内外の利用者のニーズへの対応に努めています。

（イ） 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、2011年より、毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。2020年度は4月に実施し、調査対象会員全社の52社から所定の調査票に回答して頂いた内容を分析し、調査結果レポートをまとめて、Kinsaki-netを通じて2020年10月末を目途に公表予定です。また、一般向け協会ホームページ及び東京外国為替市場委員会のホームページに同結果が掲載される予定となっています。

⑵ スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。なお、2020年度上期のスポット調査の実績はありません。

⑶ 外部機関との連携

（ア） 金融・資本市場統計整備懇談会及び証券ポータルサイト

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、関係機関と共に統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取組んでいます。また、一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料については、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実を図っています。

（イ） リフィニティブ社（旧トムソン・ロイター社）

2011年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等の情報が配信されています。（RICコード：FFAJ01からFFAJ04）

（ウ） 東京外国為替市場委員会

① 本協会は、東京外国為替市場委員会の下部組織であるE・コマース小委員会、バイサイド小委員会に所属しています。各小委員会での討議内容等は、FX幹事会に報告しています。

② 2011年度より、前述の定例調査に記載する共同調査を実施しています。

③ 各国外国為替市場共通の外為行動規範（FX Global Code of Conduct 以下「GCOC」という。）について、金融商品取引法に基づく自主規制機関である本協会としては、セルサイド及びバイサイドの市場参加者が会員となっていること、GCOCは外為市場の参加者に対し法律上又は規制上の義務を課すものではないと理解されていることなどを踏まえ、GCOCの意義や、GCOCで求められているStatement of Commitment（実施することへの表明）の意味合いなどついて、東京外国為替市場委員会との情報共有を基に、会員の理解及び認識の共有に努めています。

（エ） シンクタンクとの連携

2020年度は、投資家教育の一環として、シンクタンクと連携して一般投資家向けの啓蒙資料の作成を進めており、FX取引において投資家の取引が活発となってきている新興国通貨に関する情報を取りまとめ、取引を行うにあたっての基礎的な知識を普及することを目的としたレポートの作成を進めています。

公益法人国際通貨研究所にレポートの寄稿を依頼し、2020年3月に「新興国通貨の基礎知識（総論）」と、「新興国通貨の基礎知識（トルコ）」、同年4月には南アフリカ編、及びメキシコ編のレポートを一般向け協会ホームページに公表しました。

⑷ マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容や店頭デリバティブ取引に関する規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況などについての整理（マッピング）を図っています。また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制機関等に提供して

います。

（別紙12「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

2. 顧客損益状況調査

顧客損益状況調査は、顧客の損益にかかる基礎的情報の収集を目的として、2014年より毎年実施しています。

2019年を対象とした調査の結果については、2020年9月29日開催の第42回FX幹事会にて報告し、調査結果資料をKinsaki-netに掲載しました。

（八） 投資教育

1. 投資教育事業計画

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、今後とも投資者信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。本協会においては、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者と会員、それぞれの金融リテラシーへの取組みを支えることが必要と考えられ、投資者リテラシーを高め取引の健全な発展を図るための施策を計画的に推進することを目的として、2016年度より5年間の多年度計画として投資教育事業計画を決定し具体的な取組みを開始しました。本件については、現在の協会の厳しい財務事情の中で、計画の一部（投資者教育）については、「公益財団法人資本市場振興財団」より助成[注]を頂いています。

（別紙13「投資教育事業計画」参照）

（注） 助成の内容

2016年度より、投資教育事業の公益目的にご理解をいただき、事業経費の一部については、公益財団法人資本市場振興財団からの助成金によって賄うこととなりました。

助成の対象となる2020年度の事業及び経費細目、助成金額は下表のとおりです。

（参考）助成の対象となる事業及び経費細目、助成金額

項　目	計画額	内助成金充当額	備　考
使途・内訳	千円	千円	
①　投資者教育プロジェクト	9,125	4,562	行動経済学的分析等をテーマとした学術連携の実施他
②　教材開発	11,036	5,438	投資者向け教材作成料他
合計　（総事業費）	20,161	10,000	

2. 投資教育事業の3つの柱

投資教育事業の3つの柱は、それぞれ次の内容の具体化を目標とするものです。

・投資者教育

一般の投資者を対象として、金融先物取引に関するリテラシーを高めることを目的として、そのために必要となる教材や学習環境を開発し、投資者に広く提供すること。

・プロフェッショナル教育

一般投資者のリテラシー向上に直接的な貢献を期待される会員役職員を対象とし、その必要知識の向上と職業倫理の実践を図ることを目的として、教材や学習環境の開発、提供に加え、倫理に関連する自主規制体系の確立や役職員教育の礎となる資格試験の見直し、継続教育体系の構築を進めること。

・市場環境整備

投資者によるリテラシーに基づく行動が円滑に行

うことができるように、市場を取り巻く環境の改善を図ることを目的とし、投資者に発信する情報、取引の仕様、顧客管理の在り方、市場の将来像を見据えた対応などの諸課題を幅広く取り上げ、協会を通じて会員が具体的な検討を円滑に行うことができるように、その論点等を整理すること。

3. 事業内容

⑴ 2020年度における事業

2016年度に立ち上げた各プロジェクトは、計画期間中の円滑な執行を図るため、PDCAに基づき進捗状況を把握し管理しています。5年目となる2020年度は以下に示すような進捗があり完了した項目もあります。

⑵ 2020年度の活動

① 投資者アンケート調査

2018年2月に「外国為替証拠金取引の取引顧客における金融リテラシーに関する実態調査」を実施し、当該調査の結果を、2018年9月27日付で一般向け協会ページに公表しました。本年度は、同調査データを本協会の学術アドバイザーに委嘱している岩壷健太郎神戸大学大学院経済学研究科教授に提供し、海外研究者との共同研究をまとめた論文をKinsaki-netにて会員向けに公表しています。

② 投資者属性調査

③の投資者行動研究と合わせて学術連携の研究テーマとしていただいています。

③ 投資者行動研究

後述の「（九）学術連携事業の状況」をご覧ください。

④ 投資家教育国際フォーラムへの参加

下記「4. 投資教育に関する国際機関との連携」をご覧ください。

⑤ 倫理綱領の作成

2019年度で完了しました。

⑥ 教育コンテンツ・ウェビナ開発

教育コンテンツ開発の一環として進めてきた海外教材の翻訳事業は2018年度に完了し、「Futures and Options」は本協会ウェブサイトで広く投資者の供覧に付されており、また「Foreign Exchange Options」は金融財政事情研究会より「通貨オプション入門」として出版されています。二つの教材は2019年度に実施された地方銀行協会の研修（本協会職員が講師）の教材として使用しました。

また、もう1つの主要金融商品であるFX証拠金取引の市場リスクを一般投資者に分かりやすく説明するコンテンツの作成は、コンテンツ制作の委託先である株式会社日本経済社と進めており一般向け協会ホームページに2020年10月公開しました。

⑦ 教材シラバス作成と資格・研修制度プロジェクトは、上記⑥と共同で引き続き、検討を進めていきます。

⑧ 制度向上・プリンシプル・ベース

2019年度で完了しました。

⑨ 市場環境整備については、2016年12月12日に市場環境ワーキングを設置し、投資者がリテラシーを実践するための環境を整備すること、投資者が“安心”して取引を行える環境、あるいは将来に亘って“効率的”に運用することができる環境の整備などに通じる事柄を検討テーマとして議論が開始されました。2019年度は一時中断していましたが、2020年度からは学術連携（法学）研究会と連携して開催する準備を進めています。

4. 投資教育に関する国際機関との連携

投資教育に関わる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education（IFIE※）に2016年3月から加盟しています。

2020年11月に開催される、IFIE及び証券監督者国際機構（IOSCO）による「投資家教育国際コンファレンス」に参加を予定しています。

※　IFIE（投資家教育国際フォーラム）は、世界中の関係機関等と横断的に連携して、金融知識と投資者教育の向上を支援することを目的として2005年に設立されました。

（別紙14「投資家教育国際フォーラム（IFIE）の概要」参照）

（九）　学術連携事業の状況

1.　投資（家）行動の実証分析

2018年度より岩壷健太郎神戸大学大学院経済学研究科教授に投資期間や投資頻度などをもとに投資家を分類し、投資戦略ごとの投資収益率を比較するテーマで引き続き研究を依頼しています。

2020年度は実際の店頭外国為替証拠金取引のデータを解析して保有期間と収益の関係について分析を進めており、2020年9月29日に研究会を開催し中間報告を行いました。最終的な分析結果の報告書は2021年1月に協会会報に掲載する予定です。

2.　FX取引における法的構造

学術連携（法学）研究会を、2020年3月2日に開催し、主に取引データ保存・報告制度が運用された際に想定される課題として、価格の適正性の考え方、指標とすべきレファレンスレートのあり方などについて、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネスサイエンス系教授、飯田秀総東京大学大学院法学政治学研究科准教授、白井正和京都大学教授に参加いただき、意見交換を行いました。2020年度は、これらのテーマについて、店頭FX取引の実務の観点から、個別にFX取引業者と意見交換を行う予定です。

（十）　行政機関・内外の自主規制機関等との関係

1.　行政庁との意見交換

⑴　意見交換会等

第一部、（二）、4.、⑵「金融庁との意見交換会の実施」に記載のように、金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催していますが、2020年度については、10月12日に開催しました。

⑵「マネロン対応高度化官民連絡会」

財務省、金融庁、法務省等によりFATF対応、マネロン対応についてのプレゼンテーションが、2020年度上期は10月6日に行われ、本協会はオブザーバーとして参加しました。

2.　他の自主規制機関等との協調

⑴　国内の自主規制機関等との関係

2007年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

2020年度上期においては、以下のような実施がありました。

（ア）　新型コロナウイルス感染症拡大を受けて外務員登録申請等の手続きについて金融庁及び日本証券業協会と連携し、特例措置をとっています。

　また、外務員資格更新研修の受講義務期間についても同様に特例措置をとることとしました。

（イ）　日本で開催されたIFIAR（International Forum of Independent Audit Regulators：監査監督機関国際フォーラム）日本事務局の第4回総会に出席しました。

⑵　国外の自主規制機関等との関係

金融先物取引を所掌する自主規制機関である本協会は、先物取引の世界的な機構であるFIA（Futures Industry Association）に加盟しています。その研修機関であるIFMの先物取引の刊行物を、投資教育

事業の一環として翻訳することについてIFMより高い評価をいただき、本事業について先方のホームページで紹介されています。また、投資教育事業に関して、「(八)、4. 投資教育に関する国際機関との連携」に記載のIFIEと証券監督者国際機構(IOSCO)の共催による「投資教育コンファレンス」に参加しています。

(別紙15「他の自主規制機関等との協調」参照)

3. その他

⑴ 暗号資産(仮想通貨)関係

2016年3月4日に仮想通貨に関する法律として、「資金決済に関する法律の一部改正」が国会へ提出され、同年5月25日に成立し、2017年4月1日より施行されました。仮想通貨と仮想通貨交換業者が資金決済法上の規制対象となり、登録制の導入、説明義務等の利用者保護規定が整備されました。

近年、暗号資産の取引においては証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達など新たな取引が登場してきており、これに対応するため、金融庁は2019年3月15日に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」を国会に提出、同年5月31日に成立、6月7日に公布され、2020年5月1日に施行されました。

これらを受け、新たに設立された一般社団法人日本暗号資産取引業協会及び一般社団法人日本STO協会と業務範囲、外務員登録事務等を連携しています。

⑵ 顧客本位の業務運営に関する原則

金融審議会市場ワーキング・グループより2016年12月22日に公表された「国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について」の報告を踏まえ、2017年3月30日、金融庁において「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されました。

金融庁では「プリンシプル・ベース」に軸足を置いた金融行政が展開されていることを踏まえ、本協会は会員と共に、その理解及び認識の共有に努めています。また、本協会が進めている投資教育事業での市場環境整備等での検討の方向を踏まえつつ、会員と共に幅広く検討していきたいと考えています。

⑶ マネロン・テロ資金供与対策

国際社会におけるテロ脅威等が高まる中、わが国金融機関等においても更なるマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化が求められており、2019年度にはわが国に対して、第4次FATF対日相互審査が実施されました。

本協会においては、「マネロン対応高度化官民連絡会」にオブザーバー参加し、各方面との情報共有に努めています。

⑷ 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討

新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてテレワーク導入の機運が高まり、書類ベースでのやりとりや押印原則のため出勤せざるをえない従来の商慣習が問題視されてきていることから、金融業界においても、書面・押印・対面手続の見直しについて検討が行われています。

本協会では金融庁に設置された「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」に参加し、金融庁及び他協会とも連携し、適時適切な対応を行うこととしています。

第五部　財務の概況と課題

(一) 2020年度上期における予算執行状況(収支計算書ベース)

1. 2020年度収支予算書(収支計算書ベース)による事業活動収支の部の予算執行状況について

(注) 事業活動収支の部は、主として、協会の自主規制事業及び法人管理に係る経常的な収支です。

⑴ 事業活動収入

2020年度上期の事業活動収入の実績は、会費収入

294百万円、事業収入12百万円等、合計で309百万円となっています。

上記の2020年度当初予算に対する進捗率は、会費収入99％（2019年度上期99％）、事業収入39％（同48％）、事業活動収入計90％（同85％）となっています。

事業収入のうち受験料収入については、2020年度当初予算17百万円（受験者数2,090人）に対し、2020年上期実績6百万円（受験者数767人）となり、その進捗率は37％（同37％）となっています。

⑵　事業活動支出

2020年度上期の事業活動支出の実績は、事業費支出165百万円、管理費支出19百万円、合計183百万円となっています。

上記の2020年度当初予算に対する進捗率は、事業費支出及び管理費支出において以下のとおりとなり、その結果、事業活動支出全体の進捗率は43％（同44％）となっています。

①　事業費支出

調査・研究費支出における海外出張の未執行、投資教育及び監査経費の未執行、業務資料発行費支出における法規集作成未執行（下期執行予定）、広報・研修試験費支出における会員セミナーの未執行等の要因により、事業費支出の進捗率は44％（同45％）となっています。

②　管理費支出

その他事務管理費支出における会計監査報酬未執行（3月支払い予定）、未払消費税等未計上（3月計上予定）等の要因により、管理費支出の進捗率は40％（同38％）となっています。

（別紙16「2020年度予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況」参照）

2.　その他

⑴　2019年度事業報告及び決算

定款第45条の規定により、本協会の事業報告及び決算は、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

2019年度事業報告及び決算については、第31回通常総会（2020年6月19日開催）において、いずれも原案のとおり可決承認され、同日付で金融庁に報告（平成10年6月8日蔵銀1445号）を行いました。

（二）　中期的な財務均衡の必要性

1.　本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営

現在、本協会の会費は、定額会費と比例会費からなっています。

「定額会費」は会員一律で年会費60万円であり、「比例会費」は、取引枚数が1万枚以上の会員が「対象会員」となる会費です。

「比例会費対象額」は、支出総額に対して、定額会費や入会金等の収入で不足する差額としており、この比例会費により、原則、収支相償する構造となっています。

現状においては、内部留保(注)を減額して充当活用することで比例会費額を抑制し、収支と会費、内部留保のバランス等に配意しながら財務運営をしているところです。

2020年度予算では、会費規定上の比例会費対象額は、322百万円となりますが、内部留保の取崩し等により116百万円を充当し、実際の比例会費総額は206百万円に圧縮しています。

（別紙17「本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営」参照）

（注）　2012年度予算当時、約830百万円あった内部留保は、2019年度決算時には約396百万円にまで減少しています。

内部留保については、下記「2.中期的な収支均衡の取組み」参照。

2.　中期的な収支均衡の取組み

前述のとおり、近年、本協会は会費等の収入不足を自主規制事業実施積立資金（いわゆる「内部留保」）の取崩し充当により、対応してきたところです。現

状の財務運営を継続した場合、数年後には内部留保が枯渇することが想定されることから、自主規制機関として、安定的な業務運営のためには、この収支差を解消し、財務を均衡させることが課題となっています。

このような収支不均衡が生じた要因は、以下の3点と考えられます。

① 2009年度以来の体制整備のための増員による人件費の増加

② 1993年度以来保有してきた20年国債償還のための運用替えによる利子収入の減少

③ 2009年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減少等

このような状況に対処するため、収支差の原因が長期的・構造的な性格のものであること、収支両面に渡って急激な変化は困難と考えられること等を踏まえ、毎年度の予算編成での検討にあたり、収支・会費・内部留保の整合的な把握が必要と考え、一定の仮定をおいた上で将来を見越した財務状況の試算を行い、それを会員に示し、中期的な財務均衡の視点に立ったご検討を頂くこととしています。

（注1）（これまでの経緯）
このような取組みは、一般社団法人への移行に際して始めたものですが、2012年度において2009年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、2013年度予算編成より、予算を同年度の水準のまま据え置くと仮定し、2023年度までの中長期的な収支の状況を「2023年度までの試算」として作成し、財務の中長期的な視点でその位置づけを見ながら、一定の仮定により中長期的な財務均衡の姿を検討していくこととし、この作業を、以降の年度においてもローリングしているものです。

（注2）（試算の期間）
試算の期間については、一般社団法人化移行の際に、約8億円に達していた内部留保（特定資産のうちの「過怠金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計）について、適正な規模まで取り崩しつつ、単年度の収支差損に充当していくと説明させて頂いたこと、内部留保の水準は一定期間の経過をみて判断されるべきとされたこと、急激な会費の引上げ等は困難と考えられたこと等により、2023年度までという期間における試算を行うこととしています。

3. 2023年度までの試算

⑴ 「2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）現行ベース」（**別紙18－1**）

（ア） 試算の前提等

① 「2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）現行ベース」では、収支両面において、収支改善のための施策を講じないと仮定した場合の、2020年度当初予算ベースによる2023年度までの各年度の法人全体の収支差、内部留保等の試算により、協会財務の現状を示すものです。（協会全体の収支等を、8行目の支出、14行目の収入、23行目の収支差額、28行目の内部留保額という区分で示している。）

② 支出については、原則として、2020年度予算の水準に据え置くこととし（ただし、システム開発費は2021年度以降500万円（事業費の支出とする。）、予備費の支出を除く。）、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織込み試算しています。

③ 収入については、2020年度予算と同額として試算しています。

（イ） 試算の分析

① 「収入　事業活動収入（14行目）」から「支出　実施事業支出（8行目）」を差し引いた「収支差額（23行目）」は、約80百万円の収入不足で推移しています。

② これを反映して、「内部留保額（28行目）」は、2023年度には、収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高が約90百万円になり、次年度においては内部留保活用による業務運営を行うことは難しい状況となっています。自主規制機関として安定的な業務運営のためには、この収支差を解消し、財務を均衡させることが課題となっています。

（注）上表での内部留保は、特定資産のうちの「過

怠金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計としています。(32行目参照)

⑵ 「2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）見直し案」(別紙18－2)

（ア） 試算の前提等

① 「2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）見直し案」では、2023年度頃に収支相償するように、支出削減及び収入増の収支両面で一定の施策を講じた場合の仮定計算を行ったものです。具体的には、現行ベースに対して、収入支出両面で次のような施策を行うことを仮定しています。

② 支出については、うち内部資金対応事業費（9行目）を2021年度以降毎年230万円の削減を仮定しています。

③ 収入については、

（ⅰ） 定額会費収入（20行目）については、年額60万円としています。

（ⅱ） 比例会費収入（22行目）を段階的に増額することを仮定しています。

（参考） 定額会費収入の最近のピークは、2009年度で111百万円、その当時の会員数は、2008年度末の199社（2020年3月31日現在の会員数は142社）。

（イ） 試算の分析

この前提の下での試算の結果は、2023年度における「収支差額（27行目）」は0円、「内部留保額（32行目）」は、約233百万円と試算され、収支均衡が達成可能な状況が示されています。

他方、内部留保の水準については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条で1年分の事業費が目安とされており、この基準によれば、同年度の内部留保は、自主規制事業支出に対しては不足となっています。ただ、本協会は一般社団法人であるため、この基準の直接の適用はありません。このような点から、本協会の内部留保の水準は、事業の安定的な執行等の観点から、その時々の検討を行っていくべきものと考えています。

4. 試算の性格等

これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で何らかの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めていく上では、収支両面で、環境変化に対応しつつ、一層の支出削減努力の継続、会費引き上げの検討、会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来展望の下での協会の財務状況の認識に立って、審議していただくべきものと考えています。

なお、金融庁から公表された「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書」で提言されている取引データの報告制度に係る経費については、取引データ保存・報告制度の運用に係る費用負担に関する規則に基づき、制度施行の2021年4月以降、報告対象会員が負担することとしているため、この試算には含まれていません。

次年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、試算のローリング作業を継続し、将来の方向性を示しつつ、毎年度の予算編成、中期的な財務均衡を図っていくこととしていますので、今後ともご理解ご支援のほどをお願いいたします。

（参照）

・別紙18－1 「2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）現行ベース」

・別紙18－2 「2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）見直し案」

（三） 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

1. 位置づけ

この報告は、協会規則「資産管理運用規程」（2012

年3月14日理事会決定、2012年4月1日施行）第5条に基づき、資産管理運用の経過及び結果について理事会に報告するものです。

2. 資産管理運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています（資産管理運用規程第2条）。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（資産管理運用規程第3条）。

これを踏まえ、特定資産については各資産の性格に応じて運用を行うこととし、そのうち預り預託金については、預託金返還に対応する流動性を確保[注1]（以下「流動性確保所要額」という。）した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

（注1） 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要となる預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

3. 2020年度における預り預託金充当資産の運用状況

2020年度期首における預り預託金充当資産残高は1,381百万円（A）であり、このうち599百万円（B）は長期国債による長期運用が行われており、その他782百万円（C）は流動性預金等[注2]で保有しています。

（注2） 流動性預金等の運用対象には、具体的には、普通預金、1年未満の定期預金等が含まれています。

（単位：百万円）

<table>
<tr><th colspan="3">項　目</th><th colspan="2">金　額</th><th colspan="3">備　　考</th></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>期首</td><td>2020年
9月末</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">A　2020年度
預り預託金残高</td><td>1,381</td><td>1,386</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="1">B　うち 長期国債
保有額</td><td rowspan="2">599</td><td rowspan="2">599</td><td colspan="3">2012年7月購入第62回超長期国債額面500百万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">2013年6月購入第329回利付国債額面100百万円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>C　うち 流動性
預金等</td><td>782</td><td>787</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>D　うち 流動性
確保所要額</td><td>425</td><td>425</td><td colspan="3">上記（注1）参照。
定期預金（大和ネクスト銀行　1か月定期）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="7"></td><td rowspan="7">E　うち 2020年度
運用可能額
（C－D）</td><td>期首</td><td>2020年
9月末</td><td colspan="2">期首</td><td>2020年
9月末</td></tr>
<tr><td rowspan="6">357</td><td rowspan="6">362</td><td colspan="2">①　普通預金（三井住友銀行）</td><td>101</td><td>106</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　普通預金（みずほ銀行）</td><td>106</td><td>106</td></tr>
<tr><td colspan="2">普通預金合計（①+②）</td><td>207</td><td>212</td></tr>
<tr><td colspan="2">③　定期預金
（三井住友銀行　6か月定期）</td><td>50</td><td>50</td></tr>
<tr><td colspan="2">④　定期預金
（大和ネクスト銀行　6か月定期）</td><td>100</td><td>100</td></tr>
<tr><td colspan="2">定期預金合計（③+④）</td><td>150</td><td>150</td></tr>
<tr><td colspan="2">①から④の合計</td><td>357</td><td>362</td></tr>
</table>

この流動性預金等で保有している782百万円のうち、流動性確保所要額425百万円（D）を除いた357百万円（E）が、2020年度運用可能額となります。

2020年度運用可能額357百万円（E）は、2019年度末において流動性預金等で保有しており、2020年度においては、金利状況等を踏まえ、2019年度末の状況を継続することとしました。

また、2020年度上期の預り預託金の動きについては、会員の入会（3社）及び純資産の洗い替えによる預託金の増加（2社）により12百万円増加し、会員の退会（2社）及び純資産の洗い替えによる預託金の減少（1社）により7百万円減少し、2020年9月末残高は1,386百万円（A）となっています。

4. その他の特定資産の運用状況

預り預託金充当資産以外の特定資産[注3]については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等に預け入れています。

（注3） 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、2020年9月末における総額479百万円を普通預金に預け入れています。

5. 運用収入

2020年度上期における特定資産利息収入は1百万円（当初年間予算4百万円）です。

（別紙19「2020年度資産管理運用状況報告」参照）

（四） 監査法人による監査等

1. 2020年度における監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。）には該当しないため、会計監査人の設置義務はなく（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条）、また、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、財務運営の適正性の観点から、監査法人と監査契約等を結び、財務諸表等（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記）及び収支計算書等（収支計算書及び収支計算書に対する注記）について、会計監査を受けています。

近時、会計監査の信頼性確保にあたり、監査法人の独立性の確保が求められていることから、独立性を確保する手段である監査法人（又はパートナー）ローテーションを行うこととし、検討の結果、2019年度から「有限責任あずさ監査法人※」と監査契約を締結し、監査法人を変更しました。

※ 2019年度以降の監査における監査法人変更の件（2019年1月23日理事会報告）
2020年度においても有限責任あずさ監査法人と監査契約等を締結（2020年9月18日）し、財務諸表等及び収支計算書等の会計監査を受けることとしました。

2. 2019年度における監査報告

2019年度において有限責任あずさ監査法人と締結した監査契約により、以下の監査報告書を受けています。

⑴ 財務諸表等に対する「独立監査人の監査報告書」

一般法人法第123条及び定款第45条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記）について、財務運営の適正性の観点から監査法人と監査契約を締結（2019年10月1日）し、無限定適正意見を付した監査報告書を2020年4月24日に受けています。

⑵ 収支計算書に対する「独立監査人の監査報告書」

経理規則第40条により協会が作成している収支計算書は、2019年度から、本協会規則「収支予算書及び収支計算書の作成及び保存について（2019年10月21日理事会決定）」に従って作成しています。この協会規則に従って作成される収支計算書についても、監査契約を締結（2019年12月13日）し、無限定適正意見を付した監査報告書を2020年4月24日に受

けています。

3. 監査法人と理事とのコニュニケーション等

⑴ 監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、本協会の事業の概要・特色、事業に関する課題事項等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、2020年8月に専務理事及び監事と新監査法人である有限責任あずさ監査法人の公認会計士との間でインタビューが書面により行われました。

⑵ 本協会監事に対し、有限責任あずさ監査法人、監査契約に基づく2019年度財務諸表等及び収支計算書等に対し「独立監査人の監査報告書」等を提出するにあたって、監査の概要及び結果についての説明が2020年4月24日付で書面により実施されました。

第六部　その他

(一) 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

⑴ 会員、特別参加者の状況

2020年9月30日現在、本協会の会員は144社、特別参加者は3社です。

2020年9月30日時点、会員については、入会3社、退会1社（金融先物取引業の撤退1社）です。特別参加者については、退会1社（会員へ移行1社）です。

会員、特別参加者の状況

（2020年9月30日現在）

業態	会員	特別参加者
都市銀行	4	−
地方銀行	31	−
信託銀行	3	−
その他の銀行	10	−
外国銀行	9	−
第二地方銀行	4	−
信用金庫	−	−
系統金融機関	1	1
短資会社等	−	−
証券会社	53	−
外国証券会社	3	−
商品先物会社	5	−
先物専門会社	21	−
その他	−	2
合計	144	3

別紙１　金融先物取引業協会の系譜

１．平成元年８月（社団法人　金融先物取引業協会）

金融先物取引法（昭和６３年法律第７７号）第１０４条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第３４条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（平成元年８月４日）を受け設立されました。

２．平成１９年９月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成１８年６月１４日法律第６５号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成１９年９月３０日）において金融商品取引法第７８条第１項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１８年６月１４日法律第６６号）第８９条）

金融商品取引法第７９条の３に規定により業務規程（平成２０年２月２７日理事会決定。平成２０年３月３１日施行）の認可を受けました（平成２０年３月３１日付）。

３．平成２０年１２月（特例民法法人）

平成１８年６月２日法律第５０号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第４０条により特例民法法人に移行しました。

４．平成２４年４月（一般社団法人）

平成２４年４月１日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第４５条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成２４年３月１４日理事会決定。同年４月１日施行）について、平成２４年３月３０日付で金融商品取引法第７９条の３の規定に基づき認可を受けました。

５．平成２６年８月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第３７条第１項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成２６年３月３１日に行い、平成２６年８月１日付で認定を受けました。

（参考）

金融商品取引業協会懇談会名簿

委　員	安東　俊夫	（日本証券業協会　会長）
	奥　正之	（金融先物取引業協会　会長）
	加藤　雅一	（日本商品投資販売業協会　会長）
	辻　雅夫	（日本証券投資顧問業協会　会長）
	樋口　三千人	（投資信託協会　会長）
	神田　秀樹	（東京大学大学院　教授）

オブザーバー

河野　正道	（金融庁監督局審議官）
細溝　清史	（金融庁総務企画局審議官）

（敬称略・五十音順）

金融商品取引業協会懇談会
幹事会名簿

座　　長	神田秀樹	（東京大学大学院　教授）
有識者委員	井口尚志	（国民生活センター　相談調査部長）
	神作裕之	（東京大学大学院　教授）
	楠本くに代	（金融消費者問題研究所　代表）
	黒沼悦郎	（早稲田大学大学院　教授）
	ﾐｯﾁｪﾙ･ﾒｲｿﾝ	（IBA 証券分科委員長、ドイツ証券 COO）
委　　員	金子義昭	（投資信託協会　副会長・専務理事）
	坂本哲郎	（日本商品投資販売業協会　常務理事）
	長尾和彦	（日本証券投資顧問業協会　専務理事）
	藤村英樹	（金融先物取引業協会　専務理事）
	増井喜一郎	（日本証券業協会　副会長）
オブザーバー	河野正道	（金融庁監督局審議官）
	氷見野良三	（金融庁監督局証券課長）
	三井秀範	（金融庁総務企画局市場課長）
	松尾直彦	（金融庁総務企画局金融商品取引法令準備室長）

（敬称略・五十音順）

（別添）

法　人　格　移　行

（ア）　本協会の、自主規制団体としての位置づけについては、金融先物取引法（昭和６３年法律第７７号）第１０４条に基づく金融先物取引業協会として平成元年８月４日に認可されました。次に、平成１８年６月１４日法律第６５号における証券取引法等の一部改正に伴う「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１８年６月１４日法律第６６号）第８９条により、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成１９年９月３０日）において金融商品取引法第７８条第１項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。その後、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても、法人の同一性は継続しています。また、業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成２４年３月１４日理事会決定）が行われ、平成２４年３月３０日付で金融商品取引法第７９条の３規定に基づく４月１日施行認可を受けました。

（イ）　公益目的支出計画

①　公益目的支出計画の意義及び本協会の計画

整備法第１１９条により、民法上の社団法人が特例民法社団を経て一般社団法人に移行する場合には、移行時に法人に留保されている財産を「公益目的財産」として、公益目的支出計画に従い、その全てを一般社団となった後に公益目的のために支出することが必要とされています。本協会は、この規定に従い、認可申請に際して、平成２７年度までの移行後４年間で公益目的財産額を支出する計画を策定し、前記平成２３年１１月臨時総会で決定を受けたものです。

②　公益目的支出の見込額は、361,328,212 円です。この金額は、平成２３年１１月総会決定の後、内閣府公益認定委員会事務局における審査により、経費按分計算方式に関する技術的項目等について修正を受け、平成２４年３月２８日の総会に付議可決された計画における金額です。なお、この修正による公益目的支出計画の実施期間４年に変更はありません。

③　平成２３年度決算によって、公益目的財産額は、1,004,015,258 円と確定し、公益目的収支差額の見込額についても、平成２４年度予算書（正味財産増減計算書ベース）により、327,816,051 円と確定しました。この確定によっても公益目的支出計画の実施期間４年に変更はありません。

（ウ）　関係諸規則等の整備

①　名称関係

法人格移行に伴い、本協会の名称が変更されますが、これに伴う会員における諸事務等については、極力会員負担を軽減するよう努めました。また、これに伴う協会の規則等の整備を行いました。

②　財務関係

ⅰ　新法人移行後は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般法人法」という。）及び公益法人会計基準（２０年４月１１日　内閣府公益認定等委員会）が適用となることから「経理規則」について所要の見直しを行いました。

ⅱ　新法人移行後における協会の内部留保について、その構成、繰入及び取崩の方法等を定めた、「過怠金積立資金規程」、「自主規制事業実施積立資金規程」、「会費充当積立資金規程」を制定しました。

ⅲ　協会資産の管理運用に当たっては、安全かつ確実な方法により行い、公益目的の安定的・積極的な遂行を行うことが必要であるため、定款第４８条の規定により資産の

管理運営についてその目的、基本原則、報告体制等を明確にした「資産管理運用規程」を制定しました。

ⅳ　これら規定の施行は、整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成２４年４月１日）から施行します。

③　役員報酬等及び費用に関する規程

一般法人法第８９条及び第１０５条において、役員（理事及び監事）の報酬はその額を定款に定めていない場合、その額及び支給の基準を総会の決議によって定める必要があるため、本協会においては、新定款第３３条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する規程を平成２３年１１月１日開催の臨時総会において制定しました。この規程は、整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日（平成２４年４月１日）から施行します。

（エ）　「正味財産」に計上されている預託金の経理処理について

現在「正味財産」に計上されている財産のうち、「預託金」は、会員が入会したときに本協会に納入し、退会、資格喪失または除名されたときに返還するものであり、本協会の「基金」に繰り入れ、管理されています。

従来、「預託金」については、基本財産的な意味合いと負債的な意味合いを持つものとして本協会においては正味財産として管理してきた経緯がありましたが、「預託金」を基金として管理することは、新しい公益法人に関する規則における「基金」とは性格を異にしており、預託した会員の退会時等において返還義務のある資金であることから、負債の性質が強く「負債」の部に計上することがより妥当と考え、本協会監査法人との協議を経て、平成２４年３月３１日に負債への計上替えをすることを決定しました。

決算時の経理処理において、預託金は預り預託金として負債に計上替えされ、同額が基金対象資産に繰り入れられました。

また、負債性を明確にした新しい預託金預り証への差し替えを行いました。

（オ）　保有有価証券の売却について

本協会の特定資産の基金対象資産を構成し、有利運用の観点から、従来より保有してきた２０年長期国債等について、法人格移行に際し、売却を行いました。売却益は、平成２３年度収支計算書上、特定資産売却収入に計上され、公益目的保有財産として一般社団法人に引き継がれます。

公益法人制度改革対応に関する懇談会　開催記録

開催日時	内容
第１回 **平成２２年６月４日**	・公益法人制度改革とは ・公益認定、一般認可ショートレビューのポイント説明 ・公益認定、一般認可のメリット、デメリット ・その他
第２回 **平成２２年９月２日**	・内閣府への第１回相談の結果 （１）　協会事業の公益性について （２）　正味財産（基金）の取扱いについて ・税制上の取扱いについて ・連座制について ・公益法人制度におけるガバナンスについて ・定款改正についての主要検討事項 ・役員の構成と役員報酬規程

開催日時	内容
	・予算の編成と執行についての規程 ・新法人移行後の正味財産の設計についての検討事項 ・懇談会における検討の前提としての方向性 ・今後のスケジュールについて
第３回 平成２２年１０月７日	・正味財産（基金）の取扱いについて ・定款改正についての検討事項について ・その他
第４回 平成２２年１１月４日	・法人の機関構成について ・役員報酬規程について ・その他
第５回 平成２２年１２月２１日	・新法人の骨格と定款について ・申請・移行に伴う措置について （１）　申請に必要な事項 （２）　移行措置 ・今後の予定
第６回 平成２３年２月２４日	・リーガルチェックを踏まえた新法人の定款案について ・法人形態の選択について ・今後の申請・移行に向けた段取りについて ・業務委員会の報告について
第７回 平成２３年７月７日	・公益社団法人と一般社団法人の比較について ・長期推計の仮定計算
第８回 平成２３年９月１日	・業務委員会報告（第２回）案 ・定款変更案 （１）　定款の主要な変更箇所について （２）　定款変更案新旧対照表 ・役員報酬等及び費用に関する規程（案） ・公益目的支出計画（案） （参考） ・資金に関する規程 （１）　過怠金資金規程（案） （２）　自主規制事業実施資金規程（案） （３）　会費充当準備資金規程（案） ・その他 （１）　今後の日程案 （２）　法人格移行対応についての参考資料

別紙 ２　金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）

１．金商法施行後の内部留保の推移（公益目的支出計画の完了まで）

（１）公益法人時代の内部留保の推移

公益目的支出計画より払い出している旧公益法人時代の内部留保の金商法施行の平成１９年度以降の推移については、以下の通りです。なお、公益法人時代における平成２０年度以降の体制整備及び財務運営の概要等は次項の通りです。

① 平成１９年度末における特定資産のうち預託金を除いた、いわゆる基金残高は、６９９百万円、繰越収支差額は１３４百万円で、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は、両者の合計８３３百万円でした。

② その後、一般社団法人移行の直前である平成２３年度末までに、

(a) 役員退職慰労金関係支出１５百万円（平成２０年度）、体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策のための物件費支出３９百万円（平成２１年度）を併せ合計５４百万円が取り崩されたほか、

(b) 平成２１年度及び平成２２年度に生じた当期収支差額相当額（１４百万円及び３４百万円）が平成２２年度に、平成２３年度に生じた当期収支差額相当額（６５百万円）が平成２３年度に基金に繰り入れ(※)され、

※ 今後のシステム開発、比例会費削減等に充てるため、繰越収支差額による処理から、基金積立・取崩しによる処理に変更した。

(c) 他方、各年度の年度内経費削減と採用延伸による人件費不用が７６百万円生じました。

③ この結果、法人格移行の際の全体としての内部留保は、８５５百万円となりました。

④ これに、過怠金収入より積み立てられた過怠金積立資金４３百万円、固定資産１０６百万円を加えた１，００４百万円が公益目的財産とされました。

（２）公益目的支出計画の遂行

上記の公益目的財産額１，００４百万円は、公益目的支出計画に従い、平成２７年度までに全額払い出されました。公益目的支出計画が完了したことに伴い、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求」を提出し、平成２８年１２月２１日付きで、「確認書」を受領しました。

（参照　別添１「公益目的支出計画の実施状況」）

２．金商法施行後の体制整備等

（１）平成２０年度体制整備等

①　体制整備

平成２０年度においては、セキュリティ対応等を含む法人運営の適正化、ＦＸ取引・店頭通貨オプション等についてのデリバティブ制度整備等の動向等を踏まえた自主規制活動の水準向上が、関係方面の指導を含め、協会運営のリスク対応上急務であり、同年度に行った緊急対応の後、人的・物的な体制整備を計画することが必要と考えられました（注）。

（注） 上記の体制等の水準検討等に当たっては、協会が果たすべき業務水準、備えるべき体制の水準を如何にして見いだすかが大きな問題点でしたが、具体的な水準は自主規制団体が自ら見出すべき事情にあることを踏まえ、以下のような点や他の例を参酌しつつ、検討をしました。その後の年度においても、その時々の規制環境を踏まえ、試行錯誤も含め、種々検討が重ねられました。

(a) 証券取引等監視委員会との意見交換、民法法人であった当時の主務当局からの指摘等に対応し、

(b)　金融商品取引法の規定等のほか、平成１９年６月に取りまとめられ、公表された当時の５団体等による「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」における業務範囲等の考え方を踏まえ、

(c)　平成１８年１１月に公表された国際証券業協会会議諮問委員会（ＩＣＳＡ）による提言（「自主規制機関のベストプラクティス」）等の国際的な相場感等を参照しました。

②　事務局人員の増員

これらの検討を踏まえ、平成２１年６月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成２２年度までに対平成２０年度末（１４人）比１１人増員を内容とする計画を説明しました。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の２年から４年に延伸して、各年度総会に諮りつつ増員を行い、平成２４年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果はモニタリング組織の設置（平成２２年７月）等、各部で効果をあげています。

（２）平成２１年度体制整備等

体制整備にあたり、認定金融商品取引業協会（自主規制団体）の備えるべき体制、あるいは、果たすべき業務内容等についての明示的・具体的な水準は、協会が自ら見出してゆくべきものと認められ、整備水準・経費水準を見越すことは困難な状況でしたが、可能な限りの点を参酌し、上述のように、人的には平成２１、２２年度での増員１１人を計画し、物的にはセキュリティ等の物的整備を進めることとしました。

（会費制度の改正）

このような整備とともに、会費について、次のような措置が取られました。

① 従前の過年度収支差損補てんのための比例会費に対して、会費規則を改正（２１年５月理事会決定）し、当該年度の業務環境等を踏まえた当年度会費所要額を当初予算に計上することとし、また、**定額会費**年額を５０万円から５５万円に引き上げました。

② 他方、当時の市場環境等から会員の収益環境等が極めて厳しい状況にあったことに配意し、当時の内部留保、繰越収支差額の状況も踏まえ、内部留保の一定範囲での活用を行うとともに、**平成２０年度分収支差損の会費の不徴収**としました。

（３）平成２２年度当時の体制整備・財務運営等

平成２２年度以降の財務運営においては、以下のような削減努力等が講じられた結果、会費所要額（実施事業支出）と会費負担額との関係において、会費所要額に対して複数の削減（内部留保取崩し及び過年度の収入超過の返還）が講じられることとなりました。

① **（増員実施と計画延伸）**平成２１年度に約半数の増員を行った以降は、規制環境の展開等に対応してゆく過程で、将来の業務量の動向を見越し、協会全般の業務見直しを行いつつ、逐次、人員配備のあり方、物的整備の所要を見定めて慎重に増員を進めることとし、平成２２年度以降、逐年計画を延伸しつつ、平成２４年度において体制整備のほぼ一巡を視野に入れるにいたったものです。

増員に当たっては、協会自体の体制整備の進展、規制環境等の変化に対応して、必要とされるマンパワーの質・量（年齢、専門性等）も変化するところから、業務展開を見定めつつ実施したことにより、人件費の推計等においては、技術的困難さも含め、精度が期待しがたい状況でした。この過程においては、透明性確保の観点から、この事情を説明し、毎年度の採用の具体化状況に応じて、その内容を都度、総会等にご説明した次第です。

② **（財務運営）**厳しい経営環境が続く中での会費負担についての会員の意見等や、内部留保水準等の状況から内部留保の一定の取崩しにより、会費負担の軽減を図りました。これを

行うに当たっては、この間、財務節度に配意し、経費の性格等に着目した、内部留保の使途について、下記のような自己制約条件を設定して、その条件の範囲内で、内部留保の一定範囲の取崩しを予算計上することにより、実際の会費徴収額算定は、会費所要額からその分が減少することとなり、会費負担水準の軽減が図られることとなり、これを会員にご説明しました。

(a) 体制整備には、平成１７年度において協会の自主規制担当分野にＦＸ取引等が加わり、多数の新規入会が生じたことに関連する部分が多く、また、内部留保には入会金が含まれているところから、体制整備の物的整備等の一回性経費の財源に充てるための取崩し

(b) 過怠金収入について、投資者保護のための金融ＡＤＲへの参画に関する経費等へ充当するための取崩し

③ **（決算不用の対応）**更に、当初予算で徴収した会費について、採用の延伸や年度中の事業見直しによる効率化等を含め、決算不用が生じた結果、収入超過が生じた場合には、これを次年度以降の会費所要額から削減することとして、いわば返還を行い、内部留保とはしないこととしました。なお、この過程で、平成２２年度予算より、年度開始前の予算編成を行うこととしたため、予算編成作業段階では、前年度決算が未確定となり、超過徴収分の会費所要額からの返還は決算確定後の直近年度となる次々年度までに処理することとなりました。

（４） 中長期的な財務均衡の必要性

財務面においては、現在、運用収入及び定額会費の減少、人件費の増加等の要因により構造的な収支不足が生じており、中長期的に財務均衡が必要とされる状況にあります。著しい変化が続く中において、認定金融商品取引業協会に向けられる諸要請に対応しつつ、収支均衡を図るという困難な課題に対応するため、中長期的な財務試算により状況を会員の皆様と共有しつつ、毎年度の収支予算の編成においても、現時点で来年度におけるシステム更改等のための財源所要見込みに関して、費用対効果の考えに立って、他の事業の合理化や加入制度の見直しにより、適正性・効率性の確保増強を図りつつ、財源ねん出についての検討・準備を進めるなど、収支両面による努力を重ねています。

３ 最近における法人の業務運営適正化等の措置及び経費削減等の主なもの

上述の協会における体制整備等を進めるに当たり、平成２８年度における、統括役・役員制度の導入等、各年、積極的に既存業務運営の見直しを図りつつ適正化・合理化措置を進めてまいりました。

また、各年の予算編成に当たっても、平成２９年度における既存事業の見直し（金融先物取引関係法規集 WEB 版の廃止）及び平成２８年度からの外部資金導入（投資教育事業計画に対する公益財団法人資本市場振興財団からの助成金）他を行ってきたところです。

（参照　別添２　「最近における法人の業務運営適正化等措置の主なもの」
別添３　「最近における経費削減等の主なもの」）

（別添１）　公益目的支出計画の実施状況

1　制度の概要

本協会は、移行一般社団法人として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第１２７条第３項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

2　本協会における実施状況

（1）　移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004 百万円）、計画期間を平成２４年４月１日の法人格移行後４年間とし、平成２４年６月通常総会において決定いたしました。

（2）　平成２４年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２４年度決算において、自主規制事業会計は、収入４２百万円、支出３１５百万円であり、収支差２７２百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２４年度末日の本協会の公益目的財産額は７３１百万円となりました。

（3）　平成２５年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２５年度決算において、自主規制事業会計は、収入３５百万円、支出３２２百万円であり、収支差２８８百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２５年度末日の本協会の公益目的財産額は４４３百万円となりました。

（4）　平成２６年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２６年度決算において、自主規制事業会計は、収入２７百万円、支出３２２百万円であり、収支差２９５百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２６年度末日の本協会の公益目的財産額は１４８百万円となりました。

（5）　平成２７年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２７年度決算において、自主規制事業会計は、収入２５百万円、支出３１２百万円であり、収支差△２８６百万円となり、前年度末公益目的財産額１４８百万円を全額支出し、本年度末の公益目的財産額は０円となります。

この結果、平成２４年４月に確定した公益目的財産額１，００４百万円すべてを公益目的のために支出したこととなり、本協会は、移行法人としての平成２４年から４年間の公益目的支出計画を完了いたしました。

（単位：百万円）

	平成24年度（実績）	平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（実績）
１．公益目的財産額	1,004	731	443	148
２．　取崩額（公益目的収支差額）（①-②）	272	288	295	286
(1)公益目的支出の額　①	315	322	322	312
(2)実施事業収入の額　②	42	35	27	25
３．当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	148	0

（6）　公益目的支出計画実施完了確認書の受領

平成２８年6月２０日開催の通常総会において平成２７年度に係る「公益目的支出計画の実施報告書等」が承認されたことを受け、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求書（注）」を提出し、平成２８年１２月２１日付けで内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領しました。

（注）　「公益目的支出計画実施完了確認請求書」は、公益目的支出計画を完了した一般社団法人が内閣府公益認定等委員会に対しその実施が完了したことの確認を求めるものです。（整備法第１２４条）

（別添２）「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」

１．　役員報酬の分離計上（平成２０年度決算より）

２．　本協会が退会する会員に対し債権を有している場合の預託金返還にかかる取扱いについて規定を明確化（平成２１年７月３１日、平成２１年１１月２５日理事会決定）

３．　外務員登録事務（委任事務）処理報告の作成（平成２１年度決算より）

４．　事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成２２年度計画等より）

５．　経理基盤整備（会計機械化平成２３年度試行開始）

６．　「資産管理運用規程」第５条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成２４年１１月実施）

７．　会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成２１年度供用開始）

８．　職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンクライアント環境を導入（平成２４年３月より）

９．　常勤役員業務報告（年央報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか２件（平成２１年度より作成試行）

１０．　法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成２２年度より）

１１．　総会における顧問弁護士の出席（平成２５年６月１３日通常総会～）

１２．　会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成２５年８月６日）

１３．　自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施（平成２６年１月３０日）

１４．　事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定（平成２６年３月）

１５．　個人情報保護団体の認定申請（平成２６年３月）及び認定取得（平成２６年８月）、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置

１６．　定款第３０条第６項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成２４年１１月実施）

１７．　公益目的支出計画実施報告書の作成（平成２５年３月）

１８．　会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成２５年６月より）

１９．　消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応（平成２６年４月）

（参照）

消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組みを取りまとめた消費者基本計画が改定（平成２２年３月３０日閣議決定）され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省において展開されました。これを受けて、総務省行政評価局は、当該各種施策が効果を上げているかなどの観点からの評価が平成２５年度に行われました。

本協会関係では、「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」について、政策評価の対象とされ、具体的には、平成２１年金融商品取引業等に関する内閣府令改正の①外国為替証拠金取引業者に対するロスカットルール整備・遵守の義務付け(平成２１年８月施行)及び②ＦＸ業者等に対する証拠金規制(平成２２年８月施行)の改正がその評価の対象とされました。

本評価は、「消費者取引に関する政策評価書」(総務省平成２６年４月)として報告されており、このうち「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」では、「平成２１年の金融商品取引業等に関する内閣府令改正によるＦＸ業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備及び想定元本の４％以上の証拠金の預託を受けない取引の禁止の導入については、ｉ）金融先物取引業協会の協会員が行うＦＸ取引に関する苦情件数が、最も多い平成２０年度と２４年度を比較すると減少していること、ⅱ）ＦＸ業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していること、から、効果が一定程度発現しているものと認められる。」と評価されました。

２０．　総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議（平成２６年７月）

２１．　会員が外務員の登録状況等に関するデータの確認をシステムにより随時行えるようKinsaki-netに「外務員情報」ページを新設（平成２８年２月）

２２．　投資教育事業計画の推進（平成２８年３月１０日理事会決定）及び公益財団法人資本市場振興財団からの助成金交付通知受領（平成２８年３月３日）

※　一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。

２３．　サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針理事会報告（平成２８年３月３０日）

２４．　事務局の体制について、従来の事務局長制に対して、統括役・役員制度の導入（平成２８年７月１日）

※　対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上等を図る

２５．　「一般社団法人及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１８年法律第５０号）第１２４条の規定に基づき、当該支出計画の実施が完了したことの確認を内閣府宛請求（平成２８年６月２０日）し、内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領（１２月２１日）

２６．　健康保険組合への編入（協会けんぽから東京証券業健康保険組合へ）（平成２８年１２月１日）

２７．　法人顧客に対する証拠金規制への対応（為替リスク想定比率の算出等）（平成２８年２月１７日）

２８．　処分関係制度整備（定款の一部変更及び不服申立制度の創設を含む処分制度整備に係る規則等の新設及び改正について）（平成２９年３月１３日理事会、平成２９年３月２５日臨時総会決定）

２９．　自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営方式について（平成２９年３月３０日理事会報告）

	開催方式		回 数	出席者
	委員会	部 会		
定例開催	原則招集（代理可）	原則書面	２－３回	部会員による代理委員の出席
随時開催	原則書面	原則書面	適宜	

３０．　定款第１９条に基づく処分を受けた会員及び「外務員の登録等に関する規則」第６条に基づく外務員処分を受けた会員より提出された不服申立書について、不服申立の理由の有無について審査を行うことを所掌事項等とする不服審査会の設置及びその事務を行う「不服審査会室」を総務部に設置（平成２９年６月）

３１．会計監査の信頼性と監査法人の独立性を確保する観点から監査法人を変更（2019 年度）

（別添3）　「最近における経費削減等の主なもの」

１．　従前（2019 年度以前）における経費削減等

（１）　役員報酬の見直し（平成２０年度～）、役員報酬の削減（平成２４年度～）

（２）　会員通知等の電子化（平成２０年度～）

（ア）　会員通知等の Kinsaki-net 掲載（平成２０年度～）

（イ）　外務員登録済通知等の Kinsaki-net 掲載に伴う郵送費の減（平成２８年度～）

（３）　コピー機保守契約の見直し（平成２１年度～）

（４）　刊行物の電子化及び作成費用の削減

（ア）　会報のＷｅｂ掲載（平成２２年度～）

（イ）　業務マニュアルのＷｅｂ掲載（平成２３年度～）

（ウ）　テキスト作成費の削減（平成２４年度～）

（エ）　刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）（平成２５年度～）

（オ）　「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減（平成２６年度～）

（カ）　金融先物取引関係法規集ＷＥＢ版の廃止（平成２９年度～）

（５）　会議室活用による会場借料等の縮減（平成２０年度～）

（６）　学術連携関係経費削減

（７）　その他の経費削減

（ア）　Ｅ－ｍａｉｌによる報告（2007 年度～）

（イ）　文書保存倉庫借料の契約内容変更（2009 年度～）

（ウ）　事務所借料の見直しに伴う削減

（エ）　システム保守の見直しによる削減

（オ）　公益法人コンサルタント打ち切りによる削減

（カ）　オペレーション委託費の見直しによる経費削減（2014 年度～）

（キ）　セミナー・理事会開催費の経費削減（2014 年度～）

（ク）　封筒の作成費等の経費削減（2014 年度～）

（ケ）　ＥＢＳ為替変動率分析外注（2015 年度～）

（コ）　健康保険組合への編入（2016 年度～）

（サ）　海外金融先物取引市場の現状及び動向調査委託費の削減（2018 年度～）

（シ）　監査法人変更に伴う削減（2019 年度～）

（ス）　取引データ報告制度システム開発に対する助成（2019 年度～）

（８）　資本市場振興財団からの助成の受入れ

（ア）　投資教育事業における公益財団法人資本市場振興財団からの助成の受入れ（2016 年度から）

（イ）　取引データ報告制度システム開発に対する助成（2019 年度）

２．　2020 年度における経費削減等

（１）　金融先物取引関係法規集の作成見直しに伴う減

（２）　業務委託契約見直しに伴う削減

（３）　投資教育事業計画における助成の増額

別紙３　総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

１．総会

2020 年度上期に定款第２３条に規定する通常総会が開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

（１）通常総会

2020 年６月１９日、第３１回通常総会をＫＫＲホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員１２８社（うち、書面による議決権行使会員１２３社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第１号議案　定款の一部変更の件

第２号議案　２０１９年度事業報告及び決算の件

第３号議案　役員の選任の件

第４号議案　第３１回通常総会議事録署名人２名選任の件

２．理事会

2020 年度上期に定款第３４条に規定する理事会は４回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第１回理事会（2020 年５月２９日・書面）

○第３１回通常総会招集決定の件

○定款の一部変更の件

（2020 年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第１号議案関連）

○2019 年度事業報告及び決算の件

（2020 年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第２号議案関連）

○役員候補者選任の件

（2020 年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第３号議案関連）

○第３１回通常総会議事録署名人２名選任の件

（2020 年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第４号議案関連）

○第３１回通常総会の議決権行使に関する事項の件

第２回理事会（2020 年６月１７日・書面）

○「金融先物取引業務取扱規則第２５条の３に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の一部改正の件

○「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第９条に関する細則（スプレッド広告関係）」の制定の件

○内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

第３回理事会（2020 年６月１９日・書面）

○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件

○業務委員会、自主規制委員会並びに規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件

第４回理事会（2020 年７月３１日・書面）

○会員の入会の件

○退任役員に対する退職金の支給の件

３．委員会・部会

2020 年度上期に委員会規則（平成元年９月１４日制定、平成２６年６月４日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会及び不服審査会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

（１）業務委員会

開催はありませんでした。

（２）業務部会

第１回業務部会（2020年５月１８日・協会）

○活動状況

○理事会議案、通常総会議案について

①招集理事会（2020．５．２９）議案

（決議事項）

第１号議案　第３１回通常総会招集決定の件

第２号議案　定款の一部変更の件（2020年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第１号議案関連）

第３号議案　2019年度事業報告及び決算の件（2020年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第２号議案関連）

第４号議案　役員候補者選任の件（2020年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第３号議案関連）（総会「役員の選任の件」）

第５号議案　第３１回通常総会議事録署名人２名選任の件（2020年６月１９日開催第３１回通常総会付議案件　総会第４号議案関連）

第６号議案　第３１回通常総会の議決権行使に関する事項の件

（報告事項）

Ⅰ．2019年度代表理事の職務執行状況の報告の件

II．2019年度資産管理運用状況の報告の件

②書面理事会（2020．６．１７）議案

第１号議案　ロスカット細則の見直しの件

第２号議案　スプレッド広告細則の制定の件
第３号議案　内部管理責任者に対する処分制度の新設の件
第４号議案　会員の退会に伴う預託金の返還の件
③第３１回通常総会（2020．６．１９）議案
（決議事項）
第１号議案　定款の一部変更の件
第２号議案　2019年度事業報告及び決算の件
第３号議案　役員の選任の件
第４号議案　第３１回通常総会議事録署名人２名選任の件
○その他
業務部会配布資料
①　2019 年度決算参考資料
その１　理事会参考資料
その２　2019 年度助成金対象事業の実施報告書
②　「役員選任の透明性の確保」
連絡事項
今後の日程

（３）自主規制委員会
第１回自主規制委員会（2020 年６月５日・書面）
○ロスカット細則の見直しの件
○スプレッド広告細則の制定の件
○内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

（４）自主規制部会
第１回自主規制部会（2020 年４月２４日・書面）
○ロスカット細則の見直しの件
○スプレッド広告細則の制定の件
○内部管理責任者に対する処分制度の新設の件

（５）規律委員会
第１回規律委員会（2020年４月７日・協会）
○協会規則等の一部改正の件（内部管理責任者に対する処分制度整備関連）
○「内部管理責任者処分量定基準」の制定及び考え方の公表の件

（６）不服審査会
開催はありませんでした。

別紙４　２０２０年度会議日程（実施及び予定）

	開　催　日　時	所　管	内　　容	会　場
１	２０２０年４月１３日 15：00-16-30	第３９回　ＦＸ幹事会	・ロスカット細則の見直しについて ・スプレッド広告細則の制定について　等	協会会議室 （電話会議）
２	２０２０年４月２４日	第１回　自主規制部会 （書面）	・協会規則の制定及び一部改正	
３	２０２０年５月１８日 10:00-12:00	第１回　業務部会	・定款変更 ・２０１９年度事業報告・決算 ・２０２０年度役員選任　　等	協会会議室
４	２０２０年５月２９日	第１回　理事会 （書面）	・定款変更 ・２０１９年度事業報告・決算 ・２０２０年度役員選任　　等	
５	２０２０年６月５日	第１回　自主規制委員会 （書面）	・協会規則の制定及び一部改正	
６	２０２０年６月１６日 15：30-16-30	第４０回　ＦＸ幹事会	・今期の幹事会テーマの進捗等及び来期の幹事会について　等	協会会議室 （電話会議）
７	２０２０年６月１７日	第２回　理事会 （書面）	・協会規則の制定及び一部改正 ・退会	
８	２０２０年６月１９日 10:00-11:00	第３１回通常総会	・定款変更 ・２０１９年度事業報告・決算 ・２０２０年度役員選任　　等	ＫＫＲホテル東京 丹頂の間
９	２０２０年６月１９日	第３回　理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選の件	
１０	２０２０年６月１９日	理事懇談会 （新理事）	・新旧会長・副会長・専務理事互選結果	ＫＫＲホテル東京 鳳凰の間
１１	２０２０年７月２８日 15：30-16-30	第４１回　ＦＸ幹事会	・今期の幹事会テーマについて　等	協会会議室 （電話会議）
１２	２０２０年７月３１日	第４回　理事会 （書面）	・入会 ・退任役員に対する退職金の支給の件	
１３	２０２０年９月２９日 15：30-16：30	第４２回　ＦＸ幹事会	・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について　等	協会会議室 （電話会議）
１４	２０２０年１０月１２日 14:00-15:00	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館
１５	２０２０年１１月１７日	第５回　理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・２０２０年度資産管理運用状況報告	協会会議室 （web会議）
１６	２０２０年１１月２０日	第２回　自主規制委員会 （書面）	・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件	
１７	２０２０年１２月中旬	第６回　理事会 （書面）	・「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正の件 ・退会　等	
１８	２０２０年１２月１６日 14:00-16:00	会員セミナー（大阪）	・セミナー	近畿財務局・協会会議室 （web会議）
１９	２０２０年１２月下旬 15：00-16：00	第２回　業務部会	・２０２１年度事業計画・予算　等	協会会議室
２０	２０２１年２月下旬	第３回　業務部会	・理事会議案説明 ・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 （２０２１年度事業計画・予算）　　等	協会会議室
２１	２０２１年３月上旬	第１回　業務委員会	・２０２１年度事業計画・予算	
２２	２０２１年３月中旬	第７回　理事会 （書面）	・臨時総会付議案件 （２０２１年度事業計画・予算）	
２３	２０２１年３月下旬	臨時総会	・２０２１年度事業計画・予算	協会会議室
２４	２０２１年５月中旬	第１回　業務部会	・２０２０年度事業報告・決算 ・２０２１年度役員選任　　等	協会会議室
２５	２０２１年５月下旬	第１回　理事会	・２０２０年度事業報告・決算 ・２０２１年度役員選任　　等	

	開　催　日　時	所　管	内　　容	会　場
２６	２０２１年６月中旬	第３２回通常総会	・２０２０年度事業報告・決算 ・２０２１年度役員選任　　等	
２７	２０２１年６月中旬	第２回　理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選の件	

FFAJ活動記録

（2020. 04. 01 ～ 2020. 09. 30）

月 日	事　項	分 類	内 容 等	文書番号
0401	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	78E
0401	通知文書	業務部	行政手続の電子化に関する協力依頼（登録金融機関）	79E
0401	通知文書	業務部	Kinsaki-net への外務員関係資料の掲載について	80E
0403	第5回スプレッド広告WG（書面）	事務局	見直し案について	－
0403	通知文書	業務部	令和2年2月 21 日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	86E
0403	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	87E
0407	規律委員会（書面）	事務局	内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	－
0407	通知文書	業務部	緊急事態宣言に係る大臣談話について	90E
0408	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受けた外務員登録等の処理期間等について	92E
0408	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受けた外務員等資格試験及び外務員資格更新研修試験の会場閉鎖について	93E
0413	第39回FX幹事会	事務局	・ロスカット細則の見直しについて ・スプレッド広告細則の制定について 他	－
0413	通知文書	監査部	取引データ保存・報告制度に関する受入れテストについて	94E
0413	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について	95E
0413	通知文書	業務部	出勤者 7 割削減を実現するための要請について	96E
0416	通知文書	業務部	テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について	103E
0416	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	104E
0417	通知文書	業務部	緊急事態措置の対象区域の全国拡大を踏まえた大臣談話について	105E
0421	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外務員資格更新研修試験の受講義務期間に係る特例措置について（2020 年5月対象者）	106E
0421	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたサイバーキュリティ等に関する注意喚起	107E
0424	自主規制部会（書面）	事務局	・ロスカット細則の見直しの件 ・スプレッド広告細則の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	－
0424	通知文書	業務部	新型コロナ関連（接触機会の低減に向けた取り組み徹底について）	108E
0424	通知文書	業務部	「『苦情解決支援とあっせんに関する業務規程』の一部改正」に関する周知依頼について	109E
0424	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合に	110E

			おける国税の取扱いに関する周知について	
0424	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の影響による金融機関等の報告の提出期限等について	111E
0427	パブリックコメント募集（～0518）	事務局	・ロスカット細則の見直しの件 ・スプレッド広告細則の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	－
0427	調査レポート等	調査部	・「新興国通貨の基礎知識」南アフリカ編、メキシコ編の公表	－
0427	通知文書	調査部	ゴールデンウィークに関する注意喚起について	112E
0501	通知文書	業務部	外交官等の身分証明票の記載事項変更について（追加事項）	113E
0501	通知文書	業務部	緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について	114E
0507	通知文書	業務部	緊急事態宣言を踏まえた大臣談話について	115E
0512	通知文書	監査部	【取引データ保存・報告制度関係】SFTP サーバ利用説明資料の公表について	116E
0512	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について（延長）	117E
0513	通知文書	業務部	労働基準監督署における電子申請促進の周知について（ご協力のお願い）	118E
0513	通知文書	業務部	高濃度 PCB 含有塗膜の調査の進捗状況（2020 年 3 月末時点）の調査依頼について	119E
0514	通知文書	業務部	緊急事態措置の区域変更を踏まえた大臣談話について	120E
0515	通知文書	業務部	高濃度 PCB 等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理について	121E
0515	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた外務員資格更新研修の受講義務期間に係る特例措置について（2020 年6月対象者）	122E
0518	第1回業務部会（書面）	事務局	理事会議案、通常総会議案について　他	―
0518	通知文書	業務部	緊急事態宣言の解除に伴う外務員等資格試験及び外務員資格更新研修会場の再開について	124E
0525	通知文書	業務部	緊急事態宣言の解除に伴う外務員等資格試験及び外務員資格更新研修会場の再開について（その2）	125E
0525	通知文書	業務部	緊急事態解除宣言を踏まえた大臣談話について	126E
0525	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	127E
0525	通知文書	業務部	緊急事態宣言の解除に伴う外務員等資格試験及び外務員資格更新研修会場の再開について（その3）	128E
0528	通知文書	業務部	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について	131E
0529	第1回理事会(書面)	事務局	・第 31 回通常総会招集決定の件 ・定款の一部変更の件　他	―
0602	通知文書	監査部	外国為替証拠金取引等に関する書類調査の実施について	132E
0603	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用に	134E

			ついて（延長）	
0604	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	135E
0605	第1回自主規制委員会(書面)	事務局	・ロスカット細則の見直しの件 ・スプレッド広告細則の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件	－
0608	通知文書	業務部	・金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組みについて	137E
0608	日本 IFIAR ネットワーク第4回総会・第8回企画委員会 合同会議	－	・IFIAR からの活動報告 ・金融庁・審査会からの報告 ・ネットワーク会員からの報告	－
0610	FINMAC 運営審議委員会	－	あっせん委員の選任について 他	－
0611	通知文書	業務部	ドメイン名ハイジャック攻撃に関する注意喚起について	138E
0612	通知文書	監査部	事業報告書（写）の提出について	139E
0612	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	140E
0616	第40回FX幹事会	事務局	今期の幹事会テーマの進捗等及び来期の幹事会について	－
0616	通知文書	業務部	金融庁業務支援統合システムにおける新機能の試験導入について	141E
0617	第2回理事会（書面）	事務局	・「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の3に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の一部改正の件 ・「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第 9 条に関する細則（スプレッド広告関係）」の制定の件 ・内部管理責任者に対する処分制度の新設の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件	－
0617	通知文書	総務部	「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の3に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）」の一部改正の件	142E
0617	通知文書	総務部	広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則第 9 条に関する細則（スプレッド広告関係）の制定について	143E
0617	通知文書	業務部	内部管理責任者に対する処分に関する協会規則の一部改正及び考え方の公表等について	144E
0618	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた外務員資格更新研修の受講義務期間に係る特例措置の取扱いについて	145E
0619	第31回通常総会	事務局	・定款の一部変更の件 ・2019 年度事業報告及び決算の件 ・2020 年役員の選任の件	－
0619	第3回理事会（書面）	事務局	・会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件 ・業務委員会、自主規制委員会並びに規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件	－
0619	通知文書	総務部	第31回通常総会及び 2020 年度役員について	161E
0626	通知文書	業務部	接触確認アプリ（COCOA）の業界団体への周知について	166E

0630	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	168E
0701	通知文書	監査部	取引データ保存・報告制度 「対応要領」及び「取引データ保存・報告制度対応要領に関するＱ＆Ａ」の更新版掲載について	169E
0703	通知文書	業務部	内部管理担当役員の配置状況報告の依頼の件	170E
0707	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（九州財務局）	171E
0707	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（福岡財務支局）	172E
0708	通知文書	監査部	金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの算出の適正性に関する注意喚起	173E
0709	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（関東財務局長野財務事務所）	174E
0709	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（九州財務局大分財務事務所）	175E
0709	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（関東財務局長野財務事務所）	176E
0713	通知文書	業務部	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の施行について	177E
0713	通知文書	業務部	米国 DigiCert 社の中間証明機関が発行した EV 証明書の失効について（注意喚起）	178E
0714	通知文書	業務部	2020 年7月 10 日以降の催物の開催制限等について	179E
0715	FINMAC7団体打合わせ	－	月次報告	－
0716	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（中国財務局松江財務事務所）	180E
0716	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（福岡財務支局佐賀財務事務所）	181E
0720	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等に関する当面の対応について	183E
0720	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について（延長）	184E
0721	通知文書	監査部	「証券モニタリング概要・事例集（令和2年7月）」の周知について	186E
0728	第41回FX幹事会	事務局	今期の幹事会について 他	－
0729	通知文書	業務部	令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について（東北財務局山形財務事務所）	190E
0730	通知文書	業務部	2020 年 8 月 1 日以降における催物の開催制限等について	193E
7030	第4回理事会（書面）	事務局	・会員の入会の件 ・退任役員に対する退職金の支給の件	－
0731	会報 125 号	事務局	・第 31 回通常総会を開催	－

			・会員の決算状況（2020 年 3 月期）について ・Financial Futures ニュース（2020 年 4 月～6 月）	
0731	第3回理事会 （書面）	事務局	・会員の入会の件 ・退任役員に対する退職金の支給の件	－
0731	通知文書	業務部	消費税の適格請求書等保存方式の導入に関する周知等について	196E
0731	通知文書	業務部	飲食店等におけるクラスター発生の防止のための総合的な取組について	197E
0806	報告制度 先行 UAT 説明会	事務局	日次報告ファイル取込テスト概要説明 他	－
0807	通知文書	業務部	令和2年6月 30 日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	198E
0807	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	199E
0807	通知文書	業務部	お盆休みにおける帰省等のあり方の周知について	200E
0807	通知文書	業務部	医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について	201E
0819	通知文書	業務部	FINMAC2019年度事業報告書について	204E
0824	通知文書	業務部	「マイナンバーカードの取得促進及び利活用に関するアンケート」について	205E
0826	通知文書	監査部 総務部	「取引データ保存・報告制度 対応要領（第3版）」及び Q＆A（第3版）の公表について	206E
0827	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外務員登録の運用について（延長）	207E
0901	通知文書	業務部	2020 年 9 月 1 日以降における催物の開催制限等について	208E
0908	通知文書	監査部	損失補てんの事故報告書の報告期限の明確化について	209E
0916	通知文書	業務部	中小企業デジタル化応援隊事業の開始に関する周知について	210E
0916	通知文書	業務部	2020 年 11 月末までの催物の開催制限等について	211E
0917	通知文書	業務部	内部管理責任者の事前照会について	212E
0917	通知文書	業務部	オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について	213E
0919	通知文書	業務部	オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について（再通知）	214E
0925	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	216E
0928	第 101 回金商業協会連絡協議WG	－	各種報告等	－
0928	通知文書	総務部	令和2年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会の開催について	217E
0929	第41回FX幹事会	事務局	今期の幹事会について 他	－
0929	通知文書	調査部	モニタリング調査票ご送付の依頼について	218E

0930	通知文書	業務部	「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検要請に関する説明会」の御案内について	219E

別紙6　一般社団法人金融先物取引業協会組織図

（2020年9月）

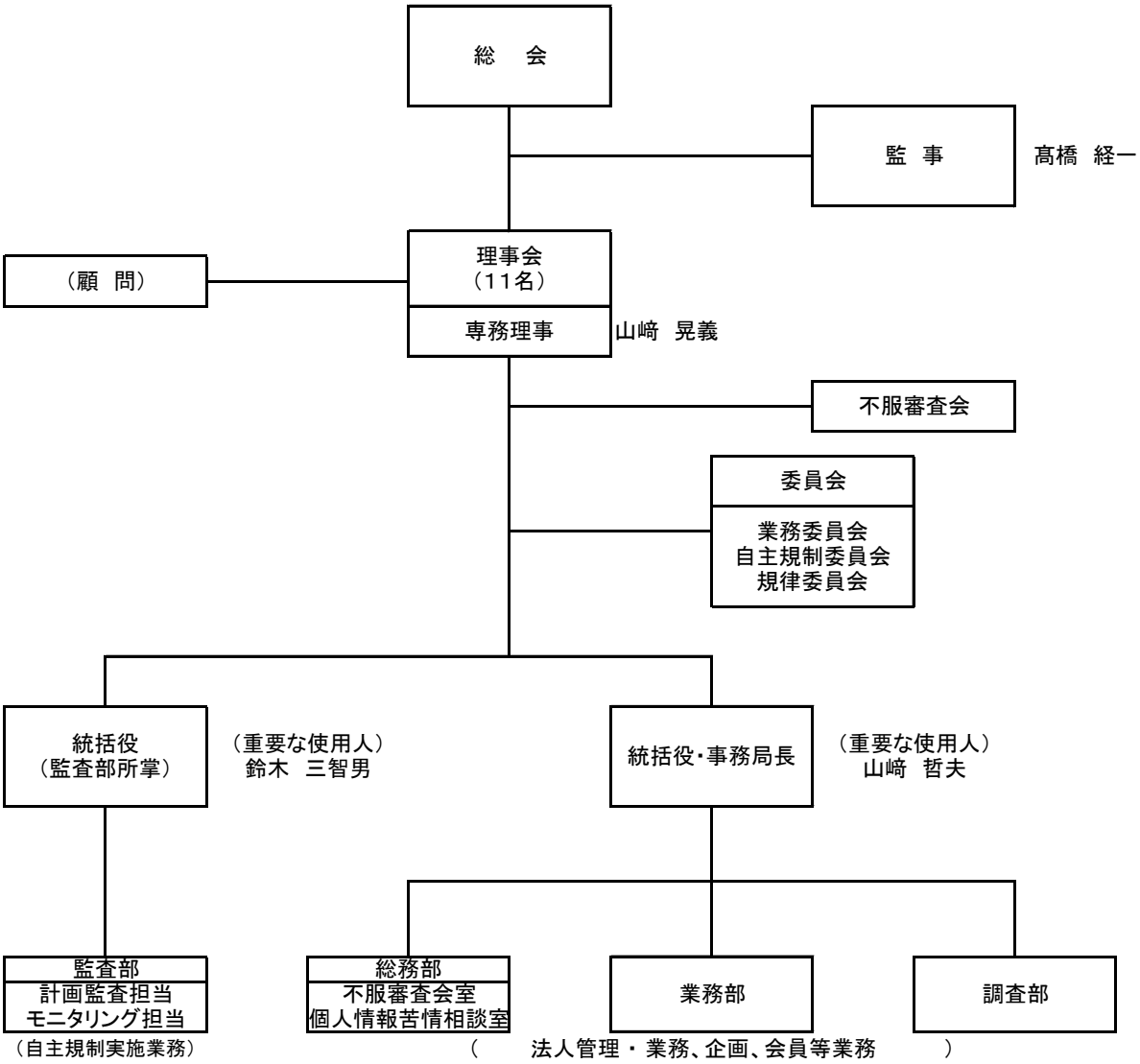

監査部	総務部	業務部	調査部
【5名】	【8名】	【3名】	【3名】
部長	部長 （統括役代行）	部長（兼）	部長
次長	次長（2名）	次長	
主任調査役	主任調査役（2名）		主任調査役
調査役等（2名）	調査役等（3名）	調査役等（2名）	調査役

(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員　1名、職員19名、パート職員2名】

協会組織図

2020年９月

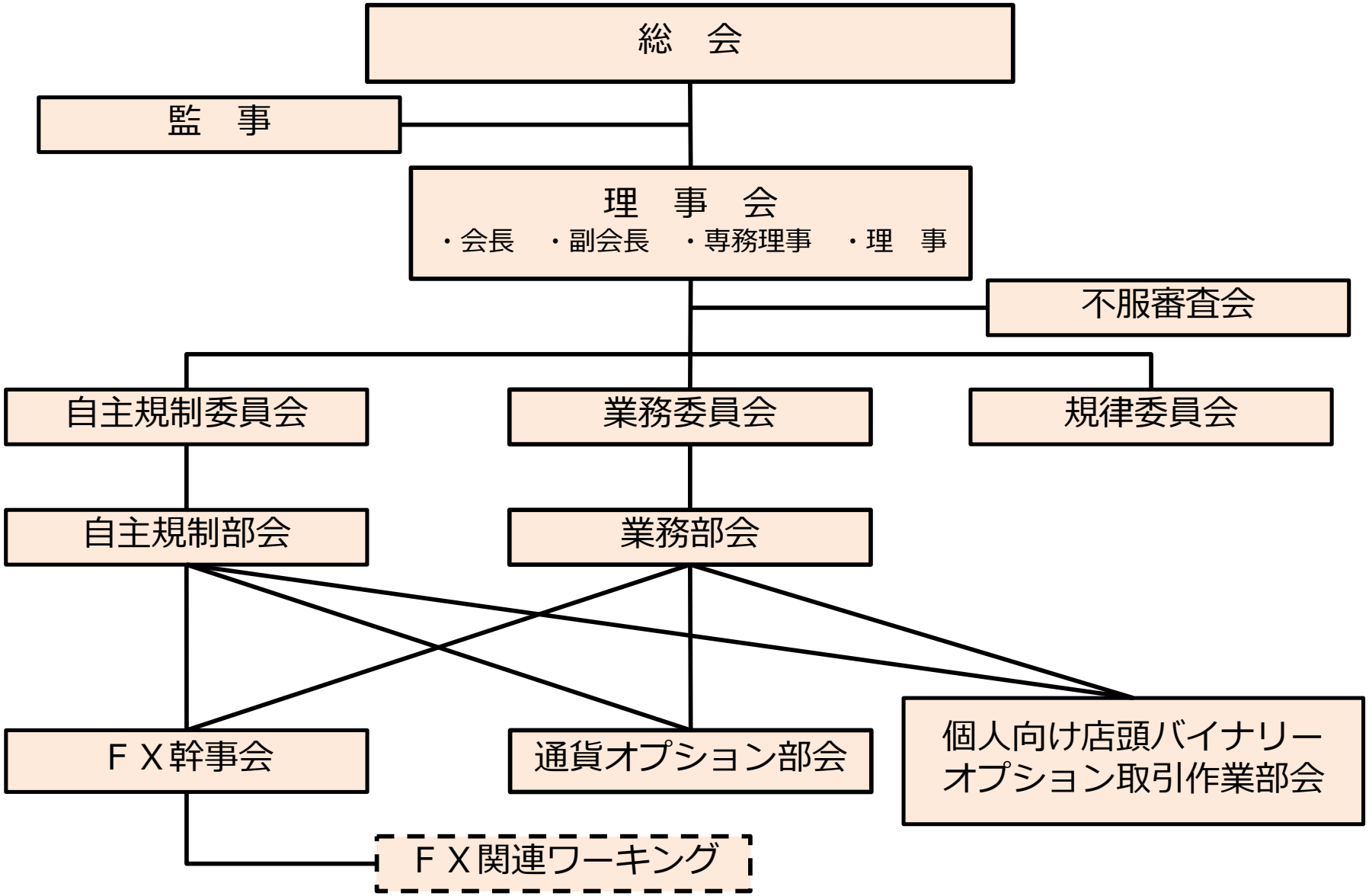

別紙　7

Kinsaki-net概要

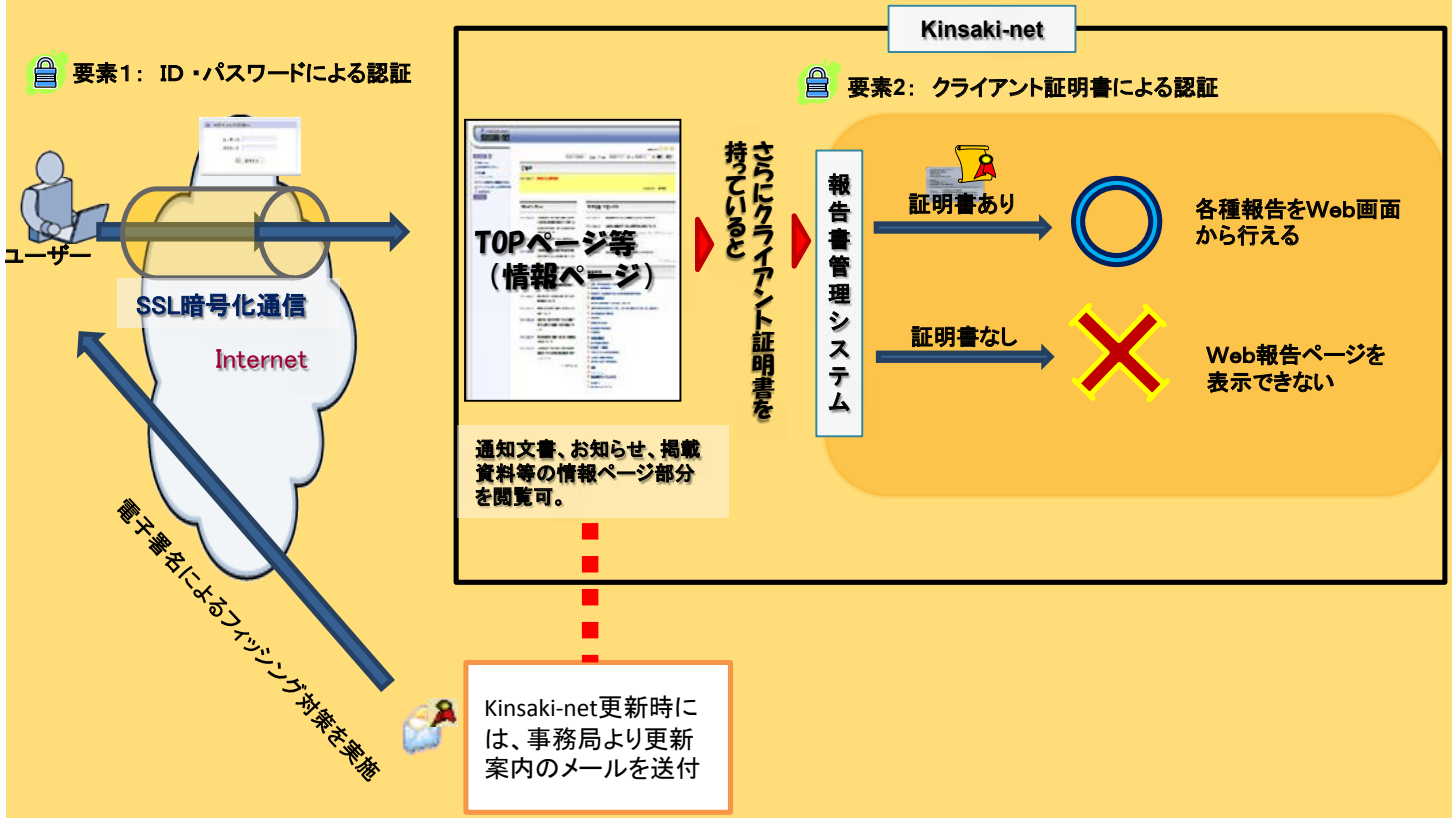

Kinsaki-net報告書管理システムのセキュリティ

○　**ID・パスワードによる認証、クライアント証明書による認証という二要素認証を採用**
（さらに、本協会のクライアント証明書は、Internet Explorerにインストールすることで証明書をエクスポートして使えなくなるため、より厳格な運用が可能です。）

○　**通信は、シマンテックのEVサーバ証明書によりSSL暗号化**
（DigiCertのEV-SSLサーバ証明書には、日次のマルウェアスキャン機能、週次の脆弱性アセスメントが標準装備されており、サイトの安全性を高めています。）

別紙８　２０２０年度（２０２０年４月～２０２０年９月）監査結果

２０２０年度（２０２０年４月～２０２０年９月）監査結果

１．監査を実施した会社数

⑴ 実地監査：　3.社
（業態別内訳）・第二地方銀行　１社　・証券会社　１社
・先物専門会社　１社

⑵ 書類調査：　１１７社
（業態別内訳）・その他銀行　１４社　・証 券 会 社　５８社　・商品先物会社　７社
・先物専門会社　３８社

２．監査の体制
⑴ 監査等従事人員　当期　８人　（うち兼務　２人）

⑵ 監査等従事延人員　当期　１８４人日（内訳：実地監査　８２人日
書類調査　１０２人日）

別紙９　ＦＸ取引に関するこれまでの主な施策

＜（１）開始時期　（２）規則、通知文書等　（３）主な内容等　＞

１．店頭ＦＸ取引月次統計

（１）平成２１年１月開始（平成２０年１１月から平成２０年１２月までは試行期間）

（２）通知文書【金先協平２０第２７７号Ｅ】（平成２０年１２月１２日）

【金先協平２７第３４号Ｅ】（平成２７年３月４日、定款第３条報告化）

（３）店頭ＦＸの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般向け協会ホームページにて公表

→　平成２７年２月２４日の業務委員会において平成２７年４月から当報告を定款第３条に基づく報告として全店頭ＦＸ取引取扱会員を対象とすることを決定

２．ＦＸ取引におけるロスカット未収金報告制度

（１）平成２１年９月１６日発生分より

（２）通知文書【金先協平２１第１８０号Ｅ】（平成２１年９月１６日）

【金先協平２３第１８１号Ｅ】（平成２３年６月２２日、様式変更）

【金先協平２４第２５０号Ｅ】（平成２４年１１月２６日、残高報告頻度変更）

（３）ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般向け協会ホームページにて公表

３．ロスカット取引の適切な運用

（１）平成２１年１２月１１日より

（２）外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン

→　平成２３年２月１日より規則化：　金融先物取引業務取扱規則第２５条の３、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成２３年１月２６日制定）

（３）ロスカット水準、監視間隔の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存等

→　2020 年６月１７日一部改正：　有識者検討会報告書を受けて、ロスカット監視間隔を１０分以内から１分以内へ短縮。その他必要な改正を実施（2020 年１２月１日施行）。

４．顧客区分管理信託状況報告

（１）平成２１年１１月４日

（２）通知文書【金先協平２１第２１１号Ｅ】（平成２１年１１月４日発出、翌２月２日廃止）

【金先協平２２第３３号Ｅ】（平成２２年２月２日）

（３）週次で区分管理信託の状況を疎明資料付きで協会へ報告

５．顧客区分管理信託状況についての検証

（１）平成２２年１月２９日より

（２）外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン

（３）「第４条　会員は、毎年１回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

６．無登録業者に関する施策

（１）平成２２年４月より

（２）無登録業者に関する施策は例えば以下のようなものがある。

①　一般向け協会ホームページによる注意喚起ページの設置（平成２２年４月～）

②　関係団体との連携

③　金融庁との連携（2020 年２月施策）

（３）　①について、平成２６年７月に、注意喚起ページのリンクがより投資者の目に留まるよう場所を移動し、テキストリンクからバナーリンクに変更している。

②について、次の団体に対する金融庁及び関東財務局からの業者登録の状況の事前確認等に関する改善の申し入れについて本協会も副署を行っている。

・　日本雑誌広告協会（平成２６年１月２７日）

・　インターネット広告推進協議会（平成２６年１０月７日）

なお、次の団体に対して、カード利用者への注意喚起について、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っている。

・　日本クレジット協会（平成２７年２月１８日）

③について、学生などが友人やＳＮＳを通じて高額な投資用の情報商材を購入し、海外無登録業者と取引して損失が発生したなどの相談が増加している状況に対して金融庁と連携してリーフレットを作成し、金融庁ウェッブサイトと協会一般向けホームページに掲載し、注意喚起を行った。

７．ＦＸ取引におけるロスカット月次状況報告制度

（１）平成２２年６月分から平成２３年９月分まで

（２）通知文書【金先協平２２第１５４号Ｅ】（平成２２年７月１日）

【金先協平２３第２５６号Ｅ】（平成２３年１０月２８日、報告終了通知）

（３）月間のロスカット件数について報告を受け集計

８．ＢＣＰ体制の整備

（１）平成２２年８月２５日施行

（２）会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則

会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
（３）緊急時における会員の事業継続体制の整備

９．店頭ＦＸ取引に係るスプレッド広告の適正な実施

（１）平成２２年９月３日より
（２）スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン
（３）スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存
→　平成２４年１２月１２日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など
→　2020 年６月 17 日ガイドラインを規則化:実績開示の強化等(2020 年１２月１日施行)

１０．店頭ＦＸ取引における価格データ等の保存

（１）平成２２年１１月５日より
（２）通知文書【金先協平２２第２６４号Ｅ】（データ保存の依頼）
→　平成２３年６月３０日規則化：　金融先物取引業務取扱規則第２５条の４、同条に関する細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）
（３）顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等
→　平成２６年７月２３日「金融先物取引業務取扱規則第２５条の４及びその細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）に関する留意点等について」の改訂【金先協平２６第１５９号Ｅ】：ロスカット取引について本規則が適用されることを強調
→２５．取引データ保存・報告規則の施行（2021 年４月１日）に伴い廃止。

１１．店頭ＦＸ取引に係る価格配信態勢整備義務

（１）平成２３年２月１日施行
（２）金融先物取引業務取扱規則第２５条の２（平成２２年１０月２８日理事会成立）
（３）価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

１２．注意喚起文書の交付義務

（１）平成２３年４月１日施行
（２）金融先物取引業務取扱規則第７条の２（平成２３年２月１８日理事会成立）
（３）契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

１３．アフィリエイト広告の適正な利用

（１）平成２４年３月３０日より

（２）アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
（３）ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

１４．ＦＸ取引の広告等に関するＱ＆Ａ事例集の作成

（１）平成２４年３月３０日より
（２）広告等の表示及び景品類の提供に関するＱ＆Ａ事例集
（平成２５年７月１８日に「ＦＸ取引の広告等に関するＱ＆Ａ事例集」から「広告等に関するＱ＆Ａ事例集」へ変更。さらに平成２６年６月４日に現在の名称に変更）
（３）ＦＸ広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取りまとめたもの
→　平成２４年１２月１２日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など
（→　平成２５年７月１８日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加）
→　平成２６年６月４日一部改正：１６．の基準改正に伴う改正
→　2020 年６月１７日一部改正：　ガイドラインの規則化に伴う改正(2020 年１２月１日施行)

１５．店頭ＦＸ取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明（スリッページ関係）

（１）平成２５年８月９日施行（既存会員は、平成２５年１１月３０日までは従前の例による。）
（２）金融先物取引業務取扱規則第２５条の２の２、第２５条の２の３
（３）　店頭ＦＸ取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生の仕組み等に関する顧客への事前説明等
→　平成２６年７月２３日【金先協平２６第１５８号Ｅ】「金融先物取引業務取扱規則第２５条の２の２第３項の適用関係等について」を改訂：ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

１６．広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

（１）平成２６年９月１日施行（平成２６年６月４日理事会決定）
（２）広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則
広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル
（３）「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成３年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし､同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

１７．「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」（月次）、「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」（四半期）についての統計化

（１）平成２７年４月１日より（平成２７年２月２４日業務委員会決定）

（２）通知文書【金先協平２７第３４号Ｅ】

（３）平成２７年度から、新たに「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」及び「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」について定款施行規則第３条に基づき報告を求めることとした。

また、これらの報告値についてそれぞれ集計し、顧客区分管理必要額関連情報、個別顧客区分管理金額正味増減口座割合関連情報を一般向け協会ホームページに公表する。

１８．システムトレードに関する施策

（１）平成２７年１０月２日

（２）通知文書【金先協平２７監第１１７号Ｅ】

（３）プログラム選択型システムトレードにおいて、顧客に対する事前説明及び広告等について適切な対応がなされるよう、「プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について」をとりまとめて発出。

１９．FX 取引業者に対するストレステスト実施要領の公表

（１）平成２８年２月１９日（平成２９年３月２９日改正）

（２）通知文書【金先協平２８第３０号Ｅ】

通知文書【金先協平２９第６４号Ｅ】（改正実施要領）

（３）FX 取引業者全社が共通して行えるストレステストの実施要領を作成し、当該実施要領に基づき、通知文書によりＦＸ取扱会員全社に共通のストレステストの実施及びその結果の報告を求めた。２４.府令ストレステストの検討、実施に伴い終了。

実施要領は、以下の３つのリスクを対象としている。

・未カバーポジションに対するリスク

・未収金発生リスク

・カウンターパーティーリスク

２０．法人顧客を相手方とする店頭ＦＸ取引における証拠金率（レバレッジ）に係る当局規制に関する施策

（１）平成２８年６月１４日公布（平成２９年２月２７日施行）

（２）内閣府令

（３）金融庁により府令が改正され、店頭ＦＸ業者は、法人顧客を相手方とする店頭ＦＸ取引について、為替リスク想定比率以上の証拠金を求めなければならない。為替リスク想定比率は、告示で定める算出方法に従って、通貨ペアごとに毎週算出する必要が

ある。協会では、会員が利用できるように、また、投資者が各通貨ペアのボラティリティを把握することができるように、為替リスク想定比率を算出し、公表している。

２１．為替リスク管理態勢の整備等

（１）平成２８年１０月７日理事会決定（平成２９年４月３日施行）

（２）金融先物取引業務取扱規則第２５条の４の２ 他
通知文書【金先協平２８第１８８号Ｅ】（平成２８年１０月７日発出、翌４月３日施行）

（３）平成２７年７月に金融庁から公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、未カバーポジションの保有限度額の設定など、会員における為替変動リスクに対する管理態勢の整備や、カバー取引の方法や約定訂正に係る事項など、顧客への説明の強化による投資者信頼の向上等を目的とし、自主規制ルールの整備を行った。

２２．高齢者との取引の対応について

（１）平成２９年３月３１日

（２）通知文書【金先協平２９第５１号Ｅ】

（３）高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいとの考えから、取引開始時及び既存顧客へのモニタリング時の手続きの例示及びその考え方を参考として通知した。

２３．ストレステストの継続的実施

（１）平成２９年５月３０日理事会決定（平成２９年１０月１日施行）

（２）金融先物取引業務取扱規則第２５条の４の２

（３）ストレステストの継続的実施及び実施結果の取締役会等への報告に関して社内で基準を整備することを規定している。

２４．府令ストレステスト

（１）平成３１年２月２７日理事会決定（2020 年１月１日施行）

（２）金融商品取引業等に関する内閣府令第１２３条第１項第２１号の４に基づくストレステストの実施に関する規則

（３）営業日ごとに最大想定損失額を算出し、固定化されていない自己資本の額を上回らないことを確認し、上回った場合には対応を検討することを規定している。

２５．取引データ保存・報告制度

（１）2019 年８月２０日理事会決定（2021 年４月１日施行）

（２）金融商品取引業等に関する内閣府令第１２３条第１項第２１号の７に基づく店頭外国為替

証拠金取引に関する情報の保存及び同項第２１号の８に基づく報告に関する規則

（３）店頭ＦＸ取引に係る取引データを保存し、そのうち約定データ及びそれに係る指定されたデータについて日々協会へ報告することを規定している。

以　上

別紙10　あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況

（2020年４月１日　～　2020年9月30日）

（単位：件）

区　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合　計
あっせん申立て	3	0	1	2	2	1	9
苦　情	3	1	3	5	8	3	23
取次ぎあり※1	3	1	3	5	8	3	23
取次ぎなし※2	0	0	0	0	0	0	0
相　談	8	16	17	23	20	18	102
合　計	14	17	21	30	30	22	134

※1 金融商品取引業者及び登録金融機関に取り次いだもの

※2 金融商品取引業者及び登録金融機関に取り次ぎがなかったもの

別紙１１　協会事務局への統計等に関する定期報告（2015 年 4 月 1 日以降）

報告回数	報告会員	提出時期	主な報告事項	事務局所管	備考
年 1 回	全会員	7 月初旬※1	事業報告書	監査部	定款施行規則 4 条(6)報告
	金商業者会員	8 月初旬※2	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	全会員	7 月初旬	純資産額	総務部	理事会決議(H1.8.8)　※会員預託金等計算基礎データ
	店頭 FX 取扱会員	5 月中旬	ビジネスモデル	調査部	東京外為市場委員会との共同調査（任意）
	FX 取扱会員 個人向け BO 取扱会員	3 月下旬	個人顧客年間投資損益額	調査部	H 23 年度税制改正時の当局要請により調査開始（任意）
年 2 回 (半期毎)	第一種金商業者会員	行政当局への提出後 10 日以内	決算状況	調査部 監査部	通知（直近： 平 27 第 181 及び同 191 号 E）
	全会員	7 月 31 日	内部管理担当役員、内部管理責任者	業務部	内管責規則 14 条報告
年 4 回 (四半期毎)	全会員 全特別参加者	5 月 31 日 8 月 31 日 10 月 31 日 1 月 31 日	出来高、期末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
	店頭 FX 取扱会員		個別顧客区分管理金額増減口座数	調査部	定款施行規則 3 条報告
月 1 回	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	出来高、月末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
		翌月第 7 営業日	顧客区分管理必要額、顧客入出金額	調査部	定款施行規則 3 条報告
	個人向け BO 取扱会員	翌月第 7 営業日	取引高、顧客損益率	調査部	定款施行規則 3 条報告
	登録金融機関会員	翌月末日※	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	FX 取扱登録金融機関会員 第一種金商業者会員	翌月末日※	当局モニタリング項目	調査部 監査部	通知（直近：平 23 第 7 号 E、金先協 2020 第 218 号 E）
週 1 回	FX 取扱会員	翌週初日	区分管理信託額（日次）	監査部	通知（直近：平 22 第 33 号 E）

※行政当局提出後、遅滞なく行う（必要に応じ通知文等で別途示すこともある。）こととしており、※1 及び※2 は 3 月期決算（4 月～翌 3 月）会社の場合を例として記載している。

別紙12　所管金融商品取引の状況（マッピング）

			取引所名	四半期出来高推移 （単位：枚）	主な金融商品名	取扱社数 （媒介含む） 2020年度 第1四半期実績	証拠金規制 （オプションは売る立場に限る・決済を除く） 個人	証拠金規制 法人	信託保全 （媒介・取次ぎ・代理を含む） 個人	信託保全 法人	ロスカット規制 個人	ロスカット規制 法人	再勧誘の禁止 個人	再勧誘の禁止 法人
市場デリバティブ取引	国内取引所	金利系	東京金融取引所(TFX)	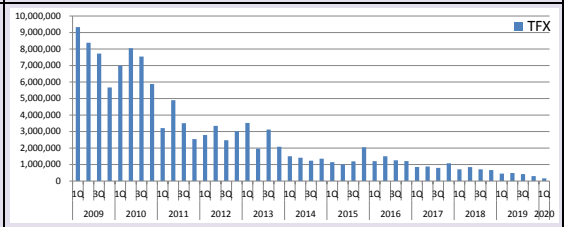	ユーロ円3ヵ月金利	銀行　3 社 証券　15 社 計　18 社	—	—	—	—	—	—	府令第117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	
		通貨系	東京金融取引所(TFX) 大阪取引所(OSE)	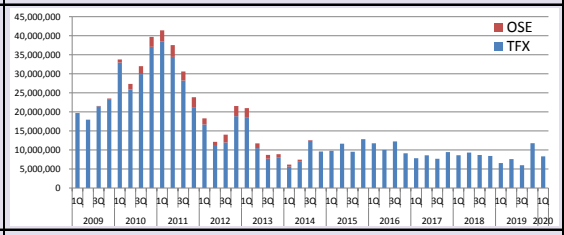	（取引所外国為替証拠金取引） くりっく365 大証FX（2014年10月より休止）	銀行　1 社 証券　13 社 商品先物　4 社 ＦＸ専業　3 社 計　21 社	府令第117条第1項第27号、第28号 通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引（府令第123条第1項第21号の2）	— —	府令第143条第1項第1号 通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引等（府令第143条第3項）	府令第123条第1項第21号の2 通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引（府令第123条第1項第21号の2）	— —	府令第117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	
	海外取引所	金利系	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME) シカゴ商品取引所(CBOT) ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom(ICEFEUK) オーストラリア証券取引所(ASX24) LSE DERIVATIVES Market（LSEDM）	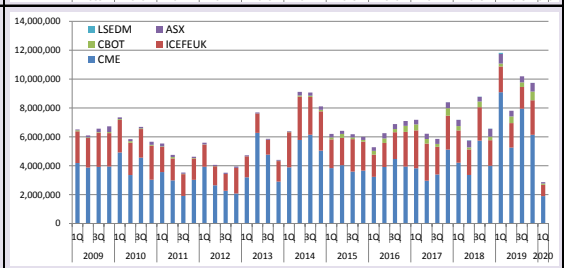	ユーロドル預金(３ヵ月) EURIBOR(３ヵ月)金利先物 英ポンド金利(３ヵ月)先物 ユーロドル預金オプション フェド･ファンド(30日) ＢＡ手形(90日) 英ポンド金利オプション 銀行間ｵｰﾊﾞｰﾅｲﾄ(30日)金利先物 SOFR（1ヵ月）先物 EURIBOR金利オプション ユーロドル金利先物 ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞBA先物 等	銀行　8 社 証券　16 社 商品先物　1 社 計　25 社	—	—	—	—	—	—	府令第117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	
		通貨系	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)	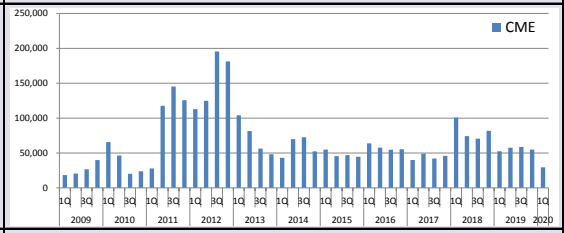	日本円通貨 豪ドル通貨 ユーロ通貨 NZドル通貨先物 カナダドル通貨 スイスフラン通貨 英ポンド通貨 Emicro日本円／米ドル ブラジルレアル通貨先物 等		府令第117条第1項第27号、第28号 通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引（府令第123条第1項第21号の2）	— —	府令第143条第1項第1号 通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引等（府令第143条第3項）	府令第123条第1項第21号の2 通貨関連ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ取引（府令第123条第1項第21号の2）	— —	府令第117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	
		金利・通貨系	（その他取引所） シンガポール取引所(SGX-DT) モントリオール取引所(MX) 韓国取引所(KRX) ニュージーランド先物オプション取引所(NZFO) ICE Futures U.S.(ICEUS) 等	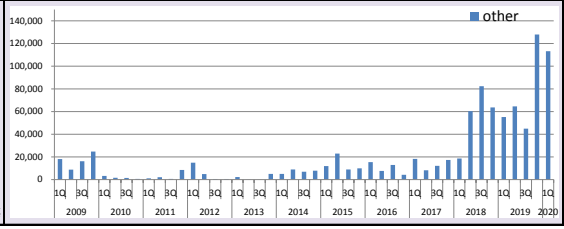	インドルピー／米ドル通貨先 米ドル／中国人民元（オフショア）通貨先物 ＢＡ手形(３ヵ月) 米ドル／韓国ウォン通貨 米ドル指数通貨先物		通貨系取引は「通貨系CME」と同様						府令第117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	

		金融商品	四半期出来高推移 （単位：百万円）	主な金融商品	取扱社数 （媒介含む） 2020年度第1四半期実績	店頭デリバティブ規制 電子取引基盤	店頭デリバティブ規制 TR対象	店頭デリバティブ規制 CCP対象	店頭デリバティブ規制 証拠金規制	決済リスク管理強化（店頭FX） ストレステスト	決済リスク管理強化（店頭FX） 開示	決済リスク管理強化（店頭FX） データ保存・報告	証拠金規制（オプションは売る立場に限る・決済を除く） 個人	証拠金規制（オプションは売る立場に限る・決済を除く） 法人	信託保全（媒介・取次ぎ・代理を含む） 個人	信託保全（媒介・取次ぎ・代理を含む） 法人	ロスカット規制 個人	ロスカット規制 法人	不招請勧誘の禁止 個人	不招請勧誘の禁止 法人	確認書 個人	確認書 法人
店頭デリバティブ取引	先渡取引	外国為替証拠金取引	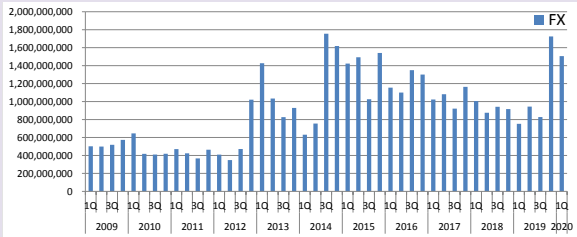	USDJPY GBPJPY AUDJPY EURJPY EURUSD GBPUSD AUDUSD NZDJPY GBPAUD EURAUD MXNJPY EURGBP その他通貨ペア （実績全159通貨ペア）	銀行　7 社 証券　27 社 ＦＸ専業　18 社 計　52 社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第２号	府令第123条第1項第21号の4、第21号の5、第21号の6	府令第117条第1項第28号の２	府令第123条第1項第21号の７、第21号の８（2021年4月1日から適用）	府令第117条第1項第27号、第28号	府令第117条第1項第39号、第40号	府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		—	—
						規制対象外	金商法2条第22項第1号及び2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123条の二十一の五、二十一の六（除外規定が複数あり）				通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	特定通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第117条第39号）（個人、金商業者、外国業者を顧客とする場合を除く。）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）			
		ＮＤＦ	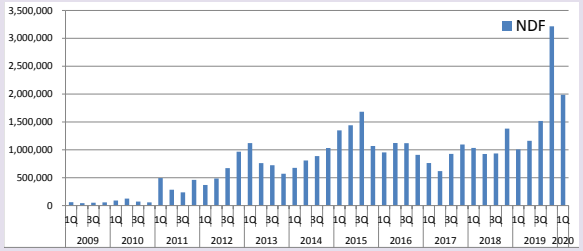	IDRUSD INRUSD TWDUSD KRWUSD RUBUSD BRLUSD IDRJPY BRLJPY INRJPY TWDJPY その他通貨ペア （実績全29通貨ペア）	銀行　6 社 計　6 社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第２号	—			府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2	
						規制対象外	金商法2条第22項第2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123条の二十一の五、二十一の六（除外規定が複数あり）				通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）	
	オプション取引	通貨オプション取引	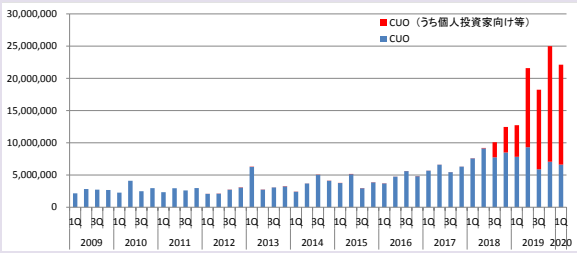	Vanilla Option Single Barrier Option Doubles Barrier Option Window Barrier Option 等 USDJPY EURUSD GBPJPY EURJPY GBPUSD その他通貨ペア （実績全84通貨ペア）	銀行　43 社 証券　8 社 ＦＸ専業　2 社 計　53 社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第２号	—			府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2	
						規制対象外	金商法2条第22項第3号及び4号（但し、権利行使期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123条の二十一の五、二十一の六（除外規定が複数あり）				通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）	
		バイナリー・オプション	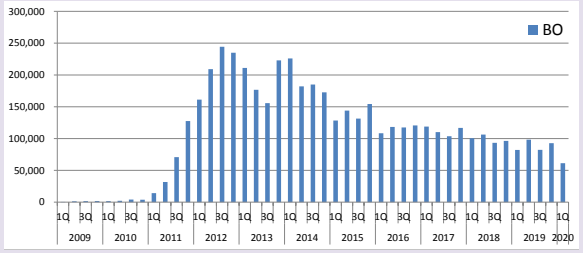	Digital Option Accrual Option 等 USDJPY AUDJPY GBPJPY EURJPY EURUSD GBPUSD その他通貨ペア （実績全9通貨ペア）	銀行　2 社 証券　5 社 ＦＸ専業　4 社 計　11 社 （内、個人向けバイナリー） 8 社								府令第117条第1項第27号、第28号	—	府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2	
													通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）	

金融商品取引業者等の自主規制機関等の状況

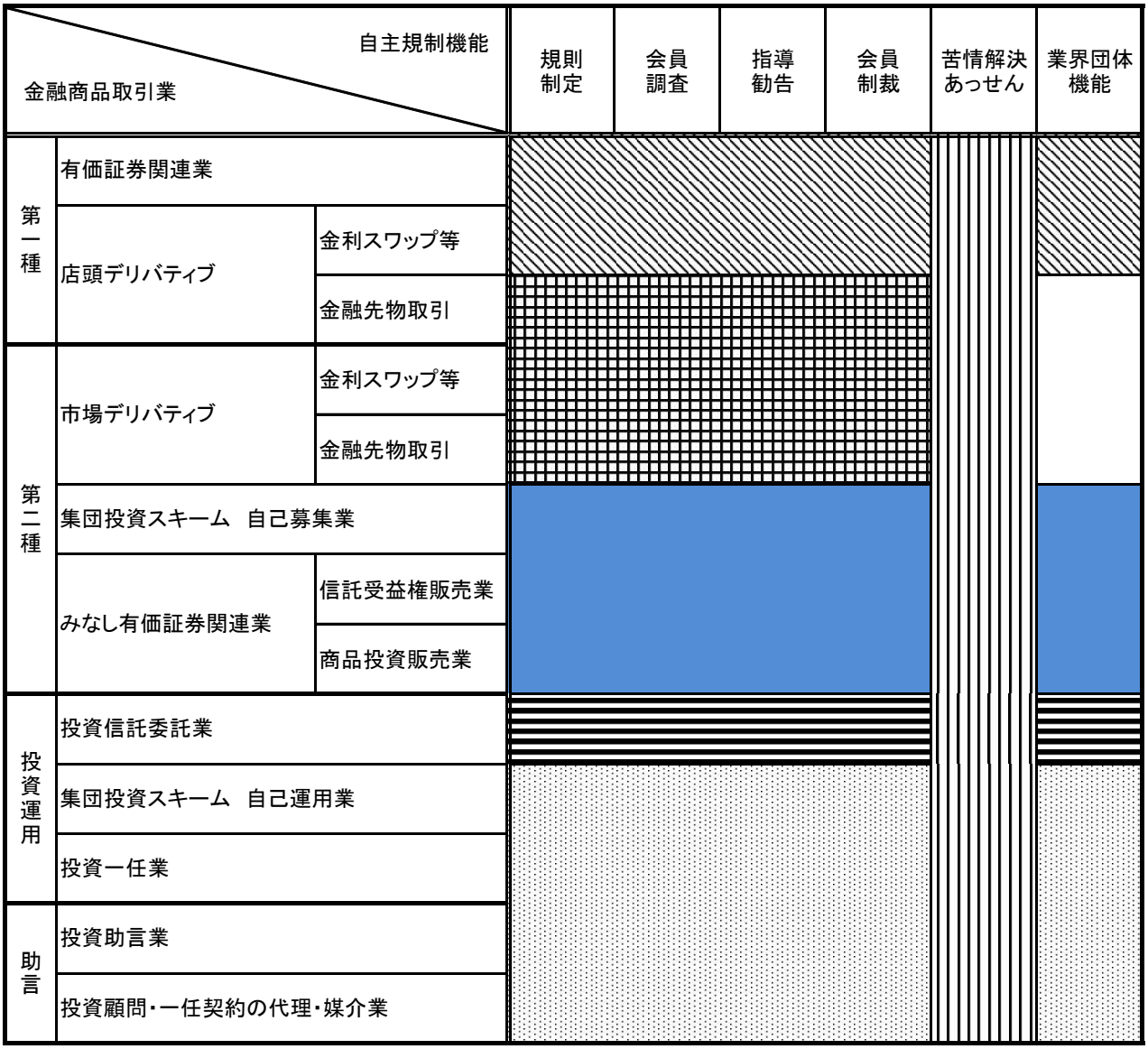

※　上記表は日本暗号資産取引業協会及び日本STO協会の所管部分を除く。

…日本証券業協会
…金融先物取引業協会
…第二種金融商品取引業協会
…投資信託協会
…日本投資顧問業協会
…証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

※ 参考

金融先物取引業の対象となる主な取引

<table>
<tr><th>取引の種類</th><th>店頭取引
（金商法第2条第22項）</th><th>国内取引所取引
（金商法第2条第21項）</th><th>海外取引所取引
（金商法第2条第23項）</th></tr>
<tr><td>通貨先物（先渡）取引[1]</td><td rowspan="2">○（1号に該当）</td><td rowspan="2">○（1号に該当）</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>外国為替証拠金取引（受渡決済可能）</td></tr>
<tr><td>通貨指標先物取引</td><td rowspan="3">○（2号に該当）</td><td rowspan="4">○（2号に該当）</td><td rowspan="4">○</td></tr>
<tr><td>金利指標先物取引[2]</td></tr>
<tr><td>外国為替証拠金取引（差金決済のみ）</td></tr>
<tr><td>天候デリバティブ先物取引</td><td>×</td></tr>
<tr><td>通貨オプション</td><td rowspan="4">○（3号に該当）</td><td rowspan="7">○（3号に該当）</td><td rowspan="7">○</td></tr>
<tr><td>通貨先物オプション</td></tr>
<tr><td>金利オプション[3]</td></tr>
<tr><td>金利先物オプション[4]</td></tr>
<tr><td>通貨指標オプション[5]</td><td>○（4号に該当）</td></tr>
<tr><td>金利指標オプション</td><td rowspan="2">×</td></tr>
<tr><td>天候オプション取引</td></tr>
<tr><td>通貨スワップ取引[6]</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">○（4号に該当）</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>金利スワップ取引</td></tr>
<tr><td>ｸﾚｼﾞｯﾄ・ﾃﾞﾌｫﾙﾄ・ｽﾜｯﾌﾟ（CDS）</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">○（5号に該当）</td><td rowspan="2">○</td></tr>
<tr><td>地震デリバティブ取引</td></tr>
</table>

なお、為替予約など、差金決済を行うことができない取引は、金融商品取引法上の先物（先渡）取引には該当しません。[7]

[1] 直物為替先渡取引（ノンデリバラブル・フォワード取引、NDF）が含まれます。なお、NDFには2号に分類されるものもあります。

[2] 為替先渡取引（FXA）、金利先渡し取引（FRA）、CFD取引（Contract for Difference）を含みます。

[3] 特定の預金等の金利を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

[4] 特定の預金等の金利先物価格を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

[5] NDOや通貨関連バイナリーオプション取引その他エキゾチック通貨オプション取引なども含まれます。

[6] 店頭通貨スワップションはスワップに属するものとし、日本証券業協会の所管する取引となっています。

[7] 因みに、受渡決済と差金決済が選択可能な先物取引は金商法第2条第21項および第22項の各第1号に該当し、取引の決済を差金決済のみとする先物取引は、同条第21項および第22項の各第2号に該当します。

別紙１３　投資教育事業計画

投資教育事業計画

平成 28 年 3 月 10 日理事会決定
一般社団法人 金融先物取引業協会

１．　一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。

２．　投資教育事業は、次のプロジェクトによって構成する。

投資教育事業
- ①投資者教育プロジェクト
- ②プロフェッショナル教育プロジェクト
- ③市場環境関連プロジェクト

①　投資者教育プロジェクト
　投資者がデリバティブ取引に関する知識を習得し、実際に利用できる技能を身に着けるための学習環境を整備し､提供することを目的とする。

②　プロフェッショナル教育事業プロジェクト
　投資者の身近にあって、金融リテラシーを支える柱となる会員の役職員の職業倫理を確立し、デリバティブ取引業務に関する知識水準を高めることを目的とする。

③　市場環境関連プロジェクト
　投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切な行動を行うことができる市場環境に関し、現在および将来に向けた論点を整理することを目的とする。

３．　上記のプロジェクトは、たとえば投資者教育プロジェクトの中に、海外教材翻訳事業や投資者行動に関する学術連携事業など、すでに取り組みが進む事業を含め、関連する協会の諸事業を横断的に束ねて推進する方針とする。

４．　投資教育事業は平成 28 年度を初年度とする 5 か年計画とし、事業の進捗状況や新たに見つかった課題などを取り込みながら毎期見直しを行う。

＜参考＞

1．　平成 28 年度は、下の事項の実現に注力することとし、その他については、29 年度以降の円滑な推進を図るための準備作業を中心に行う。

①　投資者教育プロジェクト

a 海外教材の翻訳
b 教科書（基礎編）の編集
c 投資者教育に係るプログラム開発委託契約
d 第一回投資者アンケート調査の実施
e 顧客損益データの解析
f 投資者行動研究の実施
g 投資家教育国際フォーラムへの参加

②　プロフェッショナル教育プロジェクト

a 職業倫理・行動規範のルール整備

2．　投資者教育プロジェクトに係る平成 28 年度予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団助成金をもって充当する。

以　　上

参考資料

投資教育事業計画について

平成 28 年 3 月 10 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 背景

国際協調の下、金融に関する諸団体によって、金融リテラシーの普及活動が精力的に行われている。金融先物取引に関する唯一の自主規制団体である本協会においても、外国為替証拠金取引が契機となり一般投資者の参加が進むデリバティブ取引にかかる金融リテラシーの普及活動に協力する必要がある。

2. 投資教育事業計画の目的

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引に対する金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーに基づき投資者が安心して投資することができるデリバティブ取引の市場環境を整備するための中長期事業計画を策定し、以て計画的に推進することを目的とする。

3. 投資教育事業の構成

本協会が、これまで行ってきた諸事業のうち、“金融リテラシー”に関する諸事業を基礎としつつ、リテラシー向上に不可欠な活動を新たな事業として加えて、協会活動全般にわたる横断的な事業と成し、具体的には以下の体系をもって構成するものとする。

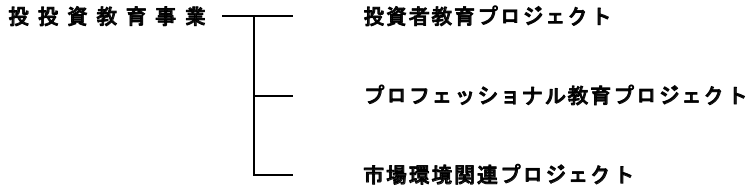

金融リテラシーは、「意識」「知識」「技術」「態度」「行動」の総体であると定義[1]されている。

投資者教育プロジェクトは、金融リテラシーの構成要素のうち、「意識」「知識」「技術」に焦点を当て、その向上を支援することを目的とするプロジェクトとする。

プロフェッショナル教育プロジェクトは、投資者の身近にあって、投資者が金融リテラシーを高め、適切な行動を行うことを支える会員役職員が、その役割を担うに相応しい職業観および基本的な知識を習得する環境を整備することを目的とするプロジェクトとする。

市場環境関連プロジェクトは、投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切に行動することができる市場環境に関連する様々な論点を整理することを目的とするプロジェクトである。

4. 各プロジェクトのテーマ

本計画の内容は、今後の計画推進の過程において、会員その他関係者とのディスカッションなどを通じて、適宜、修正されるものであるが、現時点で見込まれる各プロジェクトのテーマは、以下の通りとなる。

---

[1] International Network on Financial Education(OECD　金融教育に関する国際ネットワーク)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(平成 24 年(2012 年)6 月)」における定義

① 投資者教育プロジェクト

・デリバティブ取引に関する教材の提供
・デリバティブ取引に関する学習環境の整備
・デリバティブ取引の技能習得機会の提供
・投資者意識、行動に関する調査・研究
・金融リテラシーに関わる国内外諸機関との連携

② プロフェッショナル教育プロジェクト

・職業倫理・行動規範の確立
・金融先物取引業務に関する教材の提供　　*商品知識教材は投資者教育と共通
・デリバティブ取引に関する学習環境の整備　*商品知識学習環境は投資者教育と共通
・資格者の継続教育態勢の整備
・経営職掌および違反者等に対する再教育制度の整備

③ 市場環境関連プロジェクト（論点整理の対象候補となるテーマ）

・会員役職員の職業的地位の向上
・リテラシー向上に資する情報の種類およびその提供方法
・金融先物取引業務にかかる諸規則
・プリンシプルの実践
・取引（市場）の効率化、安定化、透明性の向上

5. 事業計画期間

平成 28 年度を初年度とする 5 事業年度計画とする。

6. 事業予算

平成 28 年度は継続中の既存事業と合わせて 12 百万円を見込む。以後の予算については、毎期、計画の進捗と計画内容の見直しに応じて策定する。なお、平成 28 年度計上予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団からの助成金 6 百万円をもって充当する予定。

別紙１４　投資家教育国際フォーラム（IFIE）の概要

名称	投資者教育国際フォーラム International Forum for Investor Education (IFIE)
設立目的	世界中の関係機関等と横断的に連携して、金融知識と投資者教育の向上を支援すること。
設立時期	2005 年（ICSA のワーキング･グループから発展）
メンバー	日本　日本証券業協会(JSDA) 　　金融先物取引業協会(FFAJ) 韓国　韓国金融投資協会(KOFIA) 台湾　台湾証券取引所(TSE) 　　台湾証券業協会(TSA) シンガポール　シンガポール証券投資家協会(SIAS) インド　インド証券取引所会員協会(ANMI) 　　ボンベイ証券取引所仲介者フォーラム(BBF) パキスタン　パキスタン証券取引委員会(SEC) トルコ　トルコ資本市場協会(TCMA) 　　トルコ FP 協会(FPD) 欧州　欧州投信・投資顧問業協会(EFAMA) ジャージー　ジャージー証券取引委員会(JSEC) エジプト　エジプト金融監督庁(EFSA) パレスチナ　パレスチナ証券取引所(PSE) ケニア　ケニア資本市場庁(CMA) 南ア　南アフリカ貯蓄・投資協会(ASISA) 米国　金融取引業規制機構(FINRA) 　　国際証券業金融市場協会(GFMA) 　　証券投資者保護公社(SIPC) カナダ　カナダ投資業規制機構(IIROC) 　　カナダ証券管理局(CSA) 　　カナダ証券機構(CSI) 　　カナダ投資ファンド業者機構(MFDA) 　　オンタリオ州証券委員会(OSC) ブラジル　ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) キュラソー　キュラソー中央銀行(CBCS) (グローバル)　認定証券アナリスト協会(CFA Institute) (グローバル)　ﾌｨﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ基準評議会(FPSB) (グローバル)　オルタナ投資協会(CAIA)　（計３０機関）

主な活動等	１．会合、会議、研修セミナー等の開催 会合、年次総会、ワーキンググループ等の活動を通じた、投資者教育関係者のためのネットワーク作り、情報共有と問題解決の支援 ２．金融知識や投資者教育プログラムの基準やベスト・プラクティスとストラテジーの策定 さまざまな専門知識を活用した投資者教育のための新しいグローバルな行動規範作り ３．実務者を対象とした実務的な支援、調査、情報収集 メンバーや関係者と協力しながら、投資者教育の進展やトレンドに合わせた関係情報の収集と調査
組織等	１．総会 年１回年次総会を開催。最近では、IFIE/IOSCO 共同コンファレンスた時に同時に開催される。ここでは、IFIE の運営、活動に関する重要方針等を検討、決定する。各地域 Chapter からの活動報告も行われる。 ２．諮問委員会(Advisory Board) 役員を出している 3 メンバー機関を含めた 7 つ以上の団体で構成（任期３年)。IFIE の運営、活動等に関する諸問題を実質的に検討・決定するため、概ね、隔月１回程度、電話での会議を開催。 現メンバー機関：ANBIMA, BBF, CFA Institute, FINRA, IIROC, JSDA, KOFIA, TCMA, IOSCO ３．地域 Chapter IFIE 傘下の地域 Chapter として、南北アメリカの Americas Chapter、中東・北アフリカの MENA Chapter（活動休止中）及びアジアの Asia Chapter 等を設置。European Chapter の設置準備中。
役員・事務局	議　長：Robert Stammer (CFA Institute) 副議長：Errol Cova (Central bank van Curacao en Sint Maartin) ：Uttam Bagri (Bombay Stock Exchange Brokers' Forum) 財務担当：Ms. Anna Leoni　ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) 事務局長：Ms. Kathryn Edmundson
会費	１会員：US$5,000／年

別紙１５　他の自主規制機関等との協調

１．金融商品取引業協会７団体

平成２１年９月に金融商品取引業協会５団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

なお、2020年５月に一般社団法人 日本Ｓ Ｔ Ｏ 協会、７月に一般社団法人日本暗号資産取引業協会が加わり７団体となりました。

２．特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」の設立に積極的に協力し、平成２２ 年２月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成２３年４月１日より、指定紛争解決機関として特定第１種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第２種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

３．一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

４．金融・資本市場統計整備懇談会

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、関係機関と共に統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取組んでいます。また、一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料については、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実を図っています。

５．外務員処分に関しての金融商品取引業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。また、今年度上期より一般社団法人日本暗号資産取引業協会とも情報交換を開始しました。

６．東京外国為替市場委員会

①　Ｅ・コマース小委員会

東京外国為替市場委員会（Ｅ・コマース小委員会）に平成２３年３月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年４月に銀行等を対象に行っている

サーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

② バイサイド小委員会

平成２８年より新設されたバイサイド小委員会に所属しています。

７．海外規制当局、自主規制団体

① 海外規制当局、自主規制機関との連携の観点から、米国ＣＦＴＣ及びシンガポールＭＡＳの開催した規制関係者会合への参加、ＦＩＡ（Futures Industry Association）主催会合等への参加などを行っています。

② 投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム（International Forum for Investor Education（IFIE）（注））に2016年３月に加入しました。以後、IFIE及び証券監督者国際機構（IOSCO）による投資家教育国際カンファレンスへ参加しています。

（注） 投資家教育国際フォーラム(International Forum of Investors Education:IFIE)は、世界中の関係機関等と横断的に連携して、金融知識と投資者教育の向上を支援することを目的として2005年に設立されました。

８．出向

① 平成２５年７月から平成２９年６月まで、監査部に所属していた職員１名が任期付職員として金融庁証券取引等監視委員会に出向しました。

② 2017年７月から2019年６月まで、総務部に所属していた職員１名が任期付職員として金融庁監督局に出向しました。

９．公益財団法人日本証券経済研究所

本協会と公益財団法人日本証券経済研究所の間では、従来から、同研究所の設置する証券統計ポータルサイトの運営協力等を行ってきています。

同研究所は、中立・専門的な立場で、金融商品、金融商品取引、金融・資本市場等に関する専門的な調査研究を行っており、これらは本協会の目的に照らして有意義なものであるので、平成２７年度より助成を行うこととしました。

１０．日本ＩＦＩＡＲネットワーク

各国・地域の監査監督当局間における協力・連携の場として発足した監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）事務局が、平成２８年に東京に設立されました。これに伴い、我が国におけるＩＦＩＡＲ事務局の活動のサポートや監査の品質に関する意識の向上を図るため、国内関係団体によるネットワーク構築のために設立された日本ＩＦＩＡＲネットワークに、本協会も設立メンバーとして平成２８年１２月７日に開催された第一回総会より参加しております。

別紙16　2020年度予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況

（単位：百万円）

科目	2020年度 予算額 A	2020年度 4月～9月 決算額 B	差異（A−B）	進捗率	差異の要因
Ⅰ 事業活動収支の部					
1 事業活動収入	344	309	34	90%	
うち 定額会費収入	(89)	(88)	(1)	99%	会費収入合計294百万円、進捗率99%、収入総額の95%を占める
うち 比例会費収入	(206)	(206)	(0)	100%	
うち 特定資産利息収入	(4)	(1)	(3)	25%	
うち 事業収入	(30)	(12)	(19)	39%	新型コロナウイルス感染症拡大により受験料収入の減 予算17百万円に対し2020年度上期6百万円 受験者数年間2，090人に対し、上期実績767人、進捗率37%
事業活動収入計	358	305	53	85%	
2 事業活動支出					
うち 事業費支出	376	165	211	44%	
うち 調査研究費支出	(21)	(3)	(18)	14%	海外出張、投資教育及び監査経費の未執行
うち 業務資料発行費支出	(7)	(2)	(5)	25%	法規集作成費の未執行（下期実施予定）
うち 広報・研修試験費支出	(6)	(1)	(5)	13%	会員セミナーの未執行
うち 職員給与支出	(201)	(88)	(112)	44%	
うち 管理費支出	47	19	28	40%	
うち 職員給与支出	(15)	(7)	(7)	49%	
うち その他事務管理費支出	(18)	(4)	(14)	22%	会計監査報酬の未執行（3月支払予定） 未払消費税等の未計上（3月計上予定）
事業活動支出計	424	183	240	43%	
事業活動収支差額	△ 80	126	△ 206		

別紙17　本協会の会費の構造と内部留保活用による財務運営

- 会費規則上、原則、比例会費により協会の財務は収支相償となる会費構造。
- 近年、内部留保活用により、収支、会費、内部留保のバランスに配意した財務運営するも、内部留保枯渇の可能性。

（1） 比例会費の算定基準等

【会費の構造】

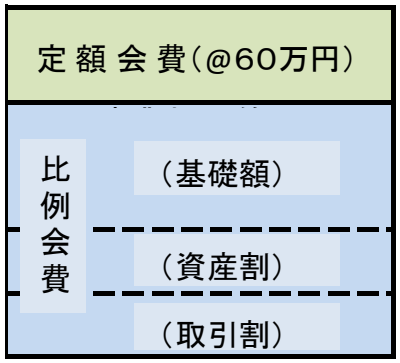

【比例会費】

- ➢ 対象会員
  前年度の取引枚数が1万枚以上の会員
- ➢ 比例会費対象額
  （事業活動支出＋投資活動支出＋財務活動支出）－（定額会費収入＋特定資産運用収入＋入会金収入＋事業収入）
- ➢ 比例会費内訳
  - 基礎額･･･比例会費対象額（以下、対象額という）の2分の1を対象会員数で除した額
  - 資産割･･･対象額の4分の1について、純資産額区分に応じて算出
  - 取引割･･･対象額の4分の1について、取引枚数に応じて算出

（2） 比例会費対象額への内部留保等による充当の推移

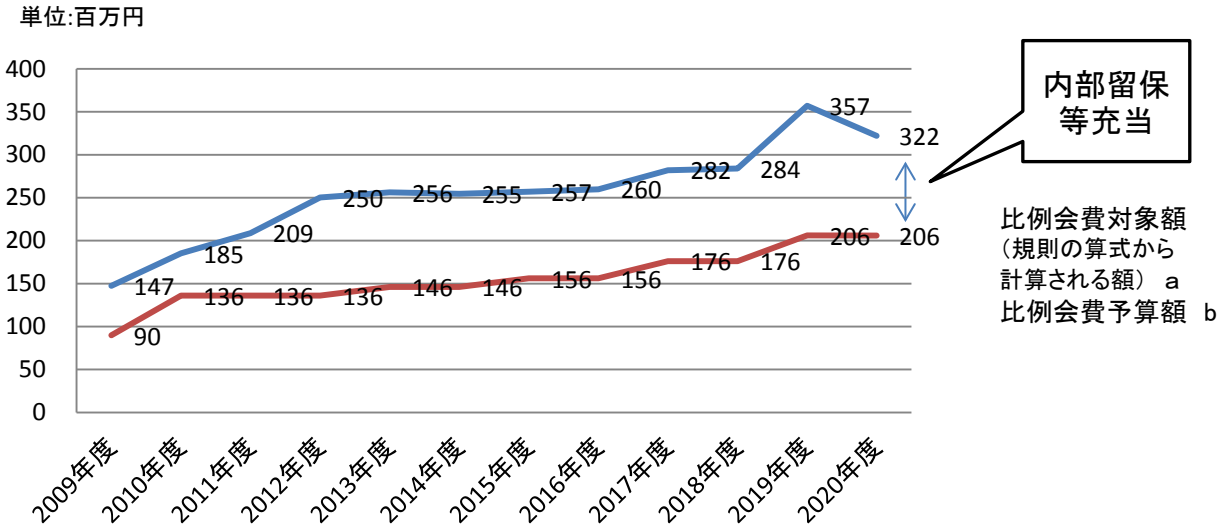

【予算額の内部留保充当内訳】（単位：千円）

	2020年度
比例会費対象額 a	322,286
比例会費予算額 b	206,100
差異(b-a)	△ 116,186
【差異の内訳】	
内部留保活用	105,992
過怠金充当	194
助成金収入	10,000

※取引データ報告制度に係る経費は2021年4月から2019年度及び2020年度に支出した経費も含めて報告対象会員が負担することとしている。

別紙18－1　2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）現行ベース

前提条件	支出	○ 2021年度以降、2020年度予算ベースを据え置く（新規事業、給与改善等を考慮しない、システム開発費は2021年度以降500万円（事業費の支出460万円、管理費の支出40万円）とする、予備費支出は含まない。） ○ 2020年度昇給に伴う2021年度平年度化分を2021年度に加算し、社会保険料率の改定等を見込む。
	会費収入等	○ 定額会費、比例会費、入会金については、2020年度の水準で据え置き、各収入すべて法人会計の収入とする。
	その他収入	○ 事業収入他については、2020度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受験料収入については、@8,360円×2,090人で計算する。 ○ 2021年度以降の事業収入内訳　受験料収入17,472千円、外務員登録手数料収入12,600千円、刊行物頒布収入290千円、合計30,362千円
	運用益収入	○ 2020年度予算水準で据え置きとする。

（単位：千円）

区分			A	B	C	D	E	F	G
			（参考）2014年度予算における試算			2020年度予算ベースにおける見込み			
			2014年度	2023年度		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
支出 実施事業支出		（1）＝(2)＋(5)＋(6)	391,974	394,252		418,196	417,117	417,951	418,803
	うち 内部資金対応事業費	（2）＝(3)＋(4)				370,705	377,787	378,621	379,473
	うち 管理費支出	（3）				(48,894)	(49,298)	(49,365)	(49,431)
	うち 事業費支出	（4）				(321,811)	(328,489)	(329,256)	(330,042)
	うち 助成対象事業費	（5）				(20,161)	(12,000)	(12,000)	(12,000)
	うち あっせん関係事業費	（6）				(27,330)	(27,330)	(27,330)	(27,330)
収入 事業活動収入		（7）＝(8)+(14)	283,000	283,000		343,762	339,762	339,762	339,762
収入	うち 内部資金対応事業の収入	（8）＝(9)＋(10)＋(11)＋(12)＋(13)				333,762	333,762	333,762	333,762
	うち 入会金収入	（9）				(3,900)	(3,900)	(3,900)	(3,900)
	うち 定額会費収入	（10）	(92,800)	(92,800)		(89,300)	(89,300)	(89,300)	(89,300)
	うち 比例会費収入	（11）	(146,100)	(146,100)		(206,100)	(206,100)	(206,100)	(206,100)
	うち 運用収入	（12）				(4,100)	(4,100)	(4,100)	(4,100)
	うち 事業収入	（13）				(30,362)	(30,362)	(30,362)	(30,362)
						受験料収入は2020年度から単価8,360円、受験者2,090人で計算			
	助成金収入	（14）				(10,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)
収支差額		（15）＝(16)＋(17)＋(18)	△ 108,974	△ 111,252		△ 74,434	△ 77,355	△ 78,189	△ 79,041
	うち 内部資金対応事業の収支差	（16）＝(8)－(2)				(△ 36,943)	(△ 44,025)	(△ 44,859)	(△ 45,711)
	うち 助成対象事業費の収支差	（17）＝(14)－(5)				(△ 10,161)	(△ 6,000)	(△ 6,000)	(△ 6,000)
	うち あっせん関係事業費の収支差	（18）＝－(6)				(△ 27,330)	(△ 27,330)	(△ 27,330)	(△ 27,330)

			2013年度決算後残高			2019年度末決算額				
内部留保額（※1）		（19）	765,178	656,204	△ 343,640	396,395	321,961	244,606	166,417	87,376
収支差額	うち 自主規制事業実施積立金分	（20）	(719,762)	(627,966)	(△ 343,640)	(396,284)	(321,961)	(244,606)	(166,417)	(87,376)
収支差額	うち 過怠金積立資金分	（21）	(45,416)	(28,238)	(0)	(111)	(0)	(0)	(0)	(0)

2020年度以降、過怠金積立資金は残高が0となるため、自主規制事業実施積立資金から充当する。

※1　ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの自主規制事業実施積立資金及び過怠金積立資金の合計とする。

※2　「取引報告制度」導入に関しては、報告対象会員の費用負担による収支相償を予定しているため、この試算からは除外している。

別紙18―2　2023年度までの試算（2020年度予算ベース、2019年度決算織込み済み）見直し案

1	前提条件	支出	○ 2021年度以降、毎年「うち内部資金対応事業費」を対前年比230万円※（法人会計27.6万円、自主規制事業202.4万円）削減する。 新規事業、給与改善等を考慮しない。システム開発費は2021年度以降500万円（事業費の支出460万円、管理費の支出40万円）とする。予備費支出は含まない。 ○ 2020年度昇給に伴う2021年度平年度化分を2021年度に加算し、社会保険料率の改定等を見込む。
2		会費収入等	○ 入会金については、2020年度の水準で据え置くこととする。 ○ 定額会費については、年額60万円とする。 ○ 比例会費の急激な増加を防ぐため、比例会費を、**2021年度に3,000万円増額し、2023年度に4,214万円（(2019年度予算時には4,530万円、316万円の減額）端数調整）増額**する（仮置き）。 （参考）2013・2015年度各1,000万円、2017年度に2,000万円、2019年度に3,000万円引上げ済み。
3		その他収入	○ 事業収入他については、2020度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受験料収入については、@8,360円×2,090人で計算する。 ○ 2021年度以降の事業収入内訳　受験料収入17,472千円、外務員登録手数料収入12,600千円、刊行物頒布収入290千円、合計30,362千円
4		運用益収入	○ 2020年度予算水準で据え置きとする。

（単位：千円）

	区分		A	B	C	D	E	F	G
5									
6			（参考）2014年度予算における試算			2020年度予算ベースにおける見込み			
7			2014年度	2023年度		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
8	**支出 実施事業支出**	（1）＝(2)＋(5)＋(6)	**391,974**	**371,500**		**418,196**	**414,817**	**413,351**	**411,903**
9	**うち内部資金対応事業費**	（2）＝(3)＋(4)				370,705	375,487	374,021	372,573
10							2021年度以降、内部資金対応事業費支出で対前年230万円削減（管理費支出12%　27.6万円、事業費支出88%　202.4万円）する。		
11	うち　管理費支出	（3）				(48,894)	(49,022)	(48,813)	(48,603)
12							2021年度以降、管理費支出は対前年27.6万円削減		
13	うち　事業費支出	（4）				(321,811)	(326,465)	(325,208)	(323,970)
14							2021年度以降、事業費支出は対前年202.4万円削減		
15	うち　助成対象事業費	（5）				(20,161)	(12,000)	(12,000)	(12,000)
16	うち あっせん関係事業費	（6）				(27,330)	(27,330)	(27,330)	(27,330)
17	**収入 事業活動収入**	（7）＝(8)+(14)	**283,000**	**371,500**		**343,762**	**369,762**	**369,762**	**411,903**
18	うち内部資金対応事業の収入	（8）＝(9)＋(10)＋(11)＋(12)+(13)				333,762	363,762	363,762	405,903
19	うち　入会金収入	（9）				(3,900)	(3,900)	(3,900)	(3,900)
20	うち　定額会費収入	（10）	(92,800)	(92,800)		(89,300)	(89,300)	(89,300)	(89,300)
21						定額会費については年額60万円とする			
22	うち　比例会費収入	（11）	(146,100)	(233,840)		206,100	**236,100**	236,100	**278,241**
23						比例会費を　2021年度において3,000万円引上げ、2023年度において4,214万円（端数調整）引上げる（仮置き）。			
24	うち　運用収入	（12）				(4,100)	(4,100)	(4,100)	(4,100)
25	うち　事業収入	（13）				(30,362)	(30,362)	(30,362)	(30,362)
						受験料収入は2020年度以降@8,360円×2,090人で計上			
26	うち　助成金等収入	（14）				(10,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)
27	**収支差額**	（15）＝(16)＋(17)＋(18)	**△ 108,974**	**0**		**△ 74,434**	**△ 45,055**	**△ 43,589**	**0**
28	うち　内部資金対応事業の収支差	（16）＝(8)－(2)				(△ 36,943)	(△ 11,725)	(△ 10,259)	(33,330)
29	うち　助成対象事業費の収支差	（17）＝(14)－(5)				(△ 10,161)	(△ 6,000)	(△ 6,000)	(△ 6,000)
30	うち　あっせん関係事業費の収支差	（18）＝－(6)				(△ 27,330)	(△ 27,330)	(△ 27,330)	(△ 27,330)
31			2013年度決算後残高		2019年度末決算額				
32	**内部留保額 ※1**	（19）	**765,178**	**656,204**	**178,549**	**396,395**	**321,961**	**276,906**	**233,317**	**233,317**
33	うち　自主規制事業実施積立金分	（20）	(719,762)	(627,966)	(178,549)	(396,284)	(321,961)	(276,906)	(233,317)	(233,317)
34	うち　過怠金積立資金分	（21）	(45,416)	(28,238)	(0)	(111)	(0)	(0)	(0)	(0)
35							2020年度以降、過怠金積立資金は残高が0となるため、自主規制事業実施積立資金から充当する。			

36 ※1　ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの自主規制事業実施積立資金及び過怠金積立資金の合計とする。

37 ※2　「取引報告制度」導入に関しては、報告対象会員の費用負担による収支相償を予定しているため、この試算からは除外している。

別紙19　2020年度資産管理運用状況報告

（1）　2020年度上期における預り預託金充当資産の預金等種類別の増減額及びその残高

2020年度上期の預り預託金の動きは、会員の入会（3社）及び純資産の洗い替えによる預託金の増加（2社）により12百万円増加し、会員の退会（2社）及び純資産の洗い替えによる預託金の減少（1社）により7百万円減少し、2020年9月末残高は1，386百万円となっています。

（単位：円）

No.	預託金充当資産の預金等種類別の保有状況	期首残高	期中増	期中減	年度末残高	備考
1	普通預金（三井住友銀行）	101,380,993	12,000,000	7,000,000	106,380,993	
2	普通預金（みずほ銀行）	106,094,324	0	0	106,094,324	
3	定期預金（大和ネクスト銀行）（1か月定期）	425,000,000	0	0	425,000,000	
4	定期預金（三井住友銀行）（6か月定期6、12月）	50,000,000	0	0	50,000,000	
5	定期預金（大和ネクスト銀行）（6か月定期2、8月）	100,000,000	0	0	100,000,000	
6	第６２回利付国庫債券	498,733,983	0	0	498,733,983	
7	第３２９回利付国庫債券	99,790,700	0	0	99,790,700	
8	合計	1,381,000,000	12,000,000	7,000,000	1,386,000,000	

（2）2020年度上期におけるその他の特定資産の増減

預り預託金充当資産以外の特定資産（※）については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等で保有しています。

（※）預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、2020年度9月末における総額479百万円を普通預金に預け入れています。

（単位：円）

No.	特定資産の名称	期首残高	期中増	期中減	年度末残高	備考
1	過怠金積立資金	111,370	0	0	111,370	
2	自主規制事業実施積立資金	396,283,813	0	0	396,283,813	
3	役員退職慰労引当資産	4,579,000	271,000	4,850,000	0	
4	退職給付引当資産	82,269,000	0	0	82,269,000	
	合計	483,243,183	271,000	4,850,000	478,664,183	

会員の決算状況（2020年9月期）について

調査部

本協会では、年2回、登録金融機関及び第二種金融商品取引業者を除く会員の決算（本決算及び中間決算）情報の一部を集計し公表を行っており、今回の結果は以下のとおりである。

[要約]
・集計対象会員全体の当期純損益合計額は230,829百万円（前年同期比143.4％増）となった。
・金融先物取引専業者の当期純損益合計額は4,127百万円（前年同期比2.83％減）となり、11社（前年同期は12社）が当期純利益を計上した。
・集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は564.85％（前年同期比6.55％増）、金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は757.56％（同13.53％増）となった。
・集計対象会員全体の純財産額合計は6,556,831百万円（前年同期比3.79％増）、金融先物取引専業者の純財産額合計は69,896百万円（同2.12％増）となった。

はじめに

(1) 本記載における定義等

本協会の会員を金融商品取引業者として登録されており、日本証券業協会の協会員である会社かつ、または日本商品先物取引協会の会員を証券会社・商品先物取引業者、上記以外の本協会が自主規制機関として所掌する金融商品取引を業として行う金融商品取引業者を金融先物取引専業者として分類（ただし、当該会員が本協会以外の上記の各協会に、本協会の会員になった後で新たに入会した場合や金融先物取引業務以外の業務の比重が金融先物取引を上回る状況となるなどの個別の理由が考えられる場合には、当該会員の分類を変更することがある。）し捉えることとする。なお、2020年9月期（当期）の報告につき、上記の分類を2019年9月期（前期）より変更した会員は0社（会員（業者）は本文中では「社」という。）である。

2020年9月期（当期）とは、2020年4月～2020年9月迄の期間（3月決算の会社が2020年度の中間決算を行う場合における対象期間と同義である。）のことであり、2019年9月期（前期）とは、これを一ヵ年遡った同期間をいう。ただし、2014年（平成26年）金融商品取引法の改正により、第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から起算して一年を経過する日までとする（当該改正前は第一種金融商品取引業者の事業年度は4月1日から起算して一年を経過する日であった。）こととなっている。（以下、「2014年（平成26年）金融商品取引法の改正による事業年度規制の見直し」という。）これに伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度の期間とする金融商品取引業者については、2020年9月期（当期）に相当する期（同一の事業年度（ここでは、2020年度が該当する。）における中間決算を行う場合における対象期間と同義の期間である。）をいうこととし、2019年9月期（前期）についても2020年を2019年に読み替えて、これを適用している。

(2) 集計対象とする決算情報

本協会の会員である第一種金融商品取引業者が金融庁長官・財務（支）局長宛に提出を行った決算状

況表の写しを本協会へ提出しており、この提出書面の記載内容のうち、2020年9月期（前（1）の下段に記載した法改正に伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度として採用する金融商品取引業者については、2020年9月期（当期）に相当する期（同一の事業年度となるものをいう。以下同じ。）及び2019年9月期（前期）における「1. 経理の状況」の各科目の数値等を基に集計をした。ただし、会員において各科目の数値等の算出が困難な場合等、何らかの理由により各科目における数値等が得られない場合は、その数値等は当該集計結果に含まない等の合理的な集計処理を行っている。

以下の各表における割合（（A）／（B）の列）は、その項目の2019年9月期（前期）及び2020年9月期（当期）の値が同数値ならば100％とし、各割合を表記している。

1. 集計対象会員全体の決算概況

（1）集計対象会員

2020年11月末日時点で前期終了後、金融先物取引業の開始に伴い新規加入した会員が4社、金融先物取引業の廃止に伴い会員資格を喪失した会員が3社あったことにより、集計対象会員数は79社となった。

内訳では金融先物取引専業者は1社減少、証券会社・商品先物取引業者は2社増加となった。なお、会員資格を喪失した会員についても、上記（「はじめに」(2)）に記載した提出がなされた会員は集計対象会員に含むこととし、また、事業年度の起算日を移行した会員で本協会への2020年9月期（当期）の提出が、2020年11月末日を超える会員（2019年9月期（前期）については、2020年9月期（当期）の同時期と読み替えて適用し、2019年11月末日を超える会員をいい、2020年9月期（当期）及び2019年9月期（前期）共に2社）及び本集計につき、2020年9月期（当期）においては本協会に新規加入した会員であるものの金融商品取引を行うといった実質的な金融商品取引業の登録業務を2020年9月末日時点で開始していないとみなして判断できる会員（2019年9月期（前期）においては本協会に新規加入した会員であるものの金融商品取引を行うといった実質的な金融商品取引業の登録業務を2019年9月末日時点で開始していないとみなして判断できる会員）で、上記（「はじめに」(2)）に記載した提出が当期は2020年11月末日時点及び前期は2019年11月末日時点になされていない会員（これに該当する会員は2020年9月期（当期）及び2019年9月期（前期）共に0社）については集計対象には含まないこととしている。

表1　集計対象会員数

（単位：会員（業者）数）

区分		2020年 9月期（当期）	2019年 9月期（当期）
集計対象会員数		79	78
	金融先物取引専業者	19	20
	証券会社・商品先物取引業者	60	58

（2）損益状況

①営業損益

営業収益は1,699,723百万円（前年同期比9.09％増）となり、営業損益は、290,439百万円（同111.56％増）となった。営業損益を構成する科目の主な内訳は以下**a.** ～ **d.** のとおりである。

a．受入手数料

受入手数料は、853,932百万円（同11.73％増）となった。

b．トレーディング損益

トレーディング損益は、501,257百万円（同39.02％増）となった。

c．金融損益

金融収益が342,229百万円（同20.26％減）、金融費用が206,170百万円（同29.67％減）となり、この両方の科目を合計した金額（金融損益）は136,059百万円（同0.00％増）となった。

d．販売費・一般管理費

販売費・一般管理費（販管費）は、1,203,076百万円（同6.69％増）となった。

②営業外損益

営業外収益が10,556百万円（同28.21％減）、営業外費用が2,747百万円（同43.47％減）となり、この両方の科目を合計した金額（営業外損益）は7,809百万円（同20.69％増）となった。

③特別損益

特別利益は27,889百万円（同787.62％増）及び特別損失は11,124百万円（同45.19％減）となり、この両方の科目を合計した金額（特別損益）は16,765百万円（前年同期は△17,154百万円）となった。

④当期純損益

当期純損益は230,829百万円（前年同期比143.40％増）となった。

(3) その他

①純財産額・自己資本規制比率

純財産額は6,556,831百万円（同3.79％増）、各集計対象会員の自己資本規制比率の値を合算し、集計対象会員数で除した集計対象会員の自己資本規制比率の単純平均値は564.85％（前年同期は530.11％）となった。

②常勤役職員数・営業所数

常勤役職員数は64,901人（前年同期比0.53％減）、営業所数は1,035ヵ所（同0.39％増）となった。

③口座数

開設口座数は約4,139万口座（同7.92％増）となった。

表2　決算状況総括表－全業者会員（合計）

（単位：百万円、人、ヵ所、口座、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
営業収益	1,699,723	1,558,130	109.09％
受入手数料	853,932	764,302	111.73％
トレーディング損益	501,257	360,554	139.02％
金融収益	342,229	429,198	79.74％
その他の営業収益	2,243	4,028	55.69％
金融費用	206,170	293,145	70.33％
純営業収益	1,493,529	1,264,968	118.07％
販売費・一般管理費	1,203,076	1,127,672	106.69％
営業損益	290,439	137,287	211.56％
営業外収益	10,556	14,705	71.79％
営業外費用	2,747	4,859	56.53％
経常損益	298,257	147,136	202.71％
特別利益	27,889	3,142	887.62％
特別損失	11,124	20,296	54.81％
税引前当期純損益	315,020	129,978	242.36％
法人税等	71,593	32,437	220.71％
法人税等調整額	12,578	2,690	467.58％
当期純損益	230,829	94,835	243.40％
自己資本規制比率	564.85	530.11	106.55％
純財産額	6,556,831	6,317,468	103.79％
常勤役職員数	64,901	65,248	99.47％
営業所数（本店を含む）	1,035	1,031	100.39％
開設口座数	41,388,248	38,352,233	107.92％

（注）自己資本規制比率は、各報告対象会員の値を報告対象会員数で除したものである。

2. 営業収益の内訳

有価証券に関連しない受入手数料は23,351百万円（前年同期比207.09％増）となり、受取手数料に占める割合は、2.73％（前年同期は0.99％）となった。

有価証券に関連しないトレーディング損益は116,974百万円（前年同期比118.00％増）となり、トレーディング損益に占める割合は、23.34％（前年同期は14.88％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益の合計金額は、140,325百万円（前年同期比129.06％増）となり、営業収益全体に占める割合は、8.26％（前年同期は3.93％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益のうち、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の占める割合は、それぞれ、△2.05％、1.51％及び100.54％となった。

有価証券に関連しないトレーディング損益において、店頭外国為替証拠金取引の収益を100％（1）とした場合における内訳の割合は、外国為替取引が、93.54％となり、スワップポイントによる収益は6.46％となった。

金融収支の内訳においては、有価証券貸借取引費用が137,178百万円（前年同期は126,325百万円）となった。

表3　受入手数料内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	853,932	764,302	111.73％
有価証券に関連しない受入手数料	23,351	7,604	307.09％
市場デリバティブ取引	6,823	2,792	244.38％
うち清算手数料	206	24	858.33％
外国市場デリバティブ取引	195	152	128.29％
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	16,333	4,660	350.49％

表4　トレーディング損益内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
トレーディング損益	501,257	360,554	139.02％
有価証券に関連しないトレーディング損益	116,974	53,658	218.00％
市場デリバティブ取引	△9,694	△2,833	△142.18％
外国市場デリバティブ取引	1,921	2,333	82.34％
店頭デリバティブ取引	124,747	54,158	230.34％
外国為替証拠金取引	58,531	59,633	98.15％
うち外国為替取引	54,749	55,936	97.88％
うちスワップポイント	3,782	3,694	102.38％
通貨オプション取引	△14,434	△41,091	164.87％

表5　金融収支内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
金融収益	342,229	429,198	79.74％
信用取引収益	41,673	39,044	106.73％
現先取引収益	12,850	28,799	44.62％
有価証券貸借取引収益	83,337	134,601	61.91％
受取配当金	163,022	174,125	93.62％
受取債券利子	21,836	20,622	105.89％
収益分配金	2,588	3,227	80.20％
受取利息	12,180	22,119	55.07％
その他	4,684	6,597	71.00％
金融費用	206,170	293,145	70.33％
信用取引費用	7,489	7,509	99.73％
現先取引費用	31,505	109,070	28.89％
有価証券貸借取引費用	137,178	126,325	108.59％
支払債券利子	2,033	4,686	43.38％
支払利息	26,099	33,745	77.34％
その他	1,829	11,755	15.56％

3. 販売費・一般管理費の内訳

販売費・一般管理費（販管費）は、1,203,076百万円（前年同期比6.69％増）となった。

販管費のうち、取引関係費は343,964百万円（同22.60％増）、人件費は410,676百万円（同4.76％増）、不動産関係費は96,241百万円（同1.18％減）及び事務費は208,187百万円（同1.74％増）であり、販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合は、それぞれ28.59％（前年同期は24.88％）、34.14％（同34.76％）、8.00％（同8.64％）及び17.30％（同18.15％）となった。

取引関係費のうち、支払手数料は239,132百万円（前年同期比43.16％増）、人件費のうち、役員報酬は4,880百万円（同10.61％増）、従業員給与は217,968百万円（同1.95％減）及び賞与引当金繰入れは91,685百万円（同29.03％増）となった。

表6　販売費・一般管理費内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	1,203,076	1,127,672	106.69％
取引関係費	343,964	280,547	122.60％
支払手数料	239,132	167,038	143.16％
取引所・協会費	29,721	26,012	114.26％
通信・運搬費	41,587	41,339	100.60％
旅費・交通費	2,948	9,746	30.25％
広告宣伝費	28,812	31,999	90.04％
交際費	1,596	4,193	38.06％
人件費	410,676	392,019	104.76％
役員報酬	4,880	4,412	110.61％
従業員給与	217,968	222,302	98.05％
歩合外務員報酬	439	432	101.62％
その他の報酬・給与	24,897	23,189	107.37％
退職金	856	2,388	35.85％
福利厚生費	46,016	44,812	102.69％
賞与引当金繰入れ	91,685	71,059	129.03％
退職給付費用	17,456	16,624	105.00％
その他	6,311	6,631	95.17％
不動産関係費	96,241	97,393	98.82％
不動産費	64,711	66,277	97.64％
器具・備品等	31,503	31,086	101.34％
事務費	208,187	204,619	101.74％
事務委託費	204,502	200,109	102.20％
事務用品費	3,658	4,487	81.52％
減価償却費	56,435	56,331	100.18％
租税公課	26,284	23,758	110.63％
貸倒引当金繰入れ	1,040	2,305	45.12％
その他	60,030	70,474	85.18％

4. 金融先物取引専業者の決算状況

(1) 金融先物取引専業者の会員数及び外国為替証拠金取引の取扱会員数

2020年9月期（当期）における外国為替証拠金取引を取り扱う会員は58社、金融先物取引専業者は19社となった。また外国為替証拠金取引を取り扱う会員のうち、金融先物取引専業者の占める割合は32.76％となった。

報告対象会員且つ金融先物取引専業者である19社は全社にて外国為替証拠金取引を取り扱っている。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融先物取引専業者における外国為替証拠金取引につき、店頭取引及び取引所取引の別に区分した内訳では、18社（全体比94.74％）の金融先物取引専業者が店頭外国為替証拠金取引を取り扱っており、取引所取引において外国為替証拠金取引（TFXの「くりっく365」が該当）を取り扱う金融先物取引専業者は3社（全体比15.79％）となった。

表7　外国為替証拠金取引取扱会員数

（単位：業者（会員）数）

区分	2020年9月期	2019年9月期
金融先物取引専業者	19	20
うち外国為替証拠金取引取扱会員 a	19	20
外国為替証拠金取引取扱会員 b	58	58
a／b（％）	32.76％	34.48％

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

表8　外国為替証拠金取引の商品別取扱会員数（2020年9月期）

（単位：業者（会員）数）

区分	店頭取引	取引所取引
金融先物取引専業者	18	3
その他の外国為替証拠金取引取扱会員	26	18
合計	44	21

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

(2) 金融先物取引専業者の役職員数・営業所数

金融先物取引専業者の役職員数は549人（前年同期比1人（0.18％）増）となった。営業所数は21ヵ所（同1営業所減）、1会員あたりの営業所数は1.11ヵ所（集計対象会員全体の1会員あたりの営業所数は13.10ヵ所）となった。

表9　金融先物取引専業者の常勤役職員数・営業所数

（単位：人、ヵ所、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の常勤役職員数	549	548	100.18％
金融先物取引専業者の営業所数	21	22	95.45％
集計対象会員全体の常勤役職員数	64,901	65,248	99.47％
集計対象会員全体の営業所数	1,035	1,031	100.39％

(3) 金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

各金融先物取引専業者の自己資本規制比率の値を金融先物取引専業者数で除した金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は757.56％（前年同期比13.53％増）、集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は564.85％（同6.55％増）となった。

金融先物取引専業者の純財産額合計は69,896百万円（同2.12％増）、金融先物取引専業者の1社あたり単純平均純財産額は3,678百万円（同7.48％増）となり、集計対象会員の1社あたり単純平均純資産額82,997百万円（同2.47％増）に比べ、1社あたり単純平均純財産額の増加した割合は5.01％多い結果となった。

表10　金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の平均自己資本規制比率	757.56％	667.25％	113.53％
金融先物取引専業者の純財産額合計	69,896	68,445	102.12％
金融先物取引専業者の平均純財産額	3,678	3,422	107.48％
集計対象会員全体の平均自己資本規制比率	564.85％	530.11％	106.55％
集計対象会員全体の純財産額合計	6,556,831	6,317,468	103.79％
集計対象会員全体の平均純財産額	82,997	80,993	102.47％

（注）この表に記載した平均とはそれぞれの該当会員数で除した単純平均である。

(4) 金融先物取引専業者の損益状況

以下の**表11**は、各金融先物取引専業者の営業収益、経常損益及び当期純損益を基準に増収増益、増収減益、減収増益及び減収減益に区分けして金融先物取引専業者の損益分布を示し、**表12**にて主な勘定科目を金額で示した。ただし、**表11**につき、上記の基準に±0（変わらず）を含む金融先物取引専業者が存在する場合等は、上記の4つの区分けには含まず、注記に記載している。

金融先物取引専業者の営業収益は18,876百万円（前年同期比5.76％増）、8社が増収となり、営業損益は5,968百万円（同0.76％増）、9社が増益となった。

金融先物取引専業者の当期純損益は4,127百万円（同2.83％減）となり、11社（前年同期は12社）が当期純利益を計上した。

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の合計金額は、12,685百万円（前年同期比7.95％増）となった。

表11　金融先物取引専業者の損益分布

（単位：業者（会員）数）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	増減
金融先物取引専業者数	19	20	△1
増収増益の業者	7	9	△2
増収減益の業者	1	0	1
減収増益の業者	2	9	△7
減収減益の業者	7	1	6
当期純利益を計上した業者	11	12	△1

（注）2020年9月期に変わらず増益の業者が1業者並びに2019年9月期及び2020年9月期に変わらず減益の業者が1業者ずつあり。

表12　金融先物取引専業者の損益状況

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
営業収益	18,876	17,848	105.76％
金融費用	219	170	128.82％
純営業収益	18,657	17,679	105.53％
販売費・一般管理費	12,685	11,751	107.95％
営業損益	5,968	5,923	100.76％
経常損益	5,985	5,940	100.76％
特別利益	0	10	0.00％
特別損失	4	31	12.90％
税引前当期純損益	5,981	5,919	101.05％
法人税等	1,864	1,634	114.08％
法人税等調整額	△13	33	△39.39％
当期純損益	4,127	4,247	97.17％

(5) 金融先物取引専業者の営業収益構造

金融先物取引専業者の受入手数料収入は870百万円（前年同期比7.94％増）であり、トレーディング損益は17,914百万円（同6.6％増）となった。

金融先物取引専業者の外国為替証拠金取引における収入合計は18,267百万円（同6.23％増）であり、集計対象会員の外国為替証拠金取引における収入合計68,146百万円（同9.10％増）の26.81％（前年同期は27.53％）を占めた。

金融先物取引専業者の店頭外国為替証拠金取引における収益は18,052百万円（前年同期は16,911百万円）となり、金融先物取引専業者の取引所取引の外国為替証拠金取引における収益は215百万円（同284百万円）となった。

表13　金融先物取引専業者の営業収益構成

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	870	806	107.94％
有価証券に関連しない受入手数料	857	700	122.43％
市場デリバティブ取引	336	284	118.31％
うち清算手数料	0	0	－
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	521	416	125.24％
トレーディング損益	17,914	16,805	106.60％
有価証券に関連しないトレーディング損益	17,914	16,805	106.60％
市場デリバティブ取引	0	0	－
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
店頭デリバティブ取引	17,914	16,805	106.60％
外国為替証拠金取引	17,634	16,495	106.91％
うち外国為替取引	16,716	15,614	107.06％
うちスワップポイント	917	881	104.09％
通貨オプション取引	282	306	92.16％

表14　外国為替証拠金取引関連収益の構成

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期			2019年9月期		
	金融先物取引専業者a	全会員b	a／b（％）	金融先物取引専業者c	全会員d	c／d（％）
外国為替証拠金取引収入合計	18,267	68,146	26.81％	17,195	62,463	27.53％
受取手数料	633	4,087	15.49％	700	4,045	17.31％
取引所取引	215	3,041	7.07％	284	2,719	10.45％
店頭取引	418	1,046	39.96％	416	1,326	31.37％
トレーディング損益	17,634	64,059	27.53％	16,495	58,418	28.24％
取引所取引	0	5,528	0.00％	0	△1,215	200.00％
店頭取引	17,634	58,531	30.13％	16,495	59,633	27.66％
外国為替取引	16,716	54,749	30.53％	15,614	55,936	27.91％
スワップポイント	917	3,782	24.25％	881	3,694	23.85％

(6) 金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の状況

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費（販管費）は12,685百万円（前年同期比7.95％増）となった。

販管費のうち、取引関係費は5,196百万円（同14.02％増）、人件費は2,415百万円（同5.96％減）、不動産関係費は1,509百万円（同9.11％増）及び事務費は983百万円（同4.57％増）であり、販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合はそれぞれ、40.96％（前年同期は38.78％）、19.04％（同21.85％）、11.90％（同11.77％）及び7.75％（同8.00％）となった。

さらに、取引関係費のうち、広告宣伝費は3,389百万円（前年同期比12.93％増）及び支払手数料は1,455百万円（同23.72％増）となった。

表15　金融先物取引専業者の販売費・一般管理費内訳

（単位：百万円、％）

区分	2020年9月期（A）	2019年9月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	12,685	11,751	107.95％
取引関係費	5,196	4,557	114.02％
支払手数料	1,455	1,176	123.72％
取引所・協会費	28	33	84.85％
通信・運搬費	177	179	98.88％
旅費・交通費	23	36	63.89％
広告宣伝費	3,389	3,001	112.93％
交際費	92	102	90.20％
人件費	2,415	2,568	94.04％
役員報酬	493	540	91.30％
従業員給与	1,266	1,240	102.10％
歩合外務員報酬	0	0	－
その他の報酬・給与	20	27	74.07％
退職金	2	13	15.38％
福利厚生費	223	248	89.92％
賞与引当金繰入れ	305	301	101.33％
退職給付費用	16	112	14.29％
その他	61	58	105.17％
不動産関係費	1,509	1,383	109.11％
不動産費	312	307	101.63％
器具・備品等	1,195	1,073	111.37％
事務費	983	940	104.57％
事務委託費	831	805	103.23％
事務用品費	151	132	114.39％
減価償却費	400	431	92.81％
租税公課	326	392	83.16％
貸倒引当金繰入れ	39	0	－
その他	1,772	1,427	124.18％

（寄稿論文）

FX証拠金取引の投資パフォーマンスの決定要因
―機械学習を用いた分析―

神戸大学 教授
岩壷　健太郎

要旨

FX投資家の個人取引データから算出された建玉の保有期間、レバレッジ、勝率、リスクリワード比と月間収益率を使ってクラスター分析をしたところ、スキャル投資家を中心としたクラスターが2つと、デイトレおよびスイング投資家を中心としたクラスター 1つに分類される。前者は収益率が高く、レバレッジが低く、勝率が高いクラスターとその逆の収益率が低く、レバレッジが高く、勝率が低いクラスターに分類され、3つ目の保有期間が長いクラスターの特徴は前者2つのクラスターの中間に位置する。この結果は保有期間で分類し､そこに属する平均的な投資家の取引を分析することでは得ることのできなかった結果である。また、ランダムフォレストによって収益率の予測モデルを推計したところ、説明変数の重要度が高い順に勝率、リスクリワード比、レバレッジとなり、保有期間の重要性は非常に低いことが明らかになった。株式投資では長期投資が推奨されることが多いが、FX証拠金取引では長期投資と短期投資のどちらのパフォーマンスがいいかという議論は必ずしも重要ではないことを示している。

Ⅰ　はじめに

本協会会報No.114に掲載した拙論「FX証拠金取引の投資戦略とパフォーマンス」（2017年10月）では、FX証拠金取引を行う投資家の中で、ポジションの保有期間が長い投資家ほど投資パフォーマンスが高いことを示した。具体的には、保有期間が1週間以上の長期投資家の収益率が最も高く、スイング投資家（保有期間が1週間以内)、デイトレ投資家（1日以内)、スキャル投資家（1時間以内）の順に収益率が悪化することを示した。しかし、そこで行った分析は各投資家グループの平均的な収益率を比較しているにすぎない。グループ内の異質性（Heterogeneity）が高い場合、保有期間で類型化することは問題かもしれない。たとえばFX投資家の約半数に上るスキャル投資家は、平均的には収益率が低いとはいえ、非常にパフォーマンスが優れた投資家が多いことも知られており、同グループ内での収益率の分散が大きいことが想定される。

そこで、本研究では保有期間が同じ投資家を1つのグループにするのではなく、クラスター分析によってデータの特性に基づいた分類を行う。その際、勝率やリスクリワード比、レバレッジといったパフォーマンスに影響する変数も同時に分析に加えて、どの変数が類型化に影響しているのかを検証する。また、ランダムフォレストという機械学習の手法を用いて、パフォーマンス予測に対する説明変数の重要度を比較する。

機械学習は学習の方法から、「教師あり学習」「教師なし学習」「強化学習」の3つの枠組みに大別される。教師あり学習とは学習データに正解を与えた状態で学習させる手法であり、教師あり学習で解く問題として

代表的なのものに「回帰」と「分類」がある。回帰とは連続する数値を予測するもので、分類とはあるデータがどのクラスに属するかを予測するものである。ランダムフォレストは、データを条件分岐によって分割していくことで分類する「決定木」という手法を拡張させ、ランダムにデータを選んで決定木を複数作り、それぞれの決定木で予測された結果の多数決により、最終的なクラスを判定する手法である。他方、教師なし学習とは学習データに正解を与えない状態で学習させる手法であり、その中のアルゴリズムの1つとして、データ間の類似度にもとづいてデータをグループ分けするクラスタリングがある。本稿では、収益率を勝率やリスクリワード比、レバレッジと同様、説明変数の1つとして用いて、教師なし学習のクラスター分析を行う他、教師あり学習のランダムフォレストによって、収益率を予測する説明変数の分析を行う。

FX証拠金取引において、利益を出せるかどうかは勝率とリスクリワード比の組み合わせによる。勝率が高いとリスクリワード比（1取引当たりの平均収益額／平均損失額）が低くても利益を出せるが、勝率が低いならばリスクリワード比が高くないと利益を出せない。このように、勝率とリスクリワード比は投資戦略上、重要な変数である。勝率やリスクリワード比は完全にコントロールすることはできないものの、これらの変数を念頭に置きながら投資戦略を構築することが多く、パフォーマンスに影響する。

レバレッジも新規ポジションを持つときにはコントロール可能な変数であるが、ポジションが悪化すれば実質レバレッジが高まるように、完全にコントロールすることはできない。これもパフォーマンスに影響する変数として考慮すべき重要な変数の1つである。

Ⅱ　データ

本稿では、金融先物取引業協会の会員FX会社から提供された顧客取引データを用いて分析を行う。サンプル期間は2015年1月から2月までの2ヵ月間である。**図1**は2015年のドル円レートの推移を描いたものである。2013年～2014年の急激な円安が一服し、トレンドが容易につかめない時期をサンプル期間としている。

分析には、取引データと日次証拠金データの2種類のデータを用いる。取引データは、顧客ID（個人情報保護のために変換されたもの）、通貨ペア（22通貨）、約定日時、取引の種類（新規、仕切）、売買、約定価格、約定数量が記録されており、証拠金データは、ハッシュ処理済み顧客ID、日付、預託証拠金額、有効証拠金額、必要証拠金額、評価損益、実現損益、スワップ損益が含まれている。

同じ市場環境での投資家間の比較を行うため、1ヵ月ごとに1,000人の投資家をランダムにサンプリングし、同じ分析を2回行うことで、異なる経済環境下でも同じ分析結果がみられるかどうかを確かめる。ただし、以下の条件を満たす投資家の中からサンプリングしている。その条件とは①月に1回以上取引をしている投資家、②前月末時点でポジションを保有していない投資家、③月初に預託証拠金を差し入れている投資家である。

図1　2015年のドル円相場

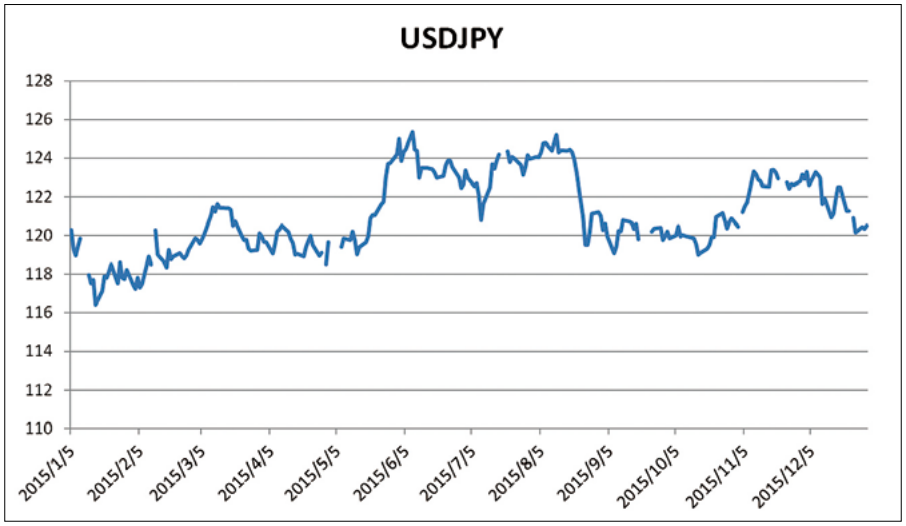

（出典）日経FQから筆者作成。

（1）収益率

月ごとに1,000人の投資家の月間収益率を計算し、クロスセクション分析を行う。1ヵ月を超える取引を分析対象から外すというのは分析上の欠点ではあるが、その割合は非常に小さく、また、長期の収益率の比較だと同じ経済環境という仮定から逸脱する可能性があるため、やむを得ない選択と考えている。長期だと保有期間や戦略を替える投資家もいるため、投資家間の比較が困難になるという理由もある。

含み損益を考慮に入れた月次の口座評価額収益率は以下の式で表される。

$$\text{日次口座評価額グロス収益率}_t=\frac{\text{有効証拠金}_t+\text{出金額}_t}{\text{有効証拠金}_{t-1}+\text{入金額}_t}$$

ここで、t は t 日の終わりの時点（NYクローズ）を指している。入出金額は

$$\text{入出金額}_t=\text{預託証拠金}_t-\text{預託証拠金}_{t-1}-(\text{確定損益}_t+\text{スワップ損益}_t)$$

によって算出する。この値が正のときは入金があったとみなし、負のときは出金があったとみなす。月次リターンは

$$\text{月間収益率}_t=\left(\prod \text{日次グロスリターン}_t-1\right)\times 100\ (\%)$$

ここで、注意すべきは、入出金は1日に1回しか行われないと仮定していることと、入金はその日の投資に使われ、出金はその日の取引の後に行われると仮定していることである。入出金の時点が分からないため、仕方のない仮定であるが、日次収益率が極端に高い、もしくは低い場合はサンプルから省くことで、その影響を軽減した。

(2) 保有期間

各投資家を保有期間に応じて、スキャル投資家、デイトレ投資家、スイング投資家の3つに大別する。スキャル投資家は保有期間が1時間以内、デイトレ投資家は1日以内、スイング投資家は1日超の保有期間を有していると仮定する。1ヵ月以上の取引は分析の対象外とする。

分類の仕方は以下の通りである。まず、各投資家のすべての取引を通貨ごとに新規約定から仕切約定までの保有期間をもとにスキャル、デイトレ、スイングの3つに分類する。その上で、ある分類がその投資家の仕切約定回数の5割を超えている場合、当該分類を当該投資家の保有期間と決定する。たとえば、スキャルが6割、デイトレが2割、スイングが2割の投資家はスキャル投資家となり、いずれの分類も5割未満だと分析対象から除くことにする。また、スキャルが5割、デイトレが5割の投資家は保有期間が長い方、つまりデイトレ投資家となる。

(3) レバレッジ

投資家が収益を確保するためにはリスク管理が欠かせない。ここでは、リスクの代理変数としてふさわしいレバレッジを分析対象とする。1日の終わり（NYクローズ時）のオーバーナイトのレバレッジを計測する。計算式は以下の通りである。

$$\text{月次レバレッジ}=\text{日次レバレッジ}\left(\frac{\text{必要証拠金}_t\times 25}{\text{有効証拠金}_t}\right)\text{の月間平均}$$

なお、レバレッジがゼロの日は平均から省いた。

(4) 勝率

各投資家の月別勝率を仕切注文ベースの取引数のうち、実現益を出した取引の比率を勝率とする。各取引の約定価格と約定数量をもとに実現損益を算出し、実現損か実現益かを判定する。

(5) リスクリワード比

リスクリワード比は1取引当たりの平均実現益を1取引当たりの平均実現損で割ったものを指す。ただし、分母である実現損が0の場合、つまり勝率が100％のときはリスクリワード比を算出することができない。そこで、リスクリワード比の算出にあたり、勝率100％と勝率0％の場合を省いている。また、クロス円以外の通貨ペアについては、その約定時の円レートで円換算しなければならない。22通貨ペアのうち、実現損益の計算が容易な10個のクロス円の通貨ペア（USD／JPY、EUR／JPY、GBP／JPY、AUD／JPY、NZD／JPY、CHF／JPY、CHF／JPY、HKD／JPY、CNH／JPY 、ZAR／JPY）と、取引量が多いドルストレート3通貨ペア（EUR／USD、GBP／USD、AUD／USD）は円換算することで実現損益の算出を行ったが、その他の通貨ペアについては取引量の少なさから分析から省いた[1]。

1　リスクリワード比の算出において、計算を省略した通貨ペアにはNZD／USD、EUR／AUD、EUR／CHF、GBP／CHF、USD／CHF、CAD／CHF、AUD／CHF、EUR／GBP、USD／HKDがある。

Ⅲ　分析結果

(1) 収益率による四分位グループの比較

まず、月間収益率で全サンプルを4分割し、各四分位群の特徴を比較したのが**表1**である。2015年1月の各四分位群の月間収益率の平均値は、下位から順に－46.0%、－9.6%、0.8%、54.7%となっている。収益率が極端に高い（低い）投資家が平均値を引き上げ（引き下げ）ている可能性が高いので、中央値（メディアン）も比較すると、下位から順に－40.0%、－8.8%、0.6%、15.3%であり、第1四分位群（下位1／4）では平均値と中央値があまり変わらないのに対し、第4四分位群（上位1／4）では中央値が平均値よりもかなり低い。2015年2月の月間収益率も中央値を見る限り、1月とそれほど変わらない。

各4四分位群において保有期間の異なる3グループがどのくらいの割合で入っているかを比較したところ、第1、第2四分位群ではスキャル投資家が50%強、第3、第4四分位群では50％をわずかに下回る。反対に、デイトレ投資家は第1、第2四分位群に比べて第3、第4四分位群で比率を高めている。2015年2月ではこの傾向がより顕著に見られ、デイトレ投資家とスイング投資家の第3、第4四分位群の比率が大幅に高まり、合わせて50％を優に超えている。

レバレッジは第1四分位群と第4四分位群が高く、第2四分位群と第3四分位群が低い。これは1月と2月に共通してみられる特徴である。高い収益率を上げるためにレバレッジを高めている投資家がいる一方で、レバレッジが高いことでパフォーマンスが悪化している投資家がいることを示唆している。

勝率は収益率が高くなるにつれ、高くなっている。第4四分位群では7割を上回る勝率上げており、勝率が100％という投資家も第4四分位群の中の2割に達している。

リスクリワード比は月内に損切りと利確をともに経験した人を対象としているため、勝率が0%や100％の投資家の割合が多い第3四分位群と第4四分位群ではサンプル数が少ないことに注意する必要があるが、第3四分位群と第4四分位群のリスクリワード比は勝率が高いにもかかわらず高い。

表1（A）　月間収益率での投資家分類　（2015年1月）

	第1四分位群（下1／4）	第2四分位群	第3四分位群	第4四分位群（上1／4）
月間収益率（平均値）	－46.0%	－9.6%	0.8%	54.7%
月間収益率（中央値）	－40.0%	－8.8%	0.6%	15.3%
保有期間				
スキャル割合	50.6%	50.4%	47.1%	45.2%
デイトレ割合	27.2%	31.1%	39.1%	34.7%
スイング割合	15.1%	20.2%	14.7%	14.6%
レバレッジ（倍）	16.00	10.03	5.40	12.08
勝率	53.6%	47.3%	63.7%	74.9%
リスクリワード比	0.68	8.51	3.27	5.79
勝率100％割合	11.3%	14.7%	31.1%	23.4%
勝率0％割合	15.1%	28.2%	14.7%	7.1%

（注）保有期間（スキャル＋デイトレ＋スイング=100%）
勝率（100%、0％は各四分位に占める割合）
リスクリワード比（1取引当たりの平均収益額／平均損失額）

表1（B）　月間収益率での投資家分類　（2015年2月）

	第1四分位群（下1／4）	第2四分位群	第3四分位群	第4四分位群（上1／4）
月間収益率（平均値）	－36.1%	－5.1%	2.0%	28.6%
月間収益率（中央値）	－30.0%	－4.3%	1.6%	15.6%
保有期間				
スキャル割合	63.8%	65.4%	42.0%	40.2%
デイトレ割合	24.4%	28.9%	40.4%	42.3%
スイング割合	4.5%	5.3%	19.2%	12.6%
レバレッジ（倍）	16.17	9.18	6.41	13.62
勝率	52.0%	50.0%	71.5%	73.4%
リスクリワード比	1.03	0.66	5.25	4.19
勝率100％割合	4.5%	4.1%	42.9%	24.8%
勝率0％割合	6.9%	15.4%	12.7%	5.7%

（注）保有期間（スキャル＋デイトレ＋スイング=100%）
勝率（100%、0％は各四分位に占める割合）
リスクリワード比（1取引当たりの平均収益額／平均損失額）

図2（A）　勝率とリスクリワード比の組み合わせの散布図（2015年2月）

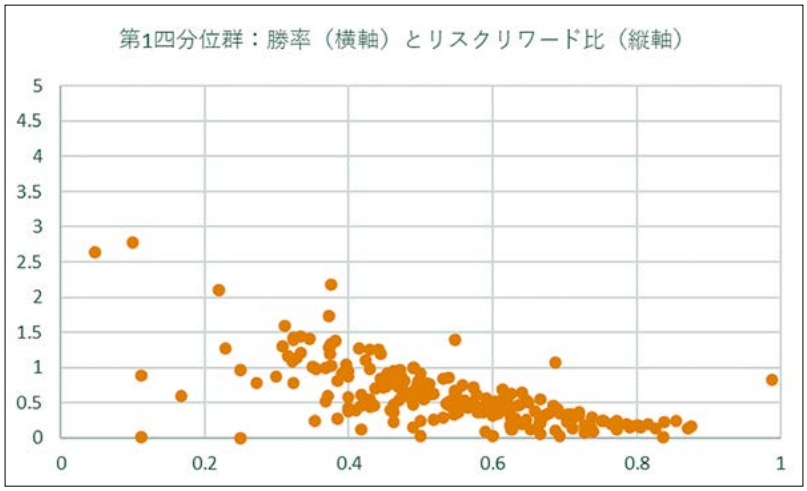

図2（B）　勝率とリスクリワード比の組み合わせの散布図（2015年2月）

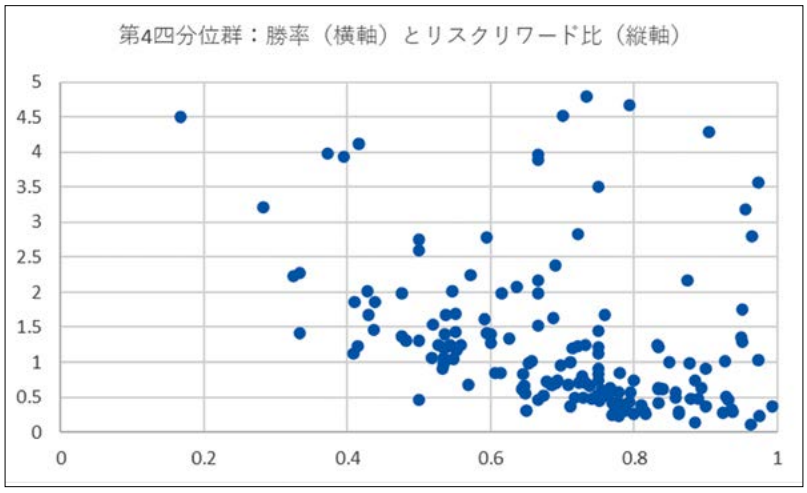

(2) 勝率とリスクリワード比の組み合わせ

投資パフォーマンスを向上させるために損小利大を目指すと、損切り貧乏になって勝率が悪化したりすることがある。反対に、勝率を上げるようと利益確定を急ぐとリスクリワード比が悪化し、損大利小になりがちである。このように、勝率とリスクリワード比の間には負の相関があるように思われる。

図2では、2015年2月の第1四分位群（下位1／4）と第4四分位群（上位1／4）のグループの勝率とリスクリワード比の組み合わせの散布図を比べてみた[2]。リスクリワード比を算出するにあたって、勝率100％と0％の投資家を除いているため、サンプル数は減っているが、勝率とリスクリワード比にはゆるやかな負の相関がみられる。パフォーマンスが低い第1四分位群の投資家は勝率が高くても、多くの投資家のリスクリワード比が1を下回っており、パフォーマンスが高い第4四分位群とは対照的である。

(3) 保有期間別グループの比較

次に、**表2**で保有期間別グループの特徴を比較する。月間収益率は平均値、中央値ともにスイング投資家が高く、続いてデイトレ投資家、スキャル投資家の順となっている。レバレッジについては、投資家グループ間であまり違いは見られない。2015年1月では、各投資家の勝率に違いはないが、2月ではスイング投資家、デイトレ投資家、スキャル投資家の順で勝率が高い。リスクリワード比もスイング投資家が高く、スキャル投資家が低い。勝率100％の比率も同様である。

表2（A） 保有期間別の投資家分類（2015年1月）

	スキャル投資家	デイトレ投資家	スイング投資家
月間収益率（平均値）	−2.5%	0.8%	6.7%
月間収益率（中央値）	−3.0%	−0.4%	2.4%
レバレッジ（倍）	10.34	10.81	11.58
勝率	60.4%	60.8%	59.1%
リスクリワード比	1.60	4.73	5.64
勝率100％割合	9.5%	26.7%	37.7%
勝率0％割合	10.8%	16.8%	20.8%

（注）勝率（100%、0％は各投資家グループに占める割合）
リスクリワード比（1取引当たりの平均収益額／平均損失額）

表2（B）保有期間別の投資家分類（2015年2月）

	スキャル投資家	デイトレ投資家	スイング投資家
月間収益率（平均値）	−7.0%	3.0%	4.8%
月間収益率（中央値）	−2.3%	1.0%	2.5%
レバレッジ（倍）	10.73	11.43	10.65
勝率	58.8%	62.7%	72.8%
リスクリワード比	2.60	3.34	5.61
勝率100％割合	8.7%	25.7%	39.8%
勝率0％割合	8.1%	11.4%	17.6%

（注）勝率（100%、0％は各投資家グループに占める割合）
リスクリワード比（1取引当たりの平均収益額／平均損失額）

2　2015年1月のデータでも同じ結果になることを確認している。

(4) 階層型クラスタリングによるクラスター分析

データ間の類似度にもとづいてデータをグループ分けするクラスタリングの手法は、階層的クラスタリングと非階層的クラスタリングに大別される。階層的クラスタリングはもっとも似ている組み合わせからまとめていくもので、距離が近いもの、または近いクラスターをつなげてより大きなクラスターを作っていく方法である。

収益率、保有期間、レバレッジ、勝率、リスクリワード比の5つの変数の単位が異なるので、平均が0、標準偏差が1となるように標準化することによってスケールを揃えた。階層的クラスターを形成する際には、ウォード法に基づいてクラスターを形成した[3]。

2015年2月のデータをもとに、すべてのサンプルの間の距離を計算して描いた樹形図（デンドログラム）から適切なクラスターの数は3と判明した[4]。第1クラスターには219人（31.6%）、第2クラスターには215人（31.1%）、第3クラスターには258人（37.3%）が含まれている。保有期間についてはスキャル投資家を0、デイトレ投資家を1、スイング投資家を2となるようにインデックス化したが、標準化によってスキャル投資家は0.016、デイトレ投資家は1.518、スイング投資家は3.021に変換されている。

図3に描かれたボックスプロットによると、クラスター1と3はスキャル投資家を中心とした、2はデイトレ投資家とスイング投資家を中心としたクラスターであることが分かる。クラスター1と3の違いを列挙すると、クラスター1はクラスター3に比べて収益率が高く、レバレッジが低く、勝率が高い。リスクリワード比の平均値はほぼ同じであるものの、クラスター1にはリスクリワード比が高い投資家が含まれている。一方、デイトレ投資家とスイング投資家を中心としたクラスター2は収益率がクラスター1と同程度で、レバレッジは分散が大きいものの、クラスター1と3の中間であり、勝率も中程度である。このように、スキャル投資家は特性の異なる2つのグループが混在しており、1つのグループにまとめることは適していないことがクラスター分析によって明らかになった。

3　ウォード法とは2つのクラスターを結合したとき、それにより移動したクラスターの重心とクラスター内の各サンプルとの距離の2乗和と、元々の2つのクラスター内での重心とそれぞれのサンプルとの距離の2乗和の差が最小となるようなクラスター同士を結合する手法である。

4　2015年1月のデータでも適切なクラスターの数は3であり、各クラスターの特徴も同じであった。

図3　ボックスプロット（各クラスターの説明変数）

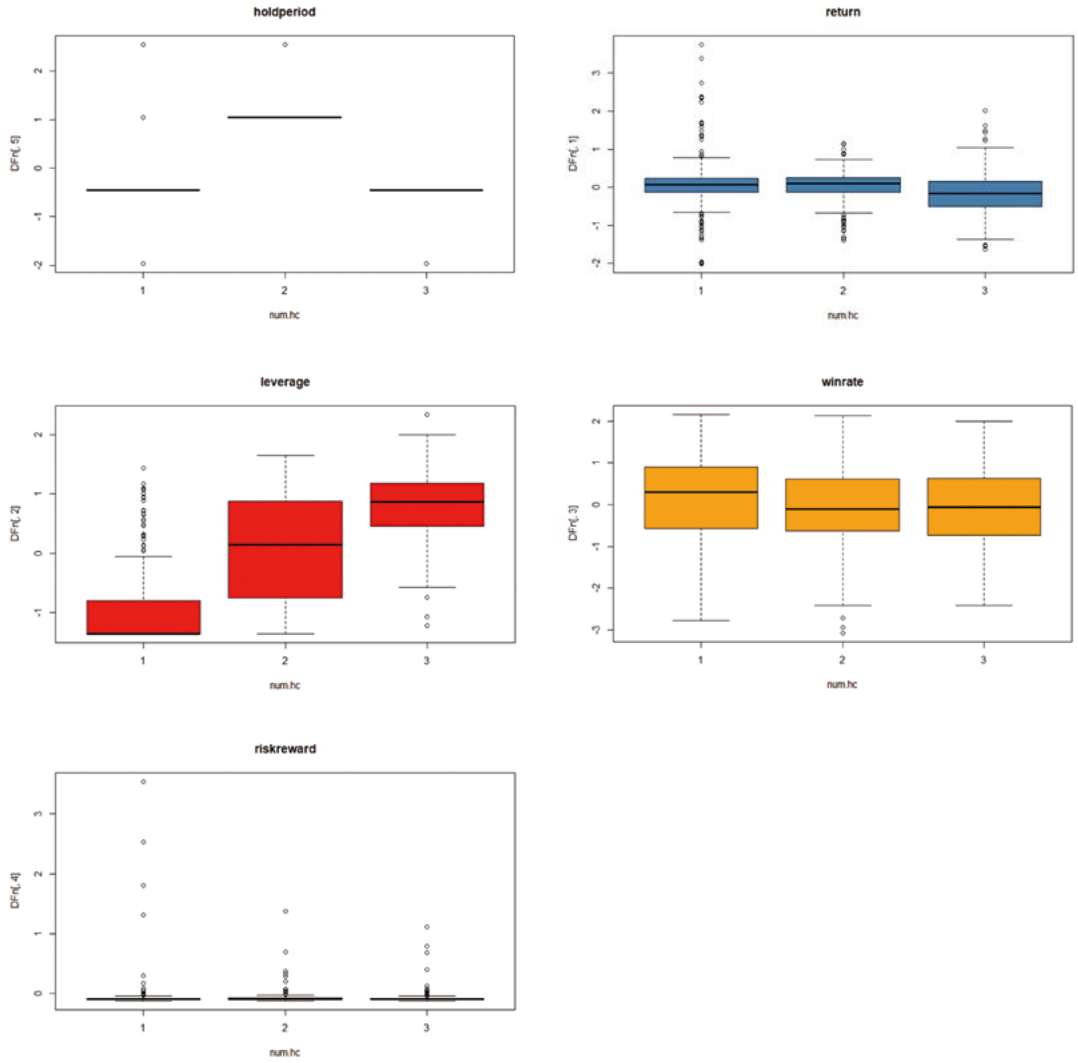

(5) ランダムフォレストによる説明変数の重要度

ランダムフォレスト（random forest）と呼ばれる手法を用い、「機械」が学習した結果を通じて説明変数の影響度合いを推定する。ランダムフォレストとは複数の決定木（データを条件分岐によって分割していくことで分類する方法）を組み合わせて予測を行うアルゴリズムであり、特定の関数式を仮定しないため、従来の回帰モデルとは異なり説明変数の選択に制約が非常に少なく、過学習（オーバーフッティング）の影響を軽減することが可能である。これは、ランダムフォレストが過学習を回避するため、1つのデータをリサンプリングして複数の回帰木（regression tree）を学習するためである。この回帰木のサンプルを分割するたびに、全ての説明変数からランダムにいくつかの説明変数を選ぶことからランダムフォレストと呼ばれている（内閣府、2018）。

分析の目的は説明変数が被説明変数に対し、どの程度影響するかを探索することであるため、ランダムフォレストの予測値ではなく、変数重要度（variable importance）を用いて影響を評価した。ランダムフォレストは従来の回帰モデルのように説明変数の係数を推定するわけではないため、説明変数がランダムで選択

された際の予測誤差の大きさを計測した変数重要度が一般的に評価では用いられる。予測誤差が大きいほど変数への重要度が高いと評価できるため、変数重要度の高い説明変数ほど被説明変数への影響度が高いと考える。

表3では、2015年2月のFX投資家の収益率の予測モデルにおける各説明変数の変数重要度を比較している。%IncMSEとは、ある説明変数がランダムに置換されることによってMSE（平均二乗誤差）がどれだけ増加するかを示しており、IncNodePurityとは、ある説明変数がランダムに置換される前後のRSS（残差平方誤差）の差によって算出されるジニ係数（Gini Index）から測定されるものである。いずれの指標を用いても、変数の重要度の順位は同じで、収益率の予測において勝率が最も重要で、次に、リスクリワード比、レバレッジの順で重要である。反対に、保有期間は%IncMSEとIncNodePurityのいずれにおいても大幅に低く、重要度の低さが示された。

表3　ランダムフォレストによる変数の重要性

	%IncMSE	IncNodePurity
レバレッジ	14.87	47.21
勝率	36.58	66.01
リスクリワード比	33.12	58.22
保有期間	7.14	9.05

Ⅳ　結語

本稿では、クラスター分析とランダムフォレストを用いて、FX投資家の分類と収益率予測における説明変数の重要度に関する分析を行った。クラスター分析からは、スキャル投資家には2つの特性が異なるグループが混在していることが分かり、ランダムフォレストからは、勝率、リスクリワード比、レバレッジと比べて、収益率予測において保有期間の重要性が非常に低いことが明らかになった。

勝率とリスクリワード比が投資パフォーマンスにとって重要であることは論を俟たないが、リスクリワード比を分析に採用するために勝率が0％や100％をとった投資家を分析から省くことになったことはやむを得ないとはいえ、分析結果に影響を与えている可能性がある。とりわけ、保有期間が長い投資家には勝率が0％や100％が多くなる傾向が見られ、追加的な検証が必要であろう。

参考文献

岩壷健太郎「FX証拠金取引の投資戦略とパフォーマンス」金融先物取引業協会会報No.114、2017年10月
内閣府（2018）「日本経済2017-2018―成長力強化に向けた課題と展望―」（平成30年1月18日）

世界の金融先物取引関連トピックス

（2020年10月～ 12月）

1. IOSCO、世界投資家週間2020を開始　（PR　10月5日）

証券監督者国際機構（IOSCO）は、投資家教育及び保護促進のため、世界投資家週間2020を開始した。世界投資家週間は今年で4回目となる。

2. FCA、個人投資家への暗号資産デリバティブ商品の提供を禁止　（PR　10月6日）

FCAは、個人投資家向けに暗号資産デリバティブ商品を提供できない決定を下した。声明の中で暗号資産デリバティブは投資家に害をもたらすと考えられ、投資に不向きであること、評価にあたって信頼できる根拠がないこと等が挙げられており、当局はこの措置で5,300万ポンドの損失を防ぐことができると試算している。禁止令は2021年1月6日に施行する。

3. EURONEXT、LSEGからBorsaItalianaを買収（PR　10月9日）

EURONEXTは、LSEGからBorsaItalianaを43億ユーロで買収する契約を締結した。この買収はLSEGが提案しているRefinitivの買収に関する欧州委員会の承認決定を条件としている。

4. CFTC、バイナリーオプションに関する詐欺で1,380万ドル超の支払命令を発表　（PR　10月13日）

CFTCは、米国居住者に対しバイナリーオプション取引を不正に勧誘した個人に1,380万ドルの支払命令の判決が下ったことを発表した。個人は未登録の業者が運営するウェブサイトでバイナリーオプション口座を開設させ、入金するよう顧客を不正に勧誘し、損失のリスクを伴わずに大きな利益を生み出すと謳った自動取引ソフトウェアのアクセスを売り込んだ。

5. SEC、内部通報者報奨金として1億1,400万ドルを授与　（PR　10月22日）

SECは、内部で懸念を繰り返し報告したのち、SEC及び他の機関に不正行為を警告し、継続的な支援を提供した個人に、プログラムの歴史の中で最高となる内部通報者賞を発表した。2012年の制度発足以降、108の個人に合計6億7,600万ドルを超える報奨金を支払った。

6. ASIC、製品介入命令によりCFD取引における顧客保護を強化　（PR　10月23日）

ASICは、製品介入命令により個人投資家に提供されるCFDレバレッジを制限する。主要通貨ペアは30倍、マイナー通貨ペア、金、またはメジャー株価指数は20倍、商品（金以外）またはマイナーな株価指数は10倍、暗号資産は2倍、証券またはその他の資産を参照するCFDは5倍。主要通貨ペアとは、オーストラリアドル、ポンド、カナダドル、ユーロ、日本円、スイスフラン、米ドルのいずれか2つ、主要な株価指数は、CAC 40、DAX、ダウ・ジョーンズ工業株価平均、EURO STOXX 50指数、FTSE 100、NASDAQ-100指数、NASDAQ総合指数、日経平均株価、S&P 500、S&P／ASX200。

また、バイナリーオプション取引の提供については禁止している。

7. ISDA、IBORフォールバックプロトコルとフォールバックサプルメントを発表 （PR　10月23日）

ISDAは、LIBOR公表停止に向け、IBORフォールバックプロトコルとフォールバックサプルメントを発表した。金利デリバティブに関するISDAの標準定義を修正し、新たなプロトコルにより移行条項（事前に決めておいた金利を組み換え）の契約への組み入れが可能となる。

8. 世界のOTCデリバティブ取引残高8.6％増 （PR　11月9日）

主要12ヵ国の主要銀行を対象とした国際決済銀行（BIS）の調査によると、2020年6月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS※3を含む。）は、606兆米ドル（2019年12月比8.6％増）と増加した。市場価値で評価した総市場価額でも、全体で15.4兆米ドル（同33.5％増）と増加した。外国為替のうち、米ドル建ては88.1％（2019年12月は87.9％）、ユーロ建ては31.8％（同30.5％）、円建ては16.6％（同16.2％）を占め、金利のうち、米ドル建ては35.6％（同35.6％）、ユーロ建ては27.4％（同26.1％）、円建ては8.1％（同8.4％）、英ポンド建ては9.9％（同9.8％）が占める。商品（コモディティ）取引残高は、2.0兆米ドル（2019年12月比-1.4％減）と減少した。

（単位：10億米ドル）

	2018年 12月末	2019年 6月末	2019年 12月末	2020年 6月末
全商品合計	544,383	640,351	558,511	606,810
うち外国為替	90,658	98,560	92,177	93,801
うち先渡し等※1	53,908	59,359	54,647	55,688
スワップ※2	24,856	26,443	26,288	26,236
オプション	11,836	12,716	11,205	11,818
その他	58	43	38	59
金利	436,832	523,960	448,966	495,140
うちFRA	67,636	88,984	67,431	92,970
スワップ	326,681	389,337	341,292	363,554
オプション	42,159	45,298	39,916	38,298
その他	357	340	326	319
株式関連	6,419	7,046	6,874	6,457
商品（金等）	1,903	2,114	2,129	2,099
CDS※3	8,141	7,809	7,578	8,809
うち個別対象先	3,952	3,579	3,480	3,617
複数対象先	4,188	4,229	4,098	5,192
その他※4	199	253	246	262

※1　Outright forwards and forex swaps
※2　Currency swaps
※3　Credit Default Swaps
※4　不定期に報告する金融機関の残高予想額

9. FSB、2020年G-SIBリストを公表 （PR　11月11日）

金融安定理事会（FSB）は、2020年グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）リストを公表した。日本メガバンク3行は引き続き指定されており、総計は前年に引き続き30行となった。

10. ESMA、EUデリバティブ市場に関する第3回年次統計報告書を発行 （PR　11月16日）

ESMAは、EMIRに基づき提出されたデータに基づき、EUデリバティブ市場に関する年次統計報告書を公表した。取引情報蓄積機関（TR）による報告によれば、2019年は総想定元本残高で681兆ユーロとなり2018年の715兆ユーロから5%程度減少した。内訳としては、金利デリバティブが82%、通貨デリバティブが11%、株式、クレジット及びコモディティで残りの8%未満を占める結果となった。

11. Nasdaq、金融詐欺検知ソフトウェア会社Verafinを買収 （PR　11月19日）

Nasdaqは、Verafinを27億5,000万ドルで買収することを発表した。Verafinはマネーロンダリングや金融詐欺の検出、調査等を支援するクラウドベースのプラットフォームを金融機関に提供している。

12. ECB、EURIBORのフォールバックに関する2つの市中協議を発表 （PR　11月23日）

欧州中央銀行（ECB）のワーキンググループはEURIBORの公表が停止される場合を想定したフォールバックレートのトピックに関する2つの市中協議を発表した。現時点ではEURIBORの公表についてはLIBORとは異なり2021年末以降も存続する予定。

13. FCA、IBAの米ドルLIBOR停止協議に対する声明を発表 （PR　11月30日）

FCAは、LIBORの発表・管理主体であるICEベンチマーク・アドミニストレーション（IBA）と、2021年末に停止される予定だった翌日物と1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月物の米ドルLIBORの公表を2023年6月末まで存続する案について協議を行う。

14. CFTC、2020年度懲戒処分結果報告書を公開 （PR　12月1日）

米商品先物取引委員会（CFTC）は、2020年度（2019年10月～2020年9月）懲戒処分結果報告書を公表し、件数が113件（前年度69件）と過去最高、民事上の罰金が6億5,392万ドル（同2億600万ドル）及び不正利益の返還等※6億7,394万ドル（同11億1,545万ドル）、計13億2,786万ドル（同13億2,104万ドル）だった。処分の対象となった行為は、種類別に、①投資詐欺が56件、②顧客資金保護、監督及び財務完全性維持が24件、③価格操縦及び見せ玉が16件、④違法な市場外取引が9件、⑤記録管理・報告義務違反が3件、⑥架空取引及び建玉制限が2件等であった。

※　restitution（原状回復。不正行為又は過怠により負担する懲罰的損害賠償の支払い。返還支払いは、他の者又は事業体の不適切な行為がなければあったであろう以前の財産状況を回復する試み）及びdisgorgement（裁判所が加害者に課す不正手段で得た利益の返済。不法又は非倫理的な取引を通して受け取った資金は、金利とともに被害者に不正利得返還・返済される。不正利得返還は、懲罰的民事行為というよりも、民事上の救済措置。）

15. FIA、2020年アジアデリバティブ・コンファレンス「ASIA-V」を開催 （PR　12月1日）

FIAは、12月1日～3日に2020年アジアデリバティブ・コンファレンス「ASIA-V」を開催した。今年のコンファレンスは、インターネット上のビデオ会議で行われ、アジア太平洋地域の今後の展望についての洞察や、COVID-19パンデミックにおける業界対応の検証等が行われた。

16. ICE、ICE Futures Europeで3ヵ月物SONIA先物オプションが上場　（PR　12月7日）

ICEは、ICE Futures Europeで3ヵ月物SONIA先物オプションを開始した。ICEでは2017年12月に1ヵ月物SONIA先物を、2018年6月に3ヵ月物SONIA先物を上場している。

17. Cboe、CoinRoutesと独占ライセンス契約を締結　（PR　12月15日）

Cboeは、暗号資産取引ソフトウェア会社であるCoinRoutesと提携し、暗号資産インデックスを2021年に提供する計画を発表した。米国ではS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス（S&P DJI）が同じく暗号資産インデックスを提供すると発表している。

18. CME、EtherFuturesを上場予定　（PR　12月16日）

CMEは、ビットコイン先物・オプションに加えて2021年2月8日にイーサリアム先物を上場する。イーサリアムは時価総額及び取引量においてビットコインにつづいて2番目に大きい暗号資産。

19. CME、TriOptimaが日本証券クリアリング機構（JSCC）で一括コンプレッションを実施

（PR　12月18日）

CMEは、日本証券クリアリング機構円建て金利スワップ取引の清算においてtriReduceサービスによる一括コンプレッションの完了を発表した。今回のコンプレッションではRiskTransformationサービス（一括コンプレッション内で、代替OIS取引を成立させ、LIBOR取引を解約するサービス）が利用されており、LIBOR発行停止に備えたJPYLIBORからTONAへの移行普及が期待される。

PR：Press Release

・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒101-0052　東京都千代田区神田小川町１－３
NBF 小川町ビルディング

一般社団法人　**金融先物取引業協会**

TEL　（03）5280-0881（代）
FAX　（03）5280-0895
URL　https://www.ffaj.or.jp/

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan